

社会保障・福祉政策の動向と対応

～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和8年度 No.1 Ver.1/2026.4.23

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 14
3. 地方創生・地方分権等	P 17
4. 社会福祉法人等	P 30
5. 高齢者	P 37
6. 障害者	P 55
7. 子ども・家庭福祉	P 69
8. 地域福祉	P 83
9. 生活困窮・生活保護	P 88
10. 人材確保等	P 90
11. 予算	P 97
12. 災害対策	P 99
13. その他	P104

本号は令和8年3月11日～4月15日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

社会保障国民会議

◇第1回(2026.2.26)

- ▶ 2月26日、第1回社会保障国民会議が開催された。
- ▶ 本会議は、国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」について、国民にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、設置された。
- ▶ 検討にあたっては、本会議である国民会議が親会議として政府及び参加政党間で協議・意見集約を行うこととし、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催するとされた。
- ▶ また、「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携を図るとされた。
- ▶ 議論の進め方として、まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行うとされている。
- ▶ その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続するとされた。
- ▶ 第1回では、社会保障と税の一体改革について議論が行われた。
- ▶ 高市総理は「給付と負担の在り方などについて、全世代を通じて納得感が得られる、社会保障の構築に向けた国民的な議論を進める必要がある。特に、税、社会保険料負担、それから物価高に苦しむ中所得者、低所得者の方々の負担を緩和すべく、給付付き税額控除の制度設計を含めた社会保障と税の一体改革については本丸として議論を進める必要がある。その制度導入までの間のつなぎとして現在軽減税率が適用されている飲食料品について、特例公債に頼ることなく、2年間限定で消費税をゼロ税率とすることについて、スケジュール・財源の在り方を検討する必要がある。
まずは夏前には中間取りまとめを行い、税について結論を得られたならできるだけ早期に必要な法案の国会提出を目指したい。」と発言した。
- ▶ 初会合には、政党側から自民党、日本維新の会、チームみらいが参加した。

資料1

社会保障国民会議について

1 趣旨

これまでの政党間での協議※を尊重しつつ、**国民の受益と負担に深く関わる「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」を含めた「社会保障と税の一体改革」**について、国民の皆様にも見える形で、丁寧かつスピード感をもって検討を進めるため、**「国民会議」を設置。政府と、消費税が社会保障の貴重な財源であるとの認識を有し、給付付き税額控除の実現に取り組む政党が、共同で開催。**

※ 自由民主党、立憲民主党、日本維新の会及び公明党による給付付き税額控除に関する政党間協議。国民会議の共同開催に伴い、現在の政党間協議は国民会議に移行する。

2 国民会議の構成・構成員

- 国民会議（いわゆる「親会議」）は、政府及び参加政党間で協議・意見集約を行う。
 - <政府側> 内閣総理大臣（通常は官房長官が代理・司会進行）、担当閣僚、有識者会議座長*
 - <政党側> 参加各党の政策責任者・税調会長（総理出席の際は、各党党首が参加可能）
- ※ 国民会議（「親会議」）は、実務者会議での議論及び検討状況に応じて、適宜開催する。
- * 有識者会議（下記）座長は、有識者会議の議論を報告するため、必要に応じ参加。

- 「親会議」の下、機動的・集中的に議論を進めるため、政府及び各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を開催。
 - <政府側> 全世代型社会保障改革担当大臣、財務大臣[※]、総務大臣[※]、有識者会議座長
 - <政党側> 実務者（原則2名、自民党は3名（うち1名が議長））
- ※ 財務大臣及び総務大臣、その他関係大臣は、必要に応じ参加。

- 「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」[※]を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携^{*}を図る。
 - ※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。
 - * 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

3 事務局

国民会議の庶務は、政府（内閣官房）並びに自由民主党及び野党の代表となる党において処理。

4 議論の進め方など

- まずは「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」を同時並行的に議論を進め[※]、その両者について、R8年夏前を目途に中間とりまとめを行う^{*}。
- ※ 給付付き税額控除の制度設計に関連する社会保障制度の議論は並行して実施。
- * 骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定。

- その上で、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度の課題等について、改めて調整の上、協議を継続する。

社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議

◇第4回(2026.4.8)

- ▶ 4月8日、第5回社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議が開催され、食料品消費税率ゼロに関するヒアリングが行われた。
- ▶ ヒアリングでは、市場関係者として三菱UFJモルガン・スタンレー証券、JPモルガン証券、システムメーカーとして東芝テック株式会社、富士通株式会社、日本電気株式会社、株式会社リクルート、株式会社スマレジからヒアリングが行われた。

◇第4回(2026.4.6)

- ▶ 4月6日、第4回社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議が開催された。
- ▶ 今回は、「給付付き税額控除について」が議題とされた。
- ▶ 協議では、給付付き税額控除制度の目的として「①需要サイドからの中低所得の勤労者の負担軽減を

通じた所得再分配と②供給サイドからの就労促進」とすること等が確認された。

- ▶ また、導入に際し、第一段階として簡易的な制度から導入すること等について協議が行われた。

◇第3回(2026.3.25)

- ▶ 3月25日、第3回社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議が開催された。
- ▶ 今回は、「給付付き税額控除について(有識者会議の議論の状況等)」「食料品消費税ゼロに関するヒアリング」が議題とされた。
- ▶ 給付付き税額控除について(有識者会議の議論の状況等)では、3月24日に開催された第1回社会保障国民会議有識者会議での内容について共有された。
- ▶ 食料品消費税ゼロに関するヒアリングでは、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会、日本労働組合総連合会からヒアリングが行われた。

◇第2回(2026.3.18)

- ▶ 3月18日、第2回社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議が開催された。
- ▶ 今回は、「有識者会議」「食料品消費税ゼロに関するヒアリング」が議題とされた。
- ▶ 有識者会議については、有識者会議のメンバーについて12名の内定者が公表された。座長には清家篤日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問が就任する。
- ▶ 食料品消費税ゼロに関するヒアリングでは、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本百貨店協会からヒアリングが行われた。

◇第1回(2026.3.12)

- ▶ 3月12日、第1回社会保障国民会議 給付付き税額控除等に関する実務者会議が開催された。
- ▶ 本会議は、親会議である社会保障国民会議の下、政府及び各党の実務者による機動的・集中的に議論を進めるために設置された。
- ▶ 第1回会議では、実務者会議の今後の進め方について、下記のとおり示された。
- ▶ 会議には、政党は、自民党、日本維新の会、国民民主党、チームみらいの4党の実務者が出席した。

実務者会議の今後の進め方について

給付付き税額控除

- 「給付付き税額控除」は、中低所得者を継続的に支援する新制度を白地から議論するものであるため、給付付き税額控除についての基本的な知見を把握しつつ、有識者会議において、専門的・技術的観点から論点を順次整理し、その報告を受けながら以下のように議論を進める。
 - ① 政策目的に関し、受益と負担の全体像の分析等を踏まえ、給付付き税額控除等に対応すべき政策課題を明らかにする
 - ② これを踏まえて、対象や所得把握の範囲といった制度設計等を検討する

食料品消費税ゼロ

- 「給付付き税額控除」導入までの間のつなぎとして検討する「食料品消費税ゼロ」については、以下のような論点が指摘されている中で、まずは、関係団体や専門家からのヒアリングを行い、諸課題を整理した上で、検討を進める。

- ・ 税率変更に伴うシステム改修や価格改定等の事業者負担と必要な準備期間
- ・ 引下げ・引上げに伴う経済への影響
- ・ 財源の確保、社会保障、地方財政、市場への影響等
- ・ 外食産業等への影響
- ・ 農業・漁業関係者等、事業者の資金繰りに及ぼす影響、免税事業者等への影響
- ・ その他検討にあたっての留意事項

社会保障国民会議 有識者会議

◇第3回(2026.4.9)

- ▶ 4月9日に、第3回社会保障国民会議 有識者会議(座長:清家篤日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)が開催された。
- ▶ 今回は、給付付き税額控除制度について、「支援の単位を個人とするか世帯とするか」「所得に応じてどのような支援(逓増・逓減等)とするか」「支援の対象」「所得把握の範囲等(金融所得)」「資産」についてこれまでの意見をふまえ協議が行われた。

◇第2回(2026.4.2)

- ▶ 4月2日に、第2回社会保障国民会議 有識者会議(座長:清家篤日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問)が開催された。
- ▶ 今回は、前回協議をふまえた論点として下記が示され、引き続き「給付付き税額控除」「食料品の消費税率ゼロ」について協議が行われた。

第1回有識者会議におけるご議論を踏まえた論点等について

○ 前回のご議論を踏まえ、以下のような論点について検討を深めていく必要がある。

- ✓ 受益と負担の全体像と、その分析を踏まえた政策課題
- ✓ 上記を踏まえた制度設計の論点
 - ・ 支援の対象(どのような要件を設けるか。資産を考慮するか)
 - ・ 所得把握の範囲をどうするか(個人所得/世帯所得、金融所得)
 - ・ 支援の概要(所得に応じてどのような支援(逓増・逓減等)とするか)
- ✓ 執行のあり方

○ 本日は、以下の点について特にご議論いただきたい。

✓ 受益と負担の全体像、政策目的

- 給付付き税額控除の政策目的に関し、第1回のご議論においては、勤労世帯の中低所得層の税・社会保険料の負担軽減、勤労促進、子育て支援の観点が挙げられたが、政策目的に関し、今回、構成員からのご意見を踏まえてお示しした追加的な分析等を踏まえ、
- 給付付き税額控除等に対応すべき政策課題を改めてどのように考えるか。
 - 制度設計(支援の対象、所得把握の範囲、支援の概要(給付額の逓増・逓減等))を、どのような観点から検討していくべきか。

✓ 関連する社会保障制度・税制

- 新たに導入する制度と、既存の社会保障・税制との関係をどう考えるか。
- 受益と負担の全体像の分析等を踏まえ、給付付き税額控除による対応に加え、関連する社会保障制度や税制による負担に関し、今後の検討課題とすべき点はあるか。

✓ その他(政策目的を踏まえた基本的な制度設計に向けて、議論すべき他の論点はあるか)

◇第1回(2026.3.24)

- ▶ 3月24日に、第1回社会保障国民会議 有識者会議が開催された。
- ▶ 本会議では、「給付付き税額控除」「食料品の消費税率ゼロ」について専門的な議論を行う場として12名の構成員からなり、座長には清家篤日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問が就任する。
- ▶ 第1回では、構成員から給付付き税額控除を導入している各国の事例等について報告が行われた。

未来を選択する会議「未来選択・緊急提言－『縦割り』を超えた推進体制を」とりまとめ

- ▶ 3月25日、公益財団法人日本生産性本部が事務局を務める「未来を選択する会議」の政策提言グループは「未来選択・緊急提言－『縦割り』を超えた推進体制を」を取りまとめ、政府の人口戦略本部「第3回人口減少対策に関する意見聴取プロジェクトチーム」に提出した。
- ▶ 本提言は、人口問題への総合戦略の確立に向け緊急提言と3つの方針と5つの提案を提示するもの。

<基本的な考え方>3つの方針

1. 「政策リンケージ」の推進:舞台は地域

- ・人口問題で隘路に陥っている事態を打開するには、各分野にわたる政策を連携させ、共通目標の実現を目指す「政策リンケージ」の構築と実行が成否を握る。
- ・有効な政策リンケージが、国民一人ひとりの困難を打開する道筋と、我が国の活力やプレゼンスを高めていく関連が明らかになれば、少子化に直面しながらも、問題克服に取り組んだスウェーデンやフランスのように、国民連帯を強める契機ともなり得る。
- ・政策リンケージを構築し、実行していく舞台は、あらゆる状況や課題が集約している「地域」である。

2. 官民推進体制の確立:ブレずに取り組む

- ・人口問題は、対応の遅れが将来に悪影響を及ぼすことから、中長期的な視点に立ち時間軸を踏まえて取り組んでいく必要がある。
このため、政府は、今回設置した人口戦略本部が総合的な戦略の立案・遂行という“司令塔”としての役割を果たすよう、組織の抜本的な強化を行うことが求められる。
- ・司令塔の機能を支える観点から、人口問題を大所高所から議論し、勧告を行う審議組織(※)を設置するとともに、人口問題を調査分析する調査研究体制の強化が必要。
※かつて人口問題を総合的に審議する役割を担ってきた内閣の人口問題審議会が2000年に廃止されて以来、四半世紀になる。

- ・「国家百年の大計」とも言うべき人口問題について、立法府が多角的、継続的に審議する常設の調査会を設置し、超党派で審議を行うことを強く期待。
- ・企業や地域社会、学校をはじめとする様々な主体による取組みへの期待は大きい。
- ・中長期にわたってブレずに推進していくには、戦略の基本方針や推進体制などを盛り込んだ特別立法の制定を。

3. 国民への分かりやすい発信: 選択肢と国民運動の展開

- ・国民に対して、少子化に歯止めがかかってない現状を伝えるとともに、**将来に向けたシナリオの「選択肢」を提示し、「未来は選択できる」というメッセージを発信**することが求められる。
- ・その際には、人口といったマクロレベルの視点のみでなく、個々の国民や企業、地域にどのような影響があるかという視点を重視し、すべての人々が**「自分ごと」として捉えてもらう**ことが目標。
- ・**多くの若者にとって、人口問題を「自分ごと」化するのが難しい**ことに配慮すべき。本会議の「未来に向けた対話チーム」は「対話の育成プログラム」を立ち上げ、大きな手応えを感じている。様々な組織が、若者や子どもたちが未来の社会について考える場づくりを始めている。生まれていない世代も含む「将来世代」の視点から、様々な課題を自分ごととして考える「フューチャー・デザイン」の取組みも有効。政府にはこうした動きを応援し、連携していくことを求めたい。
- ・**少子化をめぐる問題の多くは、職場や地域の「社会規範」に関わっている**。育児負担が女性に集中している実態や性別役割分担意識、無意識のジェンダー・バイアスが根強く残っている状況を直視し、ジェンダーや人権の視点から各分野の政策の企画立案、評価を行うことが重要。
- ・国民が幅広く参加し、**社会全体の構造や意識の改革を進める国民運動へと発展していく**ことを期待。

1. 少子化対策は、“新たなステージ”へ

- ・少子化対策は、2029年度以降の**「新たなステージ」への移行**を検討すべき。子育て支援の拡充だけでなく、「共働き・共育て」の観点から、**女性就労の「L字カーブ問題」解消**を大きな目標とし、さらに、非正規労働者の**正規化推進や賃金引き上げ、同一労働同一賃金の徹底**が求められる。
- ・**若年世代に対する政策**に本格的に取り組むべき。若年世代や子育て世帯(特に女性)の可処分時間が少なく、**「生活時間」の拡大**のために、働き方改革とともに職住近接やテレワークを推進すべき。若年世代は、ライフイベントが集中する“人生のラッシュ・アワー”。将来の人生設計を考えていくための**ライフデザイン支援**や医学的情報を提供する**プレコンセプションケアの推進**が重要。さらに、若年世代が仕事や学業と家族形成を無理なく両立できるよう、ライフサイクルの多様化を目指すべき。

2. 「人材希少社会」への対応

- ・我が国は「人材希少社会」に突入しており、女性や高齢者の就労促進により**労働参加率の向上**を図ると同時に、**AIやロボット、DX等を積極的に活用**し、省力化や業務改善を進めていくことが不可欠。
- ・外国人就労をめぐる問題についても、そうした労働参加率の向上や生産性向上の展望を踏まえ、正面から向き合いつつ、多角的な観点から検討していくことが適切。
- ・基本となるのは、“**人への投資**”であり、各政策が連携した「政策リンケージ」の構築と実行が重要。中でも、厳しい環境にある若者・女性が、子育てなどと両立しながら、エッセンシャルワークなど成長分野で活躍していける環境を創出する**「人材政策リンケージ」に大きな期待**。
- ・教育分野では、**AIなどの利活用やエッセンシャルワークを支える人材を育成**する観点から、高校教育や専門学校、大学教育の改革に取り組むべき。

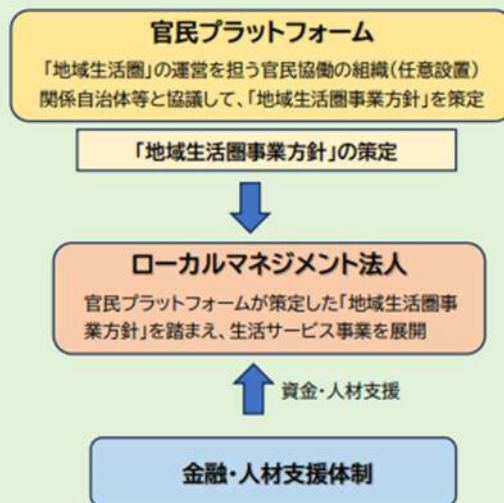
3. 「全世代型社会保障」の構築: 「給付付き税額控除」への期待

- ・人口減少社会は「超高齢社会」であり、能力に応じて全世代が支え合う**「全世代型社会保障」の構築**が避けては通れない。その中でも**「給付付き税額控除」**は、負担感が重い、低中所得の若年勤労者を重点的に支援する制度として大きな意義を有しており、できる限り早期に導入することを期待。

4. 「地域産業クラスター」や「地域生活圏」の導入

- ・人口減少の影響を最も早く受けるのは地方。地域の継続的発展の可能性を拓き、我が国の経済・雇用の力を高めるため、「地域産業クラスター」や「地域生活圏」構想の社会実装を進めることが重要。
- ・「地域生活圏」構想は、①地域生活圏単位の「官民プラットフォーム」の設置、②地域サービス提供を担うローカルマネジメント法人制度の法制化、③これらを支援する金融・人材支援体制の整備などが主な論点。地域における政策リンケージの一つとして、意欲ある地域の現場で、規制改革を含めた実証実験を行い、社会実装につなげていくべき時期にある。

「地域生活圏」を支える三層システム



- ・地方の公共インフラの維持更新や医療・介護、教育などの生活サービスについて、地域でのサービスの複合化・統合などに取り組む必要。これらの取り組みを地域全体で有効に推進していくためには、官民の緊密で広域の連携の環境整備を進める必要。例えば、「地域金融力強化プログラム」に盛り込まれた、公的資本注入の施策等を活用して、必要な支援策や規制緩和をすすめるべき。
- ・また、東京一極集中を是正するとともに、東京圏では、住宅価格の高騰が深刻化しており、空き家の積極的な活用も検討すべき。

5. 地域における「政策リンケージ」の推進:プロジェクトの立ち上げ

- ・地域をベースに、当該地域が置かれた状況に即した政策リンケージを構築、実行していく動きを推進する必要がある。このため、意欲のある地域に対して、国が地域の調査分析に協力し、少子化対策や人材政策、地域生活圏などの政策リンケージの構築を推進するプロジェクトを立ち上げることを期待。
- ・上記のプロジェクトで、地域別、企業別、コーホート別の出生・移動動向を総合的に分析し、政策リンケージを構築していく取組みは、有効な少子化対策の確立にも資する。
- ・こうした取組みには、様々な制度・規制を所掌する関係府省庁の協力が欠かせない。地方に課題を丸投げすればよい、ということではない。地方は縦割りの規制に縛られて身動きが取れない状況にあり、それを解消するのは国の責任。国には地方と協働して課題解決に取り組む姿勢を強く求める。

▶ また、3月27日に人口問題について取りあげた「人口問題白書 2025」を公表した。

▶ 白書における記載事項は以下のとおり。

第I部 人口動向、人口問題に関する政策動向の紹介

○人口動向および関連政策の動きを、データとファクトに基づいて客観的に整理。

第1章 人口動向

1. 総人口と人口構造の推移
2. 出生数、出生率の推移
3. 婚姻・出産の状況
4. 結婚をめぐる意識等

5. 出産・子育てをめぐる意識等
6. 東京一極集中の状況
7. 地域を取り巻く状況
8. 労働力関係
9. 外国人労働者問題

第2章 人口問題をめぐる取組

1. 政府の政策動向
 - (1)1990年代～2013年の取組
 - (2)近年の取組(2014年～2025年)
2. 民間団体などの取組
 - (1)経済界・労働界の取組
 - (2)地方団体の取組
 - (3)民間会議体の取組
3. 「未来を選択する会議」の取組
 - (1)「未来を選択する会議」の発足
 - (2)活動状況

第Ⅱ部 調査研究の紹介

○有識者の推薦による学術研究・文献の紹介とともに、初めて実施した人口問題に関する全世代意識調査の結果から一部を掲載。

1. 調査研究論文の紹介
2. 推薦論文一覧(全62件)
3. 推薦書籍一覧(全39件)

<速報>「全世代の意識動向調査」の結果概要

第Ⅲ部 有識者からの意見「人口減少問題をどう考え、いかなる対策を講ずべきか」

○多様な分野・世代の有識者87名による、人口問題に対する寄稿を掲載。

第221回国会 高市内閣総理大臣施政方針演説(2026.2.20)

- ▶ 2月20日に、高市総理は第221回国会における施政方針演説を行った。
- ▶ 社会保障制度改革に関わる発言は以下のとおり。

2. 経済力

(11)手取りの増加

手取りの増加に向けた対策も講じます。

いわゆる103万円の壁について、働き控えの解消と手取り増加の観点から、178万円に引き上げます。

税・社会保険料負担や物価高に苦しむ中所得・低所得の方々の負担を減らすため、給付付き税額控除の制度設計を含めた社会保障と税の一体改革について、超党派で構成される「国民会議」において検討を進め、結論を得ます。

また、同制度導入までの間の負担軽減策として、現在、軽減税率が適用されている飲食料品については、特例公債に頼ることなく、2年間に限り、消費税をゼロ税率とすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速します。野党の皆様の御協力が得られれば、夏前には中間とりまとめを行い、税制改正関連法案の早期提出を目指します。

こうした施策を総動員することで、投資と賃上げの好循環を生み出します。日本列島を、再び豊かにしていこうではありませんか。

日本成長戦略会議

◇第3回(2026.3.10)

- ▶ 3月10日、第3回日本成長戦略会議(議長:高市総理大臣)が開催され、「戦略17分野における『主要な製品・技術等』」「成長戦略が経済財政に与える効果試算」について協議が行われた。
- ▶ 会議では、各戦略分野で官民投資を優先的に支援することが必要と考えられる61の製品・技術等、その中でも先行して検討を進めている27の製品・技術等の官民投資ロードマップについて示された。
- ▶ また、成長戦略が経済財政に与える効果試算について、基本的考え方が下記のとおり示された。

成長戦略が経済財政に与える効果試算について(基本的考え方)

資料3

- 我が国経済の実力としての成長力を示す「潜在成長率」は、長年、他国に比べて低い水準にとどまっている。その背景を分析すると、最大の要因は国内投資の停滞。
- このため、高市内閣では、強い経済を実現する観点から、17の戦略分野における危機管理投資・成長投資、8の分野横断的課題への対応を通じて、国内投資を徹底的にこ入れするため、成長戦略を策定することとした。具体的には、17の戦略分野について、供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を含む「官民投資ロードマップ」を策定するとともに、これも検討材料としつつ、8つの分野横断的な課題の解決策を講じる。
- その上で、こうした成長戦略によって実現を目指す「強い経済」が、どのような姿となるか定量的に示し、日本成長戦略会議と経済財政諮問会議とが緊密に連携しつつ、今夏の骨太方針など今後の経済財政運営にも反映していくことが重要。
- このため、今後、官民投資ロードマップにおいて17の戦略分野における投資額等の見通しを示した上で、日本成長戦略本部事務局と内閣府とが共同して、この夏の骨太方針の策定前に、今後の予算編成に資するよう、日本成長戦略の下での国内投資の伸びを定量的に明らかにするとともに、GDPの伸びや税収増への寄与、債務残高対GDP比の見通しなどを示す試算を、内閣府の経済財政モデルを用いて行って、「中長期の経済財政に関する試算」に反映する。
- これにより、企業の積極的な投資が成長率を押し上げるとともに、成長戦略全体として、我が国経済の供給力が強化される姿を示す。
 - ▶ 高市総理は「本日示した『主要な製品・技術等』は、『国内のリスク低減の必要性』、『海外市場の獲得可能性』、『関係技術の革新性』などの観点から、戦略的に選択したものである。
戦略分野の担当大臣においては、委員の指摘を踏まえ、『主要な製品・技術等』の内容を更に精査するとともに、本日提示した『先行する製品・技術等』以外の製品・技術等についても、スピード感をもって、『官民投資ロードマップ』の策定を進めてもらいたい。
また、分野横断的な課題の担当大臣は、『官民投資ロードマップ』策定過程で明らかになる『国内投資促進のため解消する必要がある課題』を洗い出してもらいたい。そして、その解決策を取りまとめることで、『17の戦略分野』で先陣が切られる民間企業の国内投資を日本全国に広げていく環境を整備し、日本経済の更なる成長につなげてもらいたい。
こうした成長戦略によって実現を目指す『強い経済』がどのような姿になるか定量的に示し、『日本成長戦略会議』と『経済財政諮問会議』とが密接に連携しつつ、夏の『骨太方針』など、今後の経済財政運営にも反映していくことが必要である。」と発言した。

経済財政諮問会議

◇第 4 回(2026.4.13)

- ▶ 4月13日、令和8年第4回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、「骨太方針策定」「予算編成」について協議が行われた。
- ▶ 協議では、民間委員から政府予算の予見可能性と財政計画の信頼性を確保する観点から、予算の作り方を根本から改め、「経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換」「必要な予算は可能な限り当初予算で措置」「複数年度予算や長期的な基金による投資促進策」「経済的・財政的効果の定量的な試算・検証を前提とした様々なリスクを最小化する危機管理投資やGDPの成長にも資する成長投資に係る『新たな投資枠』の創設」などが提言された。
- ▶ 高市総理は、「本日いただいたご意見もふまえ、骨太の方針の策定にあたって大臣は高市内閣の経済財政運営の方針を明確に示す、真に『骨太』な、簡潔で、分かりやすく、メッセージ性のある内容とすることを原則として、与党とも連携しながら、策定作業を進めてもらいたい。
また、予算編成については引き続き『強い経済』と『財政の持続可能性』を両立させ、『経済の好循環』を実現していく。物価・賃金の上昇について、予算編成に的確に反映されるようにすると共に、かつての『デフレ・低成長時代』の編成から、『経済の成長力の強化』と『名目の経済規模の拡大』にふさわしい編成へと見直していく。引き続き活発な議論をお願いしたい。」と発言した。

◇第 3 回(2026.3.26)

- ▶ 3月26日、令和8年第3回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、特別セッションとしてマサチューセッツ工科大学名誉教授オリヴィエ・ブランシャール教授、ハーバード大学教授ケネス・ロゴフ教授の参画のもと、国際的な視点から我が国の経済財政運営について議論を行った。
- ▶ 高市総理は、「日本は、『技術革新力』や『労働の効率性』などの面では、他国と遜色がないにもかかわらず、国内投資が圧倒的に不足して、潜在成長率が低迷している。このため、『責任ある積極財政』の下、官民協調で国内投資を大胆に促進し、雇用・所得・生産性を引き上げる方針を打ち出した。特に、経済安全保障などの『危機管理投資』、AI(人工知能)・半導体などの『成長投資』が鍵になると考えており、戦略分野の『官民投資ロードマップ』の策定を進めている。こうした『戦略的な財政出動』を進める中で、政府債務残高対GDP(国内総生産)比を安定的に引下げることにより 財政の『持続可能性』を実現し、『市場の信認』を確保していく方針である。」と発言した。

◇第 2 回(2026.2.24)

- ▶ 2月24日、令和8年第2回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、マクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)、イノベーション(スタートアップ、大学改革等)について協議を行った。
- ▶ 高市総理は「行き過ぎた緊縮志向、未来への投資不足から脱却し、『危機管理投資』、『成長投資』といった分野に官民協調で大胆に投資することによって、『強い経済』を実現していく。国の予算の作り方も根本から改め、毎年度補正予算が組まれることを前提とした予算編成とは決別し、必要な予算は可能な限り当初予算で措置する。
経済財政諮問会議において、骨太の方針の策定に向け、予算編成の在り方を含め、『責任ある積極財政』の目指す姿や具体策について、更に議論を深めていただきたい。」と発言した。

◇第 1 回(2026.1.22)

- ▶ 1月22日、令和8年第1回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、中長期の経済財政に関する試算について協議を行った。
- ▶ 高市総理からは、「引き続き『責任ある積極財政』の考え方にに基づき経済財政運営を行い、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく。そのためには、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上

昇に目配りするという一方で、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要である。

こうした考え方の下、これまでの単年度ごとのPB黒字化目標の達成状況を見ていくという方針を、数年単位でバランスを確認する方向に見直すなど、取り組んでまいり。

関係大臣が連携し、与党の議論も踏まえつつ、今年の骨太方針に向けた検討を進めていただきたい」と発言した。

経団連「税と財政、社会保障の一体改革に関する基本的考え方」公表

- ▶ 4月13日、経団連は「税と財政、社会保障の一体改革に関する基本的考え方」を公表した。
- ▶ 本内容は、政府が「責任ある積極財政」の考え方に基づき経済財政運営を大転換し、社会保障と税の一体改革に取り組む歴史的な機会を捉え、税・財政・社会保障一体改革の基本的考え方について提言するもの。
- ▶ 提言では、全世代型社会保障の目指すべき姿として、「人口減少下であっても、公正・公平で持続可能な中福祉・中負担程度の社会保障制度を構築」「分厚い中間層を形成し、多くの人々の希望を叶え、少子化に歯止めをかける」としている。

税・財政・社会保障一体改革を通じて目指すべき姿

～FD2040で掲げた目指すべき国家像とマクロ経済運営と全世代型社会保障の目指すべき姿（抄）～

目指すべき国家像「国民生活と社会の姿」

- ◆ 国民一人ひとりが誇りをもって主体的、自立的に個性や能力を発揮し、ウェルビーイングがかなえられ、将来世代が希望を持てる国民生活
- ◆ **公正・公平**、安全・安心で、各々の多様性が尊重される包摂的で**持続可能な社会**

経済財政運営の目指すべき姿

- 官民連携により**成長と分配の好循環**を継続させ、**分厚い中間層**を形成するとともに、**財政の健全性**を維持

全世代型社会保障の目指すべき姿

- 人口減少下であっても、公正・公平で持続可能な**中福祉・中負担程度**の社会保障制度を構築
- **分厚い中間層**を形成し、多くの人々の希望を叶え、少子化に歯止め

5. 税・財政・社会保障一体改革の全体像

- ◆ 個々の政策による部分最適ではなく、**全体最適**を目指すことが肝要
- ◆ 企業、政府、国民がそれぞれの役割を果たし、その相互作用で初めて一体改革が実現することを認識する必要。



6

6. 経済財政運営のあり方

(1) 「投資牽引型経済」実現に向けた「ダイナミックな経済財政運営」

- ◆ 政府は、長期計画的な投資等により、**民間の予見可能性を高める**ことで、投資環境を改善
- ◆ 企業は、政府の戦略、環境整備にも呼応しつつ、**積極的な国内への設備投資、研究開発投資、賃金引上げを含めた人的投資を強力に推進**

(2) 財政健全化目標とフォローすべき財政指標

- ◆ 財政の持続可能性、市場の信認維持に十分留意する必要
- ◆ **債務残高対GDP比の安定的・継続的な引き下げ**を重要な財政健全化目標にすべき
- ◆ 複眼的な視点で財政状況をモニタリングする観点から、**3年程度といった複数年度の平均値が均衡することを念頭にプライマリーバランスを毎年確認するとともに、利払費の推移も注視**すべき

(3) 予算編成のあり方

- ◆ 「**歳出の目安**」に基づく**予算シーリングを見直し**、P D C AやE B P Mに基づく**ワイズスペンディング**を大前提とし、中長期計画に基づいて**複数年度の予算を定め、当初予算**で措置すべき
- ◆ **社会保障については、給付費全体を俯瞰し**、経済・物価動向等を踏まえた対応を講じつつ、現役世代を中心とする**社会保険料負担の上昇抑制**に資する取り組みを継続すべき

(4) 独立財政機関の設置

- ◆ **国会等に常設の独立財政機関を設置**する方向で検討すべき
- ◆ 独立財政機関では、**経済財政運営に加えて、社会保障の将来見通しも推計**することが一案

- ◆ 中長期の給付と負担の見通し、改革効果などをわかりやすく示し、広く国民の理解を得るべき
- ◆ 公正・公平で持続可能な中福祉・中負担程度の制度を目指すとのビジョンを共有すべき

(1) 改革議論に向けた基礎的数値の公表

- ① 「社会保障の将来見通し」(2018年5月)改訂版の速やかな公表
- ② 所得や世帯構成ごとのマイクロレベルの将来見通しの公表



(2) 給付付き税額控除と消費税減税

① 給付付き税額控除の制度設計

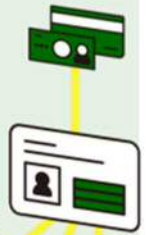
- ◆ 諸外国に比して負担が重い、勤労世代の中・低所得者に、税・社会保険料の一部を給付
- ◆ 2年を待たずに簡素な形で導入し、段階的に精緻化することも有力な選択肢

② マイナンバーの徹底活用

- ◆ マイナンバーと銀行口座等の紐づけの義務化、一元的な情報基盤の整備と利活用

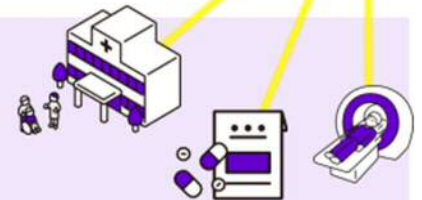
③ 飲食料品に係る消費税減税の取り扱い

- ◆ 代替財源の明確化が大前提であり、システム対応をはじめとする課題に対し議論を尽くすべき



(3) 「社会保障国民会議」で早期に検討すべき事項

- ① 効率的で効果的な医療・介護の提供体制
- ② 医療・介護DXをはじめとするテクノロジーの活用
- ③ 攻めの予防医療と健康経営
- ④ 高齢者医療・介護の自己負担の見直し
- ⑤ 第3号被保険者制度の見直しとさらなる適用拡大の推進



2. 規制改革

規制改革推進会議

◇中間答申とりまとめ（2026.2.26）

- ▶ 規制改革推進会議は、2月26日に令和7年10月からこれまでの検討の審議結果を中間答申としてとりまとめた。
- ▶ これにより令和8年末に政府において策定予定の規制改革実施計画に向けて、検討・具体化を加速させるとしている。
- ▶ 介護関係では、サービス提供体制の見直し等が盛り込まれた。
 - 特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和
 - ・厚労省は、現行の基準該当サービス及び離島等相当サービスを活用してもなお介護サービス提供体制の維持が困難な地域があることを踏まえ、新たな特例介護サービスの類型を設けることを検討し結論を得る(措置済)。その結論を踏まえ、令和8年上期の国会に必要な法案を提出する。
 - ・大都市部や一般市でもすでに介護サービスの提供が困難なエリア・地域があると指摘し、その際、「中山間・人口減少地域」の対象地域が人口減少率等の客観的要検討によって過度に限定されることのないようにする。
 - ・特例介護サービスの具体的な要件の検討に当たっては、令和8年度までに介護給付費分科会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。その際、「中山間・人口減少地域」の対象範囲を過度に限定しないことや、具体的な地域の特定においては市町村の意向が反映されるプロセスとすること。
 - ・この他、特例介護サービスの新たな類型では、ICT機器の活用が前提となっているが、小規模事業者が高齢の職員が多いことから、具体的な要件を介護記録ソフトなど必要最小限にするよう要請した。

「規制改革推進に関する中間答申」概要

強い経済の実現

- ・全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備【令和7年度検討・結論等】
…研究の促進に向けて、全国がん登録の項目の拡充や、より具体的な情報の第三者提供、院内がん登録と公的データベースの連結を可能とする。
- ・無人航空機（ドローン）の社会実装の促進【令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置等】
…VTOL（垂直離着陸）型ドローンの操縦ライセンスの見直しやドローンの電波利用に係る環境整備等を行う。
- ・蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化【措置済】
…蓄電池設備周囲に空地を求める規制において、蓄電池設備と付帯する変圧器等は一体の設備であり、両者間に空地が不要である旨を明確化。
- ・弁護士法におけるAI活用の更なる明確化【令和8年検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】
…AIを用いたリーガルテック活用サービスについて、今後の技術水準の向上も見据えながらサービスの提供に対する規制の在り方を検討。
- ・研究開発法人のイノベーション力向上のためのAI等の利活用促進【令和8年度上期措置等】
…研究開発法人においてAI等の最先端のクラウドサービスを活用するための要件等を明確化し、AI等の研究開発や利活用を促進。

地方を伸ばし、暮らしを守る

- ・歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成【令和8年度上期措置】
…ベンチ等が置ける道路区域の設定手続の円滑化や、美術品が置ける旨の明確化、道路の使い方に関する許可期間の柔軟な運用を実現。
- ・遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回りルールの見直し（鳥獣対策）【令和8年措置等】
…わな見回りの負担やリスクの軽減に向けて、遠隔監視が可能なICT機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化。
- ・指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等【令和7年度措置等】
…オンライン学科教習や遠隔教習システムなどデジタル技術の活用等による教習所の業務効率化を実現し、免許取得に係る教習の円滑化を促進。
- ・自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化【措置済】
…日本版ライドシェアにおける自家用車の（3か月ごとの）中間点検をドライバー自身で行えることや具体的な点検方法を明確化。
- ・自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し【令和8年度措置】
…公共ライドシェアについて、NPO法人等の多様な主体から意見聴取の機会を設けることなどにより、不合理なローカルルールの見直しを促進。
- ・特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等【令和8年上期法案国会提出等】
…中山間・人口減少地域における人員配置基準の緩和など地域の实情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、制度・運用を整備・見直し。
- ・介護の特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進【令和7年度検討開始、令和8年度結論等】
…特例的柔軟化などの制度運用のため、要件の在り方を見直しや業務時間を計測するタイムスタディ調査等に要する事務負担の軽減を行う。
- ・シフト制における適正な年次有給休暇の取得等【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置等】
…シフト制の労働者の有給休暇に係る法令等の解釈の明確化等を行い、労働者による適正な取得や使用者による適正な管理を推進。
- ・緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化【令和7年度措置】
…既に警察あての申請がオンライン化されているところ、都道府県あての申請についてもオンライン化を推進。
- ・政府情報システムにおける利用者目線での利便性向上（自動車保有関係手続のワンストップサービス等）【令和7年度措置等】
…利便性に課題のある自動車保有関係手続のシステムを改善するとともに、政府のシステム全般の利便性を恒常的に改善する仕組みを構築。

(注) 本資料は「規制改革推進に関する中間答申」における実施事項の概要についての説明資料であり、各項目の詳細・引用等については「規制改革推進に関する中間答申」の本文を直接参照されたい。

◇第 27 回 (2026.2.26)

- ▶ 2月26日、内閣府は第27回規制改革推進会議(議長:富田哲郎 東日本旅客鉄道株式会社相談役)を開催し、「規制改革推進に関する中間答申(案)」「規制改革実施計画のフォローアップ」について協議を行った。
- ▶ 規制改革推進に関する中間答申(案)では、各個別分野における実施事項が示された。
- ▶ 福祉分野に関する事項は、下記のとおり。
 - 特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等
 - ・中山間・人口減少地域における人員配置基準の緩和など地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、制度・運用を整備・見直し。
 - 介護の特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進
 - ・特例的柔軟化などの制度運用のため、要件の在り方の見直しや業務時間を計測するタイムスタディ調査等に要する事務負担の軽減を行う。

◇第 26 回 (2025.12.24)

- ▶ 12月24日、内閣府は第26回規制改革推進会議(議長:富田哲郎 東日本旅客鉄道株式会社相談役)を開催し、規制・制度改革の今後の検討課題について協議を行った。
- ▶ 会議では、今後の検討課題として下記が示され、協議が行われた。

規制・制度改革の今後の検討課題(案)

資料 1

- 人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるため、**国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて、規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底する。**
- 具体的には、「**強い経済の実現**」と「**地方を伸ばし、暮らしを守る**」を二本柱として取り組む。特に前者については、**民間投資と技術革新が促進され将来にわたって挑戦できる環境が整備されることを目指し、**来年夏の策定が予定されている成長戦略にも反映されるよう、**日本成長戦略本部と連携して取り組む。**

1. 強い経済の実現

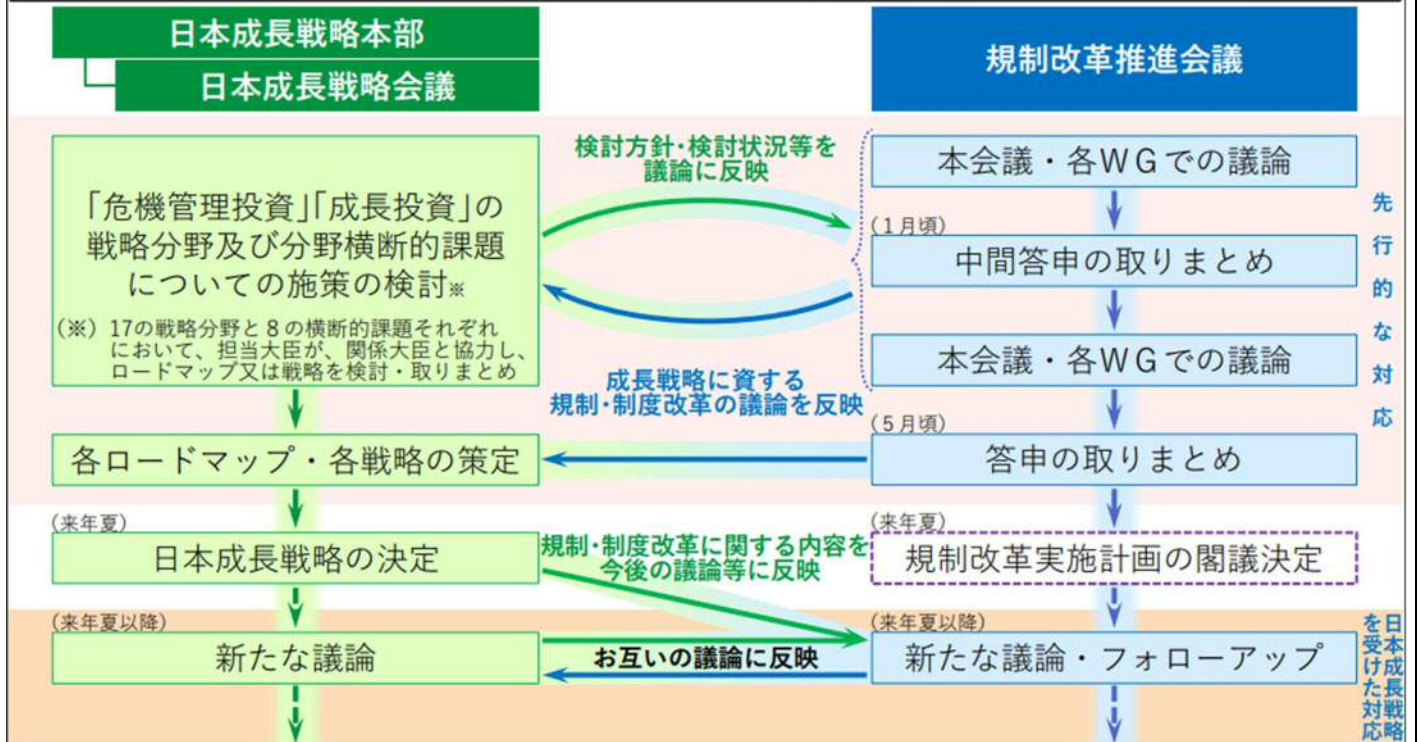
- A I の社会実装の促進
- 労働時間法制に係る政策対応の在り方
- 農地の大区画化、スマート農業の促進
- 医療等データの利活用の促進等
- 新技術(ドローン等)の社会実装の促進
- スタートアップへの投資促進・成長促進
- GX等への投資の促進
- 企業の持続的な成長に向けた企業法制の見直し

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

- 地方が持つ伸び代の活用
- 暮らしの安全の確保
- 外国人との秩序ある共生社会の推進
- 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し
- 年次有給休暇制度等の見直し
- 医療・介護分野におけるタスク・シフト/シェアの促進
- 自動車関係手続等の効率化と利便性向上
- 地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化
- 全国における移動の足不足の解消(ライドシェア等)

- ▶ また、日本成長戦略本部との連携案が示され、令和8年5月頃を目途に答申を取りまとめる。必要に応じて、中間取りまとめの公表を検討することとされた。なお、答申を待たずに、改革を実現すべき事項については、早期の実現を求めることとされた。

- 規制改革推進会議では、来年夏までの先行的な対応として、成長戦略に資する規制・制度改革について議論し、日本成長戦略本部等における検討に反映。
- 来年夏以降においては、各ロードマップ・各戦略を含む日本成長戦略の内容も踏まえ、規制・制度改革の観点で、成長戦略に資する新たな議論を行うとともに、決定事項に対するフォローアップに取り組む。



▶ 高市総理は「人口減少・少子高齢化の課題を克服し、日本経済の成長と、それから地方の活性化につなげるために、絶え間ない規制改革は重要である。『強い経済の実現』『地方を伸ばし、暮らしを守る』というこの二本柱で必要となる規制・制度改革を強力に進めていただくようお願いする。

働き方改革関連法施行から5年が経過したなか、施行状況や労働時間の動向も勘案しながら日本成長戦略本部とも連携のうえ、生産性の高い柔軟な働き方の推進につながるように、制度の在り方について、是非御検討をお願いしたい」と発言した。

規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループ

◇第11回 (2026.3.23)

▶ 内閣府は3月23日、第11回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化」について協議を行った。

◇第10回 (2026.3.11)

▶ 内閣府は3月11日、第10回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「医療等データの利活用の促進(本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方等)」「規制改革ホットライン処理方針」について協議を行った。

◇第9回 (2026.2.12)

▶ 内閣府は2月12日、第9回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「医師による画像読影等におけるAI活用の促進」「規制改革ホットライン処理方針」について協議を行った。

3. 地方創生・地方分権等

「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定（2025.12.23）

- ▶ 12月23日に、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。
- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。
 - 障害者支援施設における設備基準等の見直しについて
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44条3項及び84条2項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - 介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化
（介護保険法）
介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和7年度中に必要な措置を講ずる。
 - 福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の見直し
（社会福祉法）
評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。
 - ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
 - ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針【概要】

〔 R7年の提案数:355件(R6:257件) うち実現・対応割合:88% (R6:86%) 〕

令和7年12月23日
閣議決定

- ◇ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもの。平成26年から「提案募集方式」を導入。
- ◇ 法律改正事項については、一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本。
- ◇ 12月23日に地方分権改革推進本部・閣議決定。

(件数は分権室による推計値)

1 デジタル化による国民の利便性向上

支障事例	対応方針	効果
① 事業者から地方公共団体への申請手続等のオンライン化 (e-Govの活用) ・事業者からの申請・届出を郵送や窓口で対応している場合があり、負担が生じている。	・事業者による届出について、オンライン化を可能に(e-Gov(政府共通の電子申請システム)の活用)。 (i) 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出 (ii) 振動規制法に基づく特定建設作業の届出 など	・事業者の負担を軽減。手続迅速化。 (i) 届出件数:約9万倍/年 (ii) 届出件数:約5万倍/年
② 公営住宅の家賃決定に係る収入申告書の省略 ・公営住宅に入居する住民は毎年度の収入申告書の提出が必要であり、住民や地方公共団体に負担が生じている。	・マイナンバー制度における情報連携等によって所得情報等を把握し、毎年度の書面での収入申告を不要とすることを検討。	・住民の負担を軽減。地方公共団体における督促等の事務負担を軽減。 ※公営住宅の入居戸数:約165万戸(令和5年度末時点)
③ 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に ・投資家層の拡大に向けて、社債と同様に、デジタル証券による地方債を発行したい。	・地方債のデジタル証券方式での発行を可能に。	・投資家層の拡大による資金調達手段の多様化に寄与。

2 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

支障事例	対応方針	効果
④ 空家等管理活用支援法人に商工会議所等の指定を可能に ・空家等の管理・活用をより円滑に支援するためには、空家等管理・活用支援法人に、ワンストップでの対応が期待でき、地域活性化の推進役となり得る法人を更に追加する必要がある。	・空家の管理等を行う事業者間の調整等を担える法人として、商工会議所・商工会等の非営利法人の指定を可能に。	・効率的・効果的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与。
⑤ 公営住宅における建替えを伴わない団地集約の場合でも明渡請求を可能に ・入居率の低下や老朽化した公営住宅の団地集約を行おうとする場合、建替事業を実施しないと入居者へ住宅の明渡請求ができない。	・入居者の居住権の保護などを勘案した上で、建替事業を実施しない場合でも明渡請求を可能とすることについて検討。	・公営住宅の管理運営の効率化や自治体の負担軽減等に寄与。
⑥ 土地利用の実情に即した市街化区域の設定を可能に ・人口減少下における市街化区域の設定にあたっては、現行の将来人口に基づき設定する方法(人口フレーム方式)だけでは、有効な土地利用が困難。	・土地利用の現状や将来見通しに基づき市街化区域の設定が可能であることを周知。	・地域の実情に応じた土地利用によるまちづくりの推進に寄与。

3 自治体業務の簡素化・効率化

支障事例	対応方針	効果
⑦ 経由事務の廃止及び経由調査の見直し ・経由事務(国への申請等が地方公共団体を経由する事務)や経由調査(国の調査で地方公共団体が集計する調査)において、地方公共団体に事務負担が生じている。	・経由事務の廃止及び経由調査の見直し。 (i) 管理栄養士、薬剤師、精神保健指定医のオンライン申請における免許証等の交付 (ii) 医薬品国家検定の申請 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続 など	・手続の迅速化、事務負担の軽減。 (i) 免許証等の新規交付件数:約1.7万倍/年 (ii) 医薬品国家検定申請件数:約900倍/年 (iii) 栄養士養成施設等の指定等に係る手続件数:約400倍/年
⑧ 都道府県による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に ・都道府県が相続人特定のため戸籍証明書等の公用請求を郵送で行っており、事務負担・費用負担が生じている。	・都道府県がオンラインにより戸籍電子証明書等を公用請求することが可能に。	・事務負担・費用負担の軽減。 ※都道府県における戸籍の公用請求件数:約60万倍/年
⑨ 行政書士試験に関する事務のうち委任できない事務を委任可能とし全ての試験事務を委任可能に ・都道府県が行う試験問題作成等の事務は指定試験機関に委任可能とされているが、合格決定の事務のみ委任できない。	・合格決定の事務も委任可能とし、全ての試験事務について指定試験機関への委任を可能とするよう検討。	・事務負担の軽減。 ※合格証への押印:約6千倍/年
⑩ 介護・障害福祉サービス等報酬関連補助金に係る支払事務について都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に ・介護・障害福祉サービス等報酬の支払事務は国保連に委託可能とされている一方、関連補助金(※)の支払事務は国保連に委託できず、都道府県が直接事業者に支払っている。 ※例えば、令和6年度補正予算による福祉職員等の処遇改善等のための補助	・関連補助金に係る支払事務についても国保連への委託を可能とすることを検討。	・都道府県の事務負担を軽減、国保連による効率的な事務の実施。 ※令和6年度補正予算額 1,148億円の内数
⑪ 国への返還金に関する取扱いの見直し ・障害者自立支援給付費、障害児通所給付費、診療報酬等の国庫補助金等について、不正等を行った事業者等からの返還金が徴収困難な場合、当該返還金の未徴収額について、国や都道府県から交付を受けた補助金等を含め全額返還することとされており、結果として、市町村が全額負担することとなっている。	・実態把握のための全国調査を行い、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応を検討。	・障害児通所給付費:児童発達支援管理責任者等、必要な人員を配置せず、約1.1億円の返還請求が生じたが、事業者の資金不足により、未徴収額が発生した事案 ※診療報酬:看護師配置基準を満たしておらず、約1.4億円の返還請求が生じたが、医療機関の破産手続開始決定がされ、未徴収額が発生した事案
⑫ 社会情勢を踏まえた事務の簡素化 (i) 地方公共団体の財政状況等の公表回数を年2回以上から1回以上に (ii) 公社等の解散公告(債権の申出の催告)を3回以上から1回に (iii) 外部監査の補助者、土地区画整理組合の理事の住所の記載内容の見直しを検討 (iv) 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止(総務省によるインターネットでの公表) (v) 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止(国土地理院によるインターネットでの公表)		(i) 財政状況等の公表に係る事務負担が軽減。 (ii) R5年度に解散した土地開発公社数:25(公社等数:780) (iii) R4年度の外部監査の補助者:752人 土地区画整理事業(組合による施行中)の地区数:248 (iv) 備付けを廃止する地方公共団体の事務所:約150事務所 (v) 基本測量・公共測量の公示件数:約12,450件/年 ・基本測量 国土地理院が実施 ・公共測量 費用を国又は地方公共団体等が負担して実施
⑬ 計画策定事務の見直し ・離島活性化交付金等事業計画と離島振興計画等との一体的策定を可能に。 ・導入促進基本計画(先端設備等の導入)の策定に当たり、他の計画等からの引用を可能に。		・計画策定事務の負担を軽減。 ※離島活性化交付金等事業計画策定団体 26団体
⑭ 財産区議会(総会)設置条例について都道府県知事による提案に加え市区町村長等による提案も可能に ・財産区議会(総会)を設置・廃止する場合に、現行では都道府県知事のみ設置・廃止に係る条例の提案が認められているため、財産区が属する市区町村は都道府県に事前相談しなければならず、事務手続きが負担。 ※ 財産区:地方公共団体の一種であり、山林や用水池等を有し、管理する法人。	・財産区議会(総会)を設置・廃止する条例の提案権について、都道府県知事の提案に加え、市区町村長等による提案を可能に。	・市区町村等自らの判断で条例の提案が可能に。 ※令和5年度財産区総数:3,930(うち議会を設けている財産区:591、総会を設けている財産区:20)

「地方創生に関する総合戦略」を閣議決定（2025.12.23）

- ▶ 12月23日、「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定された。期間は2025(令和7)年度～2029(令和11)年度。
- ▶ 本総合戦略は、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたもの。
- ▶ 国においては、これまでの地方創生で進めてきた取組に加えて、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すことを目指し、「強い経済」の実現に力点を置いた形で取りまとめる全体戦略である「地域未来戦略」を令和8年夏目途に取りまとめることとしている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

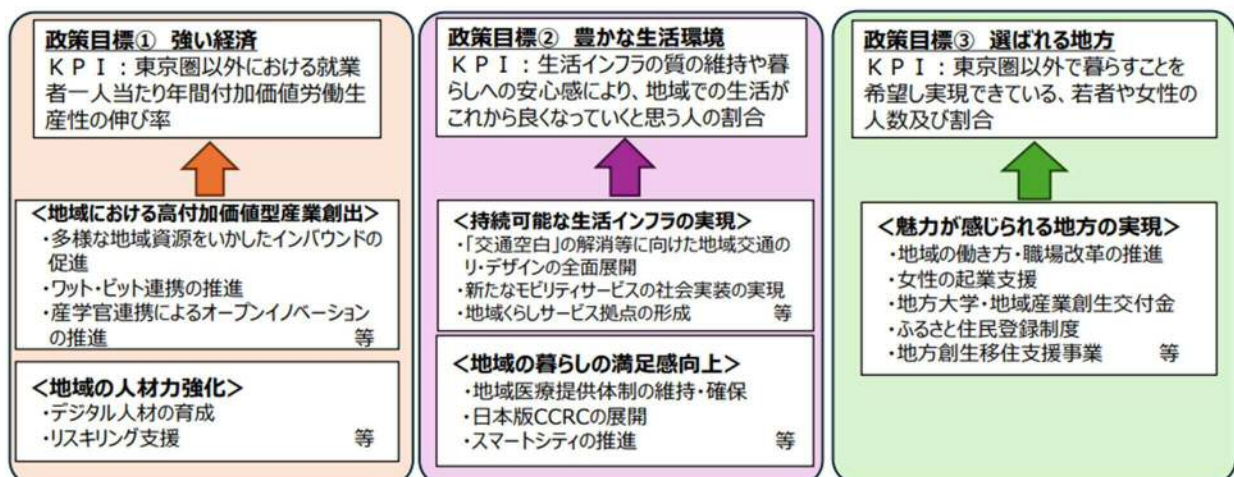
地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～の概要

- 「まち・ひと・しごと創生法」で、まち・ひと・しごと創生に関する**目標**及び施策に関する**基本的方向**並びに政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する**施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**を定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（閣議決定）することとされている。
また、同総合戦略の案を作成するに当たっては、検証に資するよう総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定することとされている。
- 2014年以降、総合戦略を累次策定しており、現行の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」は2023年度を初年度とする5か年の総合戦略として策定された。
※策定後も基本的に毎年末に改訂
- 今般、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を変更し、「**地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～**」（以下「本総合戦略」という。）を策定。（期間は2025年度～2029年度。）
 - ・各府省庁における地方創生のための具体的な事業を整理。
 - ・各施策の進捗管理・検証を行うために工程表の作成・KPIの設定をするとともに、目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）を設定。
- 「**強い経済**」の実現に力点を置いた全体戦略としての「**地域未来戦略**」を来年夏を目処に取りまとめる。

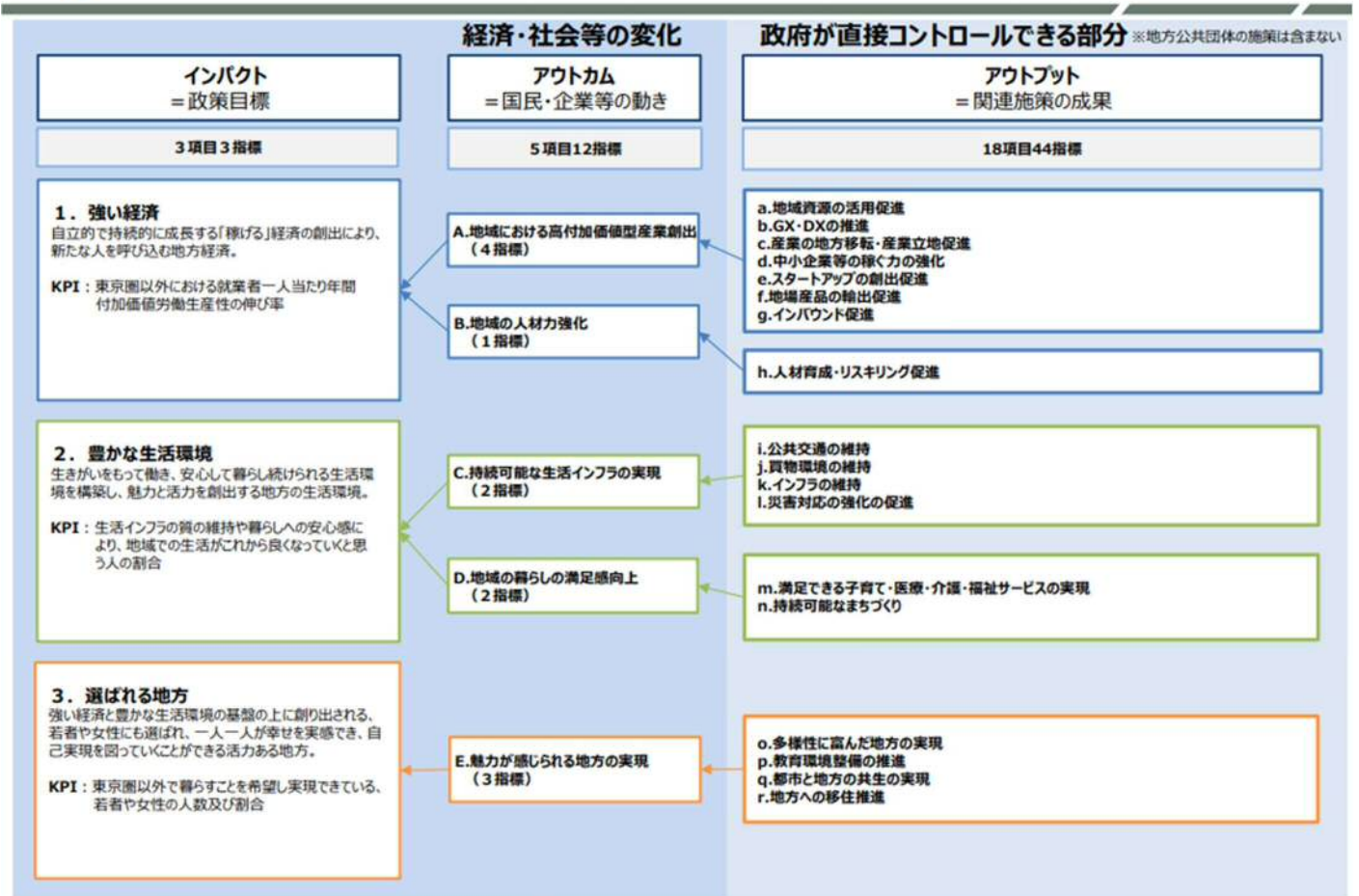
地方創生に関する総合戦略におけるKPIの設定

【本総合戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等】

- 「**強い経済**」「**豊かな生活環境**」「**選ばれる地方**」という目標を設定した上で、それを実現するための施策を具体化。さらに、目標と各施策との**因果関係（ロジックモデル）の整理**を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる**KPIの設定及び工程表の作成**を行うことにより、PDCAサイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高める。



ロジックモデル（全体イメージ）



政策目標達成に貢献する施策（331施策）

政策目標① 強い経済（132施策） ・多様な地域資源をいかしたインバウンドの促進 ・スマート農林水産業の推進 ・伝統工芸品・地場産業の販路開拓等支援 ・文化観光や文化施設（博物館・劇場等）の振興 ・スポーツによる地域・経済の活性化	・ワット・ビット連携の推進 ・GX・DX分野における大規模投資の促進 ・本社機能の地方移転・拡充の更なる促進 ・地域金融力の強化を通じた中小企業等の支援 ・産学官連携によるオープンイノベーションの推進 ・新規輸出1万者支援プログラム ・リスキング支援 等
政策目標② 豊かな生活環境（118施策） ・「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開 ・新たなモビリティサービスの社会実装の実現 ・地域暮らしサービス拠点の形成 ・ロボット配送の社会実装 ・広域的な連携によるインフラの老朽化対策 ・避難生活環境の整備	・オンライン診療等による地域医療提供体制の維持・確保 ・事業者間の連携等による地域の介護・福祉サービス等の維持・確保 ・にぎやかで持続可能な地域づくりの推進 ・地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進 ・日本版CCRCの展開 ・スマートシティの推進 等
政策目標③ 選ばれる地方（62施策） ・地域の働き方・職場改革の推進 ・教育現場の意識改革の推進 ・女性の起業支援 ・地方大学・地域産業創生交付金の推進 ・大学等の地方分散支援	・高校生の「地域留学」の推進 ・学校と地域の連携・協働体制の構築等による人づくりの推進 ・ふるさと住民登録制度の創設 ・スモールコンセッションや空き家等を活用した二地域居住の推進 ・プロフェッショナル人材事業の展開 ・地方創生移住支援事業の展開 等
国の役割（19施策） ・地方創生伴走支援制度 ・RESAS、RAIDAによる情報支援の強化	・地方創生における特区の再起動 ・広域リージョン連携 等

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会

◇第 185 回（2026.2.2）

- ▶ 内閣官房は 2 月 2 日、第 65 回地方分権改革有識者会議・第 185 回提案募集検討専門部会を合同で開催し、令和 8 年の提案募集方式の実施について協議を行った。
- ▶ 令和 8 年度の実施に向け、下記のとおりスケジュール案が示された。

令和 8 年の提案募集のスケジュールについて（案）

資料 1

- 2 月 2 日（月） ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議(令和 8 年提案募集の方針決定)
○事前相談（～ 3 月 27 日）・提案受付開始
 - 4 月 21 日（火） ○提案受付終了
○追加共同提案の意向・支障事例、類似の支障を有する他制度等の照会
 - 6 月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議(重点事項の決定)
○関係府省庁への検討要請
 - 7 月上旬～ 8 月上旬 ○関係府省庁からの第 1 次ヒアリング、地方三団体からのヒアリング
 - 8 月上旬 ○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議
(関係府省庁からの第 1 次回答・専門部会におけるヒアリング状況等の報告)
○関係府省庁への再検討要請
 - 9 月中下旬 ○関係府省庁からの第 2 次ヒアリング
- ▶ また、重点募集テーマ案として、下記が示された。
- ①事務処理方法の見直し
 - ②デジタル化
 - ③地域におけるサービスの維持・向上等

1. 重点募集テーマ③ 「地域におけるサービスの維持・向上等」

<提案の考え方>

人口減少・少子高齢社会におけるサービスの維持・確保、向上や自治体の負担軽減、裁量拡大を図るための基準等の見直しや、地域経済の付加価値創出による活性化などを目指した取組を推進するもの。

<提案の視点の例>

(1) サービスの維持が困難な地域等における基準・手続の見直しを求めるもの(1/2)

①人員基準、資格要件の見直しに関するもの

《過去の提案例》

・一時預かり事業に係る人員基準の見直し (H29-300)【実現】

1日あたり平均利用児童数が3人以下であること、保育所等と一体的に運営されていること等の条件を満たす場合、保育士1名に代わって子育て支援員1名の配置でも事業実施を可能とする

保育士確保が困難な地域において一時預かり事業の実施が可能に

・へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について (H30-7)【実現】

へき地における薬局の管理者の兼務要件について、その地域の薬局の営業時間外であれば当該薬局の管理者は他の薬局に従事可能であることなどを明確化

へき地の薬局体制の維持が可能に

・理学療法士等の介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすること (R7-147)

理学療法士等における特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とするとともに、診療報酬上の配置要件を緩和し、医療機関から特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする

疾患別リハビリテーション料の専従要件については、提案の趣旨を踏まえつつ、限られた医療資源を有効活用する観点から理学療法士等の専従要件を明確化することを検討

②施設運営基準等の見直しに関するもの

《過去の提案例》

- ・既存建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和 (R7-270)【実現】

既存建物を活用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において専ら3～5歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件を緩和

幼保連携型認定こども園に関する設備基準について、例外的に一定の部分で幼稚園の用途に供する部分として取り扱うことが可能なことを改めて周知

- ・障害者支援施設における設備基準等の見直し (R7-272)

特別養護老人ホームに障害者支援施設を併設できるよう、利用者一人当たりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員基準の参酌基準化

障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準の中山間地域等での適用について、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供に向け検討

地域未来戦略に関する関係副大臣等会議

◇第2回(2026.3.4)

- ▶ 3月4日、第2回地域未来戦略に関する関係副大臣等会議が開かれた。
- ▶ 今回は、「戦略産業クラスター計画」及び「地域産業成長プラン」の基本的な考え方(案)について協議が行われた。
- ▶ 協議では、地域未来戦略における3つのクラスター計画について下記のとおり概要が示された。

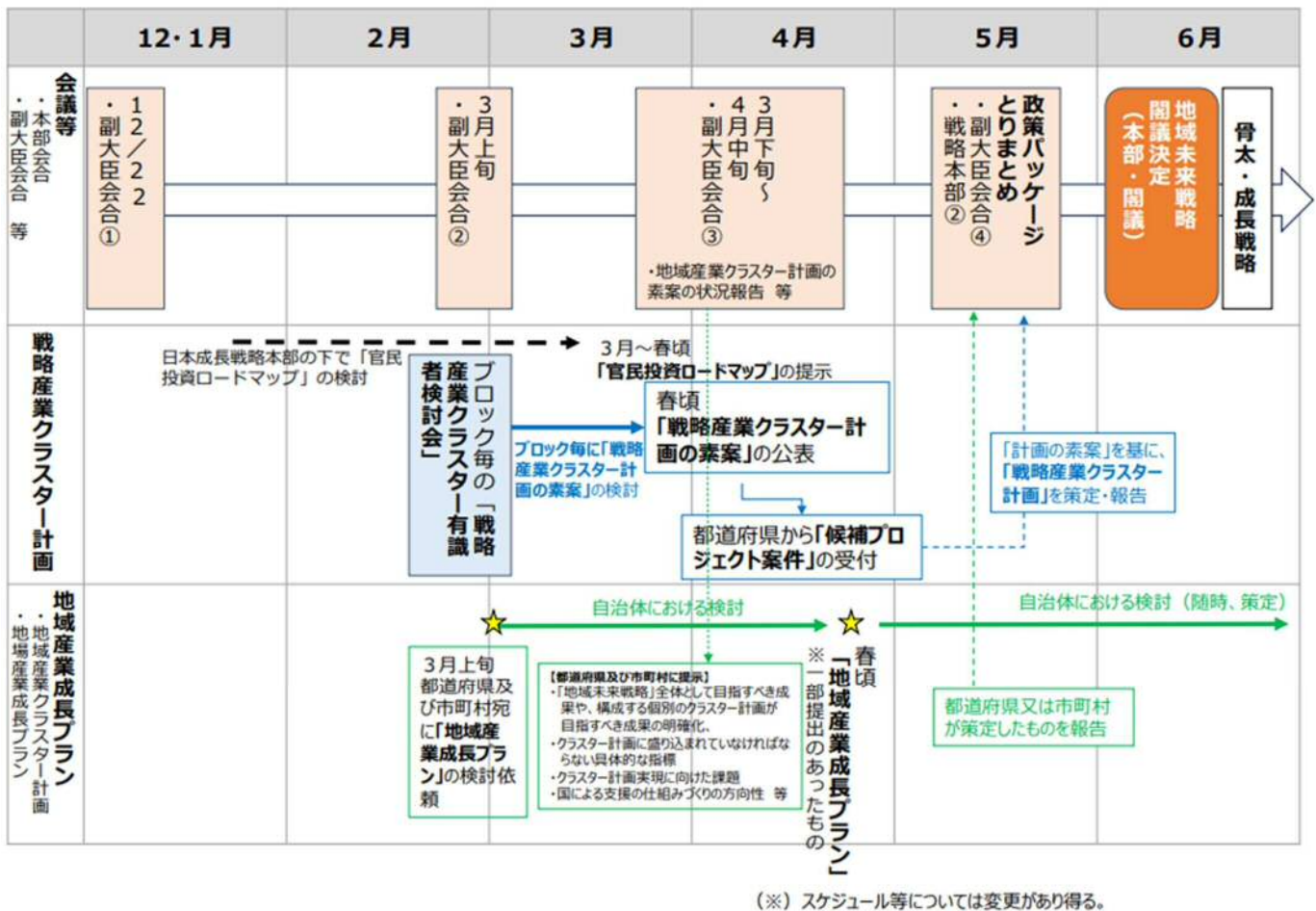
地域未来戦略における3つのクラスター計画について(概要)

資料1

	地域産業成長プラン	
	A.戦略産業クラスター計画	B.地域産業クラスター計画 / C.地場産業成長プラン
クラスターの概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本のT S M Cや北海道の元ダスを支えるクラスターのように、17の戦略分野に関する検討が主導する形で企業の大規模投資を中心に形成されるもの。 ● 道路、工業用水、鉄道など必要なインフラ整備や分野特有の拠点整備等、産業人材育成等を一体的に実施。 ● 都道府県域をまたぐ地域ブロック単位のものを中心に想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知事等主導で形成されるクラスターであって、力を入れる産業分野及び重点支援をすべき企業等を特定し、複数自治体の連携促進や中堅企業支援策の適用など、政府の施策の戦略的活用をフラッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。 ● 市町村域をまたぐ都道府県単位のものを中心に想定。
計画要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県のプロジェクト提案の要件 ● 日本成長戦略本部における、17の戦略分野に関する検討と整合していること。 ● 実現に向けて必要な予算措置について、関係省庁との事前調整が開始されていること。 ● 一定の大規模投資の見込みがあること。 ● 地域の経済発展のため、賃上げも含めた持続可能な地域の労働環境整備に貢献すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実現する製品・サービスが海外輸出で外貨を稼げる又は国内で上位シェアを目指すものか ● 域外企業の誘致の場合、労働・技術の現地化のロードマップ及び収益の再投資方針を示し、立地する地域に裨益するものか ● 域内への波及効果として、域内取引額、売上額、持続可能な労働環境の整備(雇用の創出・賃上げ等)に関する目標値を設定できているか ● 計画期間中の継続的な自治体の伴走支援体制があるか 等
策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地方経済産業局が中心となり「戦略産業クラスター有識者検討会」において、ブロックごとに「戦略産業クラスター計画の案」を策定。 ● 国は、日本成長戦略本部で策定される分野別の「官民投資ロードマップ」及び「計画の案」の両方に整合する候補プロジェクト案件を都道府県から受け付け、「計画の案」を基に「戦略産業クラスター計画」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県等は、力を入れる産業分野を特定した「地域産業クラスター計画」を策定し、併せてコネクタ-度・ハブ度の高さを踏まえ、当該プランにて審査上の考慮を行う重点支援企業等を選定。 ※コネクタ-度：企業の域外販売額 / 企業が所在する都道府県の域外販売額 ハブ度：企業の域内仕入額 / 企業が所在する都道府県の域内仕入額
成長戦略との関係性	成長戦略における17分野の官民投資ロードマップと整合するもの	成長戦略における17分野の官民投資ロードマップに限らず、幅広い産業を支援
関係事業者のイメージ		
支援策(例)		

*①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靭化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル(重要鉱物・部材)、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

▶ また、地域未来戦略の政策パッケージ策定に向けたスケジュールとして下記のとおり示された。



◇第1回（2025.12.22）

- ▶ 12月22日、第1回地域未来戦略に関する関係副大臣等会議（議長：黄川田仁志地域未来戦略担当大臣）が開かれた。
- ▶ 本会議は、地域未来戦略本部の下、地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援することなどの検討について、関係府省間の連携を図ることを目的に設置された。
- ▶ 第1回目は地域未来戦略の策定に向けた考え方として下記のとおり示された。

1. 目的

来年夏（5月頃）までに、以下で構成される「地域未来戦略」の政策パッケージを取りまとめる。

【戦略産業クラスター計画】

- 地域ごとの戦略産業クラスター形成に向けて、知事とも連携しつつ、地域ごとの計画を策定する。

※地方経済産業局長を中心に、各省庁の地方支分部局長の協力の下で議論を進める。地域のコミットメントを得ながら、知事とも連携して策定。

《戦略産業クラスター》

- ▶ 熊本のTSMCや北海道のラピダスを支えるクラスターのように、17の戦略分野に関する検討が主導する形で、企業の大規模投資を中心に形成されるもの。

(検討課題)

- ・ 必要となる産業インフラ、社会インフラ等の整備のあり方
- ・ クラスターを形成するための支援措置の内容
- ・ クラスターを支える人材育成 など

【地域産業成長プラン】

- 地場産業の成長・発展に向けて、知事主導で策定された各都道府県の地域産業の成長プランを強力に後押しする。

《地域産業クラスター》

- 知事主導で計画されるクラスターであって、複数自治体の連携促進や中堅企業支援等の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。

《地場産業支援》

- 地場産業の更なる付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の拡大を目指すもの。

(例) 高付加価値なインバウンド観光地づくり、農林水産物・食品等の海外展開支援、市が主導するスポーツ施設を核とした地域づくり など

(検討課題)

- ・ 国の支援施策（付加価値向上・販路開拓支援等）の整理、優遇措置の内容
- ・ 新たな財政措置の検討
- ・ 成長支援を行うために追加すべき施策
- ・ 成長プラン策定に向けた支援体制の構築（伴走支援等）など

- ▶ 今後おおむね月に1～2回程度、戦略産業クラスター計画、地域産業成長プランの策定に向けて、有識者ヒアリング、先進地域における首長等からの取組紹介等を行いながら、上記検討課題について議論を行い、来年夏までに、「地域未来戦略」の政策パッケージを取りまとめる予定。

地域未来戦略本部

◇第1回（2025.12.4）

- ▶ 12月4日に、政府は地域経済の活性化に必要な施策を検討する「地域未来戦略本部」（本部長：高市内閣総理大臣）の初会合を開いた。
- ▶ 本本部は、これまでの地方創生の取り組みに加え、産業拠点の形成や地場産業の付加価値向上など、経済に重点を置いた政策を検討するもので、石破政権が創設した「新しい地方経済・生活環境創生本部」を廃止し、これまで検討した事項等については、本部に引き継がれる。
- ▶ 高市総理大臣は、
 - ・ 地方には可能性を秘めた魅力あふれる地域資源が多数存在。地方の伸び代を最大限いかすために、各知事が主導する「地場産業」の成長プランを強力に後押しすること
 - ・ その付加価値向上と販路開拓を支援する政策パッケージを来年5月頃目途に策定すること
 - ・ 具体的支援策として、新たに「地域未来交付金」を設けること
 - ・ 重要なインフラである産業用地の確保や地域のエッセンシャルサービスの維持向上を実現するための法制的措置を検討すること等を指示した。

地域未来戦略

（所信演説）“地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、「地域未来戦略」を推進します。”

地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援

地域ごとに戦略産業クラスター計画を策定

※ 日本成長戦略会議で挙げた戦略分野を中心に、地域のコミットメントを得ながら、知事とも連携し策定。

知事主導で各都道府県における地場産業の成長プランを策定

① 成長投資促進策と一体のインフラ整備

- 成長投資の促進
 - ・成長投資促進策の検討【日本成長戦略会議で議論】
 - ※ 別の会議体を中心に検討される予定。
- GX産業立地
 - ・「GX戦略地域」を選定し、支援と規制・制度改革を一体的に措置【GX実行会議WGで議論】
- 投資と一体での関連インフラ整備・人材育成
 - ・地域毎の投資・インフラ・人材需要を可視化し、必要な措置を検討

② 地域産業のエコシステム形成

- 中堅・中小企業の投資・ビジネス展開
 - ・中堅・中小等の大規模設備投資への支援
 - ・地域経済全体を底上げする100億企業の創出
 - ・地域を支える中小・小規模事業者の持続的な発展に向けた支援
 - ・地域波及効果の高い企業への重点支援
- 地域イノベーション支援
 - ・地方大学発、高専発スタートアップの創出・成長支援
 - ・地方大学や産総研の産官学連携拠点整備
- 人材育成・確保支援
 - ・大企業人材の活用促進（レビキヤリ等）
 - ・地域一体での人材育成・確保

- 産業用地の確保促進（集積立地の促進）
 - ・産業用地整備に関する金融措置等の検討
 - ・規制見直し（緑地規制、工業用水等）に係る検討
- エッセンシャルサービスの維持向上
 - ・産業の担い手の確保のため、生活関連サービス供給の持続化の支援枠組みの創設を検討

国内投資・立地促進に向け法制的な措置を検討

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会

◇ 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見（2026.2.6）

- ▶ 2月6日、構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見が示された。
- ▶ 構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。
- ▶ 今回評価等の対象となった4特例措置のうち、3特例措置について全国展開が適当との評価が行われた。
- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

○ 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

経費の削減や地産地消の推進等の効果が確認されているところ、これまでの評価において指摘されていた離乳食の提供、食物アレルギーへの個別対応を要するこどもへの対応及び食育への取組については、適切に対応し得るよう所要の措置を講ずることで弊害の予防が確保されると認められることから、令和8年度中に府令・通知の改正等により、全国展開することが適当と評価するとの意見とした。

構造改革特区推進本部

◇ 第74回（2026.3.24）

- ▶ 3月24日、構造改革特別推進本部が開催され、「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」「構造改革特別区域基本方針の一部変更」について協議が行われた。
- ▶ 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針では、2月6日に提出された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」をふまえ、政府の対応方針が決定された。
- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

○公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なことも及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。

国家戦略特別区域諮問会議

◇第 68 回（2026.3.23）※持ち回り開催

- ▶ 3月23日、第68回国家特別区域諮問会議が持ち回りで開催され、国家戦略特別区域基本方針の一部変更(案)について、国家戦略特区における国際的なビジネス拠点形成等に資する設備投資に対する特別償却又は税額控除の特例措置および、国家戦略特区におけるスタートアップ企業等に対する所得控除についてそれぞれ適用期限を2年間延長することについて全会一致で了承された。

総合特別区域推進本部

◇（2026.3.24）

- ▶ 3月24日、総合特別区域推進本部が開催され、「総合特別区域基本方針の一部変更」「国際戦略総合特別区域の指定の解除に係る意見(案)」「地域活性化方針の一部変更に係る意見(案)」「地域活性化総合特別区域の区域変更に係る意見(案)」について協議が行われた。
- ▶ 国際戦略総合特別区域の指定の解除に係る意見(案)については、申請のあったつくば国際戦略総合特区について指定を解除することを差し支えないとする意見案が示された。
- ▶ 地域活性化方針の一部変更に係る意見(案)については、ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針について、静岡、山梨両県に集積している企業の特徴をいかして、成長が見込まれる高度医療機器の開発、製造等に取り組んでいくことから、両県連携の下、同特区において今後取り組む解決策として当該取組に係る記載を追加することについて、差し支えないとする意見案が示された。
- ▶ 地域活性化総合特別区域の区域変更に係る意見(案)では、上記ふじのくに先端医療総合特区の区域の範囲を変更することについて、差し支えないとする意見案が示された。

地域再生本部

◇第 41 回（2026.3.24）

- ▶ 3月24日、第41回地域再生本部が開催され、地域再生基本方針の一部変更について協議が行われた。
- ▶ 変更案では、まち・ひと・しごと創生総合戦略(デジタル田園都市国家構想総合戦略)」を「まち・ひと・しごと創生総合戦略(地方創生に関する総合戦略)」に改めること等が示された。

第 34 次地方制度調査会専門小委員会

◇第 3 回（2026.3.30）

- ▶ 3月30日、第3回第34次地方制度調査会専門小委員会が開催され、関係省庁からの意見聴取、地方公共団体からの意見聴取が行われた。
- ▶ 関係省庁からの意見聴取では、消費者庁から地方消費者行政の現状と課題について報告が行われた。
- ▶ 地方公共団体からの意見聴取では、秋田県大館市、青森県中泊町、沖縄県、長野県からそれぞれの地域の現状と課題、実施している取組みについて報告が行われた。

◇第 2 回（2026.3.6）

- ▶ 3月6日、第2回第34次地方制度調査会専門小委員会が開催され、関係省庁からの意見聴取、

有識者からの意見聴取が行われた。

- ▶ 関係省庁からの意見聴取では、厚生労働省から介護保険制度における現状と課題、国土交通省から技術者が不足する自治体における持続可能なインフラマネジメントについて報告が行われた。
- ▶ 有識者からの意見聴取では、高橋滋法政大学教授から意見聴取が行われ、国・都道府県・市町村の役割分担について報告が行われた。

◇第1回（2026.2.18）

- ▶ 2月18日、第1回第34次地方制度調査会専門小委員会が開催された。
- ▶ 第1回では、国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)、大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)が示された後、討議が行われた。
- ▶ 国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する検討の方向性(案)

地方分権改革の下での
役割分担の基本的なあり方

役割分担の原則

<市町村中心の完結的な業務執行>

- 「基礎自治体(=市町村)優先の原則」をこれまで以上に実現。基礎自治体に対しては積極的に事務や権限を移譲。
(第27次地制調査(平成15年11月))

<国・都道府県の補完的な役割>

- 国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることが基本。
(地方自治法第1条の2第2項)
- 都道府県は、その規模又は性質において一般の市町村が処理することから適当でないものについて、補完的に処理。
(地方自治法第2条第5項)

デジタル技術の活用

<情報システムの個別調達>

- 各団体が自らシステムを調達することを基本に、全国共通のインフラ(住基ネット、LGWAN等)が整備。

社会経済情勢の変化に対応して
進められてきた取組

<簡素で効率的な行政の要請等を背景とした実施主体の最適配分>

- NPMの台頭等を背景に、それまで一体的なものとして捉えてきた事務・権限を、一連の業務プロセスに着目して分割し、その一部を外部化する手法が定着。

・指定管理者制度の普及・定着 ・郵便局への委託可能事務の拡大
・地方独立行政法人の対象業務の拡大 等

- 全国的な対応等の要請を背景に、国による標準的な事務処理のあり方や基準の設定が拡大。

・個人情報保護制度の見直し ・自治体情報システムの標準化 等

- 安定的な財政運営等の観点から、事務の実施主体を市町村から都道府県単位に広域化。

・後期高齢者医療広域連合の設置
・国民健康保険の財政運営主体の都道府県化 等

- 住民との近接性が求められず、統一的な事務処理が可能なものについて、地方共同法人等により全国単位で広域化。

・地方公共団体情報システム機構(J-LIS) ・地方税共同機構 等

- 国や地方共同法人等が提供する共通基盤・共通機能を地方公共団体が共同で利用。

・マイナポータル ・eL-QR ・証明書等のコンビニ交付 等

これまでの取組から表出している
役割分担の見直し手法の傾向

<行政主体を通じたプロセスの最適化>

- 地方公共団体の業務を企画立案から管理執行までの一連のプロセスとして捉え、全体として効率化やサービス向上が図られるよう、各プロセスにおける実施主体を調整する取組が広く見られるようになっていく。

地方分権改革の下での
役割分担の基本的なあり方

主体間の連携

<法令上の事務・権限をベースとした共同処理制度>
○ 地方自治法上の共同処理制度は**選択肢の拡大**が行われてきたが、既存の制度を中心に**活用状況は概ね横ばい**。

社会経済情勢の変化に対応して
進められてきた取組

<行政ニーズに応じた連携のあり方の多様化>

- **制度化された仕組み以外に、複数の地方公共団体が一体となって行政サービスを提供する協働的な手法が拡大。**
 - ・県・市町村の橋梁の点検における県の包括発注
 - ・県と市町村の連携による公立病院再編 等
- **複数団体や複数分野のインフラを「群」として捉え、維持管理を効率的・効果的に行う取組が推進。**
 - ・地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)
- **激甚災害の頻発化や技術職員の減少等を背景に、災害等の一定の場合における国等による代行制度が拡充。**
 - ・港灣法の一部改正 等

これまでの取組から表出している
役割分担の見直し手法の傾向

<簡素で弾力的な連携手法>

- 典型的な共同処理制度以外の**簡素で弾力的な連携の手法**を指向する動きが見られている。

政策遂行プロセス

<地方の意見の反映>

- 地方自治に影響を及ぼす国の施策の立案過程に**地方の意見を反映するための仕組みを整備。**
 - ・地方六団体への事前諮問提供制度
 - ・地方分権の提案募集方式の導入 等

<政策の立案・実施プロセスへの地方の参加>

- **国と地方で構成される協議会において、共通化するシステムの選定や進捗状況の管理を行う推進体制を構築。**
 - ・国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針
- **住基ネット利用事務について、分権提案を契機とする地方公共団体との協議を通じて、分野横断的に見直し。**
 - ・第15次分権一括法による住民基本台帳法の一部改正

<国・地方が協働した政策立案・実施>

- 政策の立案から実施の各段階で、**国と地方が方針や進捗などを調整する仕組みへの期待が高まっている。**

<検討の方向性(案)>

- 将来にわたって、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村の役割分担のあり方については、これまでに進められてきた取組から、
 - ・ 地方公共団体の業務の各プロセスにおいて実施主体を調整する「**行政主体を通じたプロセスの最適化**」の定着
 - ・ 典型的な共同処理制度以外の「**簡素で弾力的な連携手法**」の指向
 - ・ 企画政策の立案から実施の各段階で、国と地方が方針や進捗などを調整する「**国・地方が協働した政策立案・実施**」の仕組みへの期待の高まり
 といった傾向が表出していると言えるが、これらをどう評価するか。
- これらの傾向をより加速させる必要がある場合には、国・都道府県・市町村の役割分担のあり方に関する新たな考え方として定式化する必要があるのではないか。
- 役割分担の新たな考え方を各行政分野に広げていく必要がある場合には、これを各府省にフィードバックし、現場のニーズに合致した形で必要な個別法の見直しを行うなどの動きにつなげていくことが求められるのではないか。

▶ 大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)

大都市地域における行政体制に関する検討の方向性(案)

国内外の大都市制度の変遷

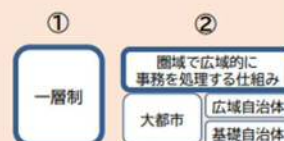
- 大都市圏では、自治体の区域を超えて都市が連担するほか、とりわけ規模能力が大きい大都市が存在。このような中で、大都市が経済成長を牽引する方向性と、圏域における広域行政を充実させる方向性を如何にして調和させるかが、大都市圏に固有の課題となってきたのではないかと。
- このような課題に対し、国内外の大都市では、おおむね以下①②の方向性の間で、両者の混在や中間的な制度も含め、様々な制度が置かれてきたのではないかと。

①効率的な行政執行のための、一層制の大都市の創設等の**垂直的な統合**

例:日本の旧特別市制度(1947年(実際には指定なし))、韓国・釜山等での直轄市の創設(1963年)、加・トロントでの新トロント市の創設(1998年)等

②大都市圏全体で、広域的に事務を処理する仕組み等の**水平的な連携・統合**

例:英・ロンドンでのGLA(Greater London Authority)の創設(2000年)、仏・パリでのメトロポールの創設(2016年)等



- 垂直的な統合が進むと水平的な連携が行いづらくなる等、**①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではない**。このため、これまでも**各国の大都市制度は試行錯誤が繰り返され、その時々々の社会情勢に応じて変遷してきた**のではないかと。

今回の地制調での検討の方向性(案)

<検討の方向性(案)>

- 今後の社会経済情勢を見据えた大都市制度のあり方として、以下の点につき検討することが考えられるか。

(1) 都道府県から独立した一層制の大都市である、いわゆる「特別市」の制度化による垂直的な統合(①の方向性)

(2) 大都市圏における、都道府県や指定都市の区域を超えた水平的な連携・統合(②の方向性)

<検討の視点>

- 「特別市」を制度化する場合の意義はどのように考えられるか。
- 「特別市」を制度化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、水平的な連携を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- そのような課題への対応方策として、どのようなものが考えられるか。
- 水平的な連携を強化する場合の課題は、どのようなものがあるか。特に、垂直的な統合を行いづらくなることについて、どのように考えるか。
- ①②のメリットとデメリットはトレードオフの関係にあり、1つの制度に収斂されるものではないことを前提に、比較的望ましい制度にしていくためには、どのような検討が必要か。

1

第34次地方制度調査会第1回総会(2026.1.19)

- ▶ 1月19日、第34次地方制度調査会第1回総会が開催された。
- ▶ 総会では、会長、副会長の互選、内閣総理大臣諮問等について協議が行われた。
- ▶ 会長は市川 晃 住友林業株式会社代表取締役会長、副会長は谷口 尚子 慶應義塾大学教授が選任された。
- ▶ その後、総務大臣との懇談が行われた後、内閣総理大臣諮問である下記内容について、専門小委員会を設置して審議を進めることが承認された。

【諮問】

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

4. 社会福祉法人等

社会福祉法等の一部を改正する法律案 閣議決定（2026.4.3）

- ▶ 4月3日、社会福祉法等の一部を改正する法律案が閣議決定のうえ、国会に提出された。
- ▶ 本法律案は、令和7年12月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書および社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」をふまえ、社会福祉法のほか介護保険法等の一部改正するもの。

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特別介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、見福法、因窮法、生保法】
 - ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業^(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
 - ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能な特別介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とその他のための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点となる事業の新設等を行う。
 - ③ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
 - ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
 - ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を定める。
 - ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。
2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、見福法、士大法、平成19年士大法改正法】
 - ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を図る国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
 - ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業生については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
 - ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。
3. 支援基盤の強化等【社福法】
 - ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
 - ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

厚生労働省通知「社会福祉法人の『合併・事業譲渡等マニュアル』の改訂版について」 (2026.3.31)

- ▶ 令和 8 年 3 月 31 日、厚生労働省より、「社会福祉法人の『合併・事業譲渡等マニュアル』の改訂版について」が発出された。
- ▶ 本改訂は「規制改革実施計画について」(令和6年6月 21 日閣議決定)事項名「16 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等」をふまえ、地方公共団体における不適切なローカルルールの防止や、事務負担軽減に向け、社会福祉法人における合併・事業譲渡等に関する基本的な手続きのポイントと留意点等を示す「合併・事業譲渡等マニュアル」を改訂したことの周知を図るもの。
- ▶ 改訂された「合併・事業譲渡等マニュアル」は下記厚生労働省ホームページに掲載されている。
[厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 合併・事業譲渡]

こども家庭庁通知「合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について」(2026.3.31)

- ▶ 令和 8 年 3 月 31 日、こども家庭庁より、事務連絡「合併、事業譲渡等に関するガイドライン等について」が発出された。
- ▶ 「規制改革実施計画(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」において、保育所等が「円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するため」に所要の措置を講じることとされ、「保育政策の新たな方向性」(令和 6 年 12 月 20 日こども家庭庁公表)においても、「必要な場合に合併、事業譲渡等が進められる環境の整備」のため、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成」することとされていた。
- ▶ こうした状況を踏まえ、令和 7 年度に「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」が実施され、今般、「合併、事業譲渡等に関するガイドライン」の策定を含め、実施計画において講じることとされた措置の内容について以下が示された。

第 1 ガイドライン及び合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續に係る地方公共団体によるローカルルールについて

調査研究において、ガイドラインを作成し、公表したので、保育所及び認定こども園の設置者並びに家庭的保育事業等を行う者(以下「施設設置者等」という。)が施設又は事業所の合併、事業譲渡等を検討する場合に参照していただきたいこと。

また、地域の実情に応じつつ、将来的に合併、事業譲渡等を行うこととなる可能性を踏まえ、あらかじめ、都道府県、市町村、施設設置者等その他の関係者において広く参照していただきたいこと。

なお、実際に合併、事業譲渡等が行われる場合には、ガイドラインを踏まえつつも、関係法令等に従い遺漏なく必要な手續を行うこと。

併せて、調査研究の事業報告書において、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續に係る地方公共団体におけるローカルルールの現状等について整理したこと。

第2 標準様式及び標準添付書類について

調査研究において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の関係法令の規定に基づく認可の申請等に関連する書類について、事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、公表したので、当該標準様式等を用いて手続等を行うことを基本としていただきたいこと。

なお、当該標準様式等については、押印又は署名の欄を設けていないところ、各都道府県又は市町村において、当該書類の提出に際し押印又は署名を求めることがないようお願いしたいこと。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請等に関連する書類について独自の様式・添付書類を使用することは妨げるものではないこと。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の一部改正について（2026.3.17）

- ▶ 3月17日、厚生労働省は『社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて』の一部改正についてを発出した。
- ▶ 本通知は、社会福祉法人における契約等の取扱い等について定めている通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の改正について周知を図るもの。
- ▶ 今回の改正では、価格による随意契約について、通常3社以上必要とされている見積もりを2社以上で差し支えないとする上限金額が下記のとおり変更となった。

○随意契約の上限金額

契約の種類	金額	
	改正後	(参考)現行
工事又は製造の請負	400万円	250万円
食料品・物品等の買入れ	300万円	160万円
全各号に掲げるもの以外	200万円	100万円

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について（2026.3.10）

- ▶ 3月10日、厚生労働省は『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等についてを発出した。
- ▶ 本通知は、社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準に基づく単価等を示すもの。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。
 - 3の(5)の③「建設単価等上昇率について」の規定に基づき、建設工事費デフレーターによる上昇率については別表に掲げるとおりとするともに、別に定める1㎡当たりの建設等単価については、370,000円とする。
 - 事務処理基準の3の(5)の④「一般的な自己資金比率について」の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、27%とする
 - 事務処理基準の3の(5)の⑤「大規模修繕に必要な費用について」の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、23%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター（建設総合指数）	2024年と比較した伸び率			
1960以前	18.8	6.856	1991	88.9	1.450
1961	20.8	6.197	1992	90.1	1.431
1962	21.2	6.080	1993	90.6	1.423
1963	21.8	5.913	1994	90.9	1.418
1964	22.8	5.654	1995	91.0	1.416
1965	23.5	5.485	1996	91.2	1.413
1966	25.2	5.115	1997	91.9	1.403
1967	26.7	4.828	1998	90.2	1.429
1968	27.7	4.653	1999	89.3	1.443
1969	29.4	4.384	2000	89.5	1.440
1970	31.3	4.118	2001	88.0	1.465
1971	31.7	4.066	2002	87.1	1.480
1972	34.6	3.725	2003	87.6	1.471
1973	43.7	2.950	2004	88.6	1.455
1974	51.8	2.488	2005	89.7	1.437
1975	52.4	2.460	2006	91.5	1.409
1976	56.8	2.269	2007	93.8	1.374
1977	59.2	2.177	2008	96.8	1.332
1978	62.4	2.066	2009	93.4	1.380
1979	69.2	1.863	2010	93.5	1.379
1980	75.4	1.710	2011	94.7	1.361
1981	75.7	1.703	2012	94.1	1.370
1982	75.9	1.698	2013	96.5	1.336
1983	75.9	1.698	2014	99.8	1.292
1984	77.6	1.661	2015	100.0	1.289
1985	77.2	1.670	2016	100.3	1.285
1986	76.7	1.681	2017	102.3	1.260
1987	78.1	1.650	2018	105.6	1.221
1988	79.6	1.619	2019	108.0	1.194
1989	83.8	1.538	2020	108.0	1.194
1990	86.7	1.487	2021	113.3	1.138
			2022	120.3	1.071
			2023	123.4	1.045
			2024年以降	128.9	1.000

社会福祉法人の経営状況に関する調査（2026.2.12）

▶ 2月12日、福祉医療機構は2024年度社会福祉法人の経営状況を公表した。

▶ 主な結果は以下のとおり。

○社会福祉法人の経営状況

- ・介護主体法人のサービス活動増減差額比率は低下した一方、保育主体法人・障害主体法人では上昇
- ・いずれの事業主体も赤字法人の従事者1人当たりサービス活動収益が黒字法人よりも低く、収益面に課題
- ・事業主体別ではその他主体法人を除いて、収益規模が大きいほどサービス活動増減差額比率が高く、経営が安定する傾向

○職員の採用・離職状況

- ・離職率はほぼ横ばいであるものの採用率は低下傾向にあり、とくに介護主体法人の採用超過率は2022年度以降マイナス値が続く

▼社会福祉法人のサービス活動増減差額比率および赤字法人割合の推移



(図表 6) 事業主体別 採用超過率の推移 (同一法人)



(図表 1) 事業主体別 社会福祉法人の経営状況 (同一法人)

指標		社会福祉法人全体 (n=7,274)			介護主体法人 (n=2,460)			保育主体法人 (n=2,888)			障害主体法人 (n=1,186)		
		2023	2024	差 (2024-2023)	2023	2024	差 (2024-2023)	2023	2024	差 (2024-2023)	2023	2024	差 (2024-2023)
1法人当たり従事者数	人	119.3	119.5	0.1	165.8	165.4	△0.4	68.3	68.9	0.6	108.2	108.1	△0.0
人件費率	%	67.2	66.9	△0.3	65.9	65.8	△0.1	72.1	71.6	△0.5	65.5	64.4	△1.2
経費率	%	24.4	24.5	0.0	26.6	27.0	0.4	19.9	19.4	△0.5	21.7	21.5	△0.2
うち事業費率	%	13.6	13.6	0.0	15.1	15.4	0.3	10.2	10.0	△0.2	11.3	11.2	△0.1
うち事務費率	%	10.8	10.8	0.0	11.5	11.6	0.1	9.6	9.4	△0.3	10.3	10.2	△0.1
減価償却費率	%	4.7	4.6	△0.1	5.5	5.4	△0.1	3.3	3.1	△0.1	4.0	3.9	△0.1
サービス活動増減差額比率	%	2.4	2.9	0.4	1.6	1.5	△0.2	4.6	5.7	1.1	2.1	3.8	1.6
経常増減差額比率	%	2.7	3.0	0.3	1.8	1.4	△0.3	5.0	6.0	1.1	3.0	4.2	1.2
1法人当たりサービス活動収益	百万円	772	807	35	1,073	1,105	32	403	437	34	716	756	40
1法人当たりサービス活動費用	百万円	753	784	31	1,055	1,089	34	385	412	27	700	727	27
うち人件費	百万円	518	540	21	707	727	20	291	313	22	469	486	17
うち経費	百万円	188	197	9	285	299	13	80	85	5	155	162	7
従事者1人当たりサービス活動収益	千円	6,467	6,755	288	6,472	6,684	212	5,907	6,341	434	6,617	6,988	372
従事者1人当たり人件費	千円	4,344	4,516	172	4,263	4,395	131	4,261	4,543	283	4,337	4,497	161
赤字法人割合	%	30.5	28.5	△2.0	40.1	42.3	2.2	21.3	16.6	△4.7	31.7	26.1	△5.6

社会福祉連携推進法人の設立状況について（2026.3）

- ▶ 厚生労働省は令和8年3月の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。
- ▶ 認定があった社会福祉連携推進法人は36法人。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和8年3月現在、認定があった社会福祉連携推進法人は36法人※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



※認定所轄庁が都道府県の場合は青色着色。
認定所轄庁が市の場合は水色着色
(同一都道府県内に複数の社会福祉連携推進法人があり、認定所轄庁が都道府県及び都道府県管内市のいずれもある場合も青色着色)

	社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日		社会福祉連携推進法人名	認定所轄庁	認定年月日
1	リガーレ	京都府	令和4年5月10日	19	となりの	愛知県	令和5年9月19日
2	リゾムウェル	大阪府	令和4年6月17日	20	キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
3	日の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日	22	大和会	東京都	令和6年3月26日
4	光る福祉	千葉県	令和4年10月13日	21	人材育成振興会	大分県	令和6年9月30日
5	一戸戸共栄会	東京都	令和4年11月4日	23	いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
6	あたらしい保育イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日	24	WTBASE	東京都	令和6年12月27日
7	青海波グループ	東京都	令和4年12月8日	25	ありがとう安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
8	黎明	岐阜県	令和5年1月27日	26	ルビナス	北海道旭川市	令和7年1月9日
9	園経営支援協会	東京都	令和5年1月30日	27	東日本介保支援協会	福島県	令和7年1月15日
10	福岡親和会	福岡県	令和5年2月3日	28	神戸繋がり会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
11	きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日	29	カムカムこうべ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
12	さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日	30	Mirai	大阪府	令和7年3月13日
13	幸輪ホールディングス	福岡県筑後市	令和5年4月1日	31	はあとライン	山口県	令和7年7月25日
14	乳幼児教育ユニティ	新潟県	令和5年4月3日	32	RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
15	ジョイント&リップル	熊本県熊本市	令和5年5月9日	33	More	福岡県	令和7年11月18日
16	共創福祉ひだ	岐阜県飛騨市	令和5年6月29日	34	WAKUWAKU	千葉県柏市	令和8年2月5日
17	みらいグループ	福岡県	令和5年7月11日	35	おごおり福祉連合会	福岡県小郡市	令和8年3月4日
18	秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年8月2日	36	湯横圏域会	秋田県	令和8年3月11日

令和6(2024)年社会福祉施設等調査の概況(2025.12.17)

- ▶ 12月17日、厚生労働省は令和6(2024)年社会福祉施設等調査の概況を公表した。
- ▶ 「社会福祉施設等調査」は、全国社会福祉施設等の数、在籍者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年10月1日現在の状況について調査を実施している。
- ▶ 令和6年は、全国の老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等及び障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所のうち、155,806施設・事業所を対象として調査し、活動中の128,241施設・事業所について集計を行った。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

1 施設・事業所数

- ・保育所等 ※保育所型認定こども園及び保育所
23,51施設（対前年215施設(0.9%)の減少）
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
18,460施設（対前年627施設(3.5%)の増加）
- ・居宅介護事業所
26,485事業所（対前年518事業所(2.0%)の増加）
- ・放課後等デイサービス事業所

22,643 事業所（対前年 1,521 事業所(7.2%)の増加）

2 従事者数(常勤換算)

・保育所等における保育士 353,943 人

・居宅介護事業所 155,444 人

▶ ・放課後等デイサービス事業所 130,073 人

5. 高齢者

住生活基本計画 閣議決定（2026.3.27）

- ▶ 3月27日、住生活基本計画が閣議決定された。
- ▶ 本計画は、「住生活基本法」に基づき国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定され、目標や基本的な施策などを定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。
- ▶ 住宅政策の方向性では、今後2030年に総世帯数が減少し始め、子育て世帯が継続的に減少する一方、高齢単身世帯は増加し続けるなど、人口・世帯構成の大きな変化を見据え、既存住宅を効果的に活用して多様な居住ニーズを満たす住宅市場を構築することが必要としている。
- ▶ 具体的な成果指標として、下記内容等を示した。
 - 高齢期の暮らしを支える住宅の数【108万戸(2023(令和5)) → 150万戸(2035(令和17))】
 - ※ サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、居住サポート住宅、有料老人ホーム等
 - 子育てしやすい住環境の整備や、子育て世帯等の優先入居等の推進を行うUR団地の団地数及び住戸数【0団地・0戸(2025(令和7)) → 100団地・10万戸(2035(令和17))】
 - 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率【35%(2024(令和6)) → 50%(2035(令和17))】
 - ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設
 - 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【約4割(2024(令和6)) → 9割(2035(令和17))】
- ▶ 新たな住生活基本計画の概要は以下のとおり。

新たな住生活基本計画(全国計画)



住生活基本法
平成18年6月施行

現行の住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】 令和3年度～令和12年度

➡

新たな住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】 令和8年度～令和17年度

2050年
見込まれる

単身世帯の増加

相続住宅の増加

生産年齢人口の減少

住まうヒトの視点

人生百年時代における
時々のライフスタイル
やあらゆる世帯属性に
適した住宅を過度な
負担なく確保できる
社会へ

住まうモノの視点

官民投資により蓄積し
てきたインフラと居住
環境を備えた住宅・
住宅地が市場を通じて
最大限に活用される
持続可能な社会へ

住まいを支える
プレイヤーの視点

国、地方公共団体、事業
者、そして住生活を営む
居住者自身も含めた
あらゆる関係者が連携
して住宅市場を維持し
続ける社会へ

市場機能の進化を通じた
住宅ストック価値の最大化

人生100年時代の住生活
を支える基盤の再構築

主な取組方策

① ニーズに応じた住宅を適時適切
に確保できる循環型市場の形成

新築住宅の
賃貸導の枠組み

既存住宅の維持管理・流通の
枠組み ⇒ 整備途上

次世代への継承
高齢期を支える資産に

概成

これからの住宅市場に対する
環境整備・誘導・補完の枠組みの構築

⇒ ニーズに応じた持家・賃貸住宅を選択できる市場へ
ライフスタイルに適した住替え・リフォームの円滑化

③ 分野横断的な連携による
「気づき」と「つなぎ」のある
居住支援の充実

・安否確認
・訪問等による見守り
・福祉サービスへの
つなぎ

住宅確保要配慮者
不動産・福祉・行政担当者

⇒ 高齢単身世帯も孤立せず、安心して暮らせる社会へ

② インフラ・居住環境の整った
既存の住宅・住宅地の
市場を通じた本格的な有効活用

2023年時点(65歳以上) 2034-2043年(65歳以上)

⇒ 利便性の高い既存住宅地の相続空き家等を活用し、
子育て世帯等に選ばれる住環境の整備

④ 既存住宅を最大限に活用する
持続的な住宅市場を支える
あらゆる主体の連携・協働の推進

質の高い住宅を支える
専門技術者・技能者の
安定的確保

デジタル技術の活用による、
幅広い担い手が活躍できる
ような情報提供・相談体制の整備

⇒ ストック社会を支える担い手・体制の確保へ

- 37 -

視点	目標	2050年に目指す住生活の姿	当面10年間で取り組む施策の方向性
住生活	①人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 高齢期に適した円滑な住替え・リフォームの促進 ▶ 高齢期に孤立せず安心できる住環境の充実	▶ 高齢期の返済負担軽減が可能なローンの整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティ住宅等の普及拡大
	②若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現	▶ 若年・子育て世帯向けの選択肢の充実 ▶ 子育てしやすい居住環境・サービスの充実	▶ こどもつながるURの実践と他団地等への展開 ▶ 既存住宅地の相続住宅の市場を通じた流通
	③住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備	▶ 「気付き」と「つながり」の居住支援の定着 ▶ 公的・民間賃貸住宅双方によるセーフティ機能充実	▶ 総合的・包括的な居住支援体制の整備 ▶ 居住サポート住宅・セーフティ住宅等の普及拡大 ^(附)
	④過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備	▶ 安心して住宅を取得できる環境の整備 ▶ 質の高い住宅の多世代間での継承	▶ 既存住宅地の相続住宅の市場を通じた流通 ^(附) ▶ 頭金積立支援、住宅ローンの充実
住生活	⑤多世代にわたり活用される住宅ストックの形成	▶ 更新・改修による住宅ストックの質的向上 ▶ 世帯人員減少に対応した住宅ストックの充実	▶ 質向上加速化の支援(耐震、省エネ、バリアフリー) ▶ 将来世代に継承する住宅ストックの供給・流通の推進
	⑥住宅ストックの性能や利用価値が市場で適正に評価され、循環するシステムの構築	▶ 所有者による維持管理と次世代継承の定着 ▶ 維持管理・利用価値を評価する市場へ転換	▶ 維持管理・流通の促進のための市場環境整備 ▶ 性能・利用価値の査定評価法の普及
	⑦住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進	▶ 放置空き家等にしない適正管理の定着 ▶ マンションの適正管理、再生円滑化	▶ 空き家化する前の対策・活用・除却等の支援の充実 ▶ マンションの計画的な維持管理の推進
	⑧持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成	▶ 市場機能を活用した持続可能な住宅地の形成 ▶ 多様なライフスタイル・交流を支える住環境の充実	▶ 住宅・住宅地の継承に向けた規律と誘導の確立 ▶ 移住・二地域居住等に資する環境整備の推進
	⑨頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備	▶ 安全な住宅への改修・住替えの推進 ▶ 災害時の住まい確保・生活再建の迅速化	▶ 耐震化・密集市街地の整備改善の促進 ▶ 災害時に備えた関係機関の体制整備の推進
住まいを支える	⑩担い手の確保・育成や海外展開等を通じた住生活産業の発展	▶ 安定供給の確保、所有者支援体制の充実 ▶ 2050カーボンニュートラルに向けたライフサイクルカーボン削減	▶ ビジョンの策定、所有者支援・DX・和の住まいの推進 ▶ ライフサイクルカーボンを意識した住生活産業の推進
	⑪国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備	▶ 国による市場の環境整備・誘導・補完の継続 ▶ 地方の分野横断的な住宅行政の実現	▶ 住生活基本計画を通じた政策の推進・検証 ▶ 地方住宅行政の役割や連携・協働のあり方の検討

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 255 回(2026.3.30)

- ▶ 3月30日、厚生労働省は第255回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の結果」「協力医療機関連携加算に係る要件変更」「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」「通信機能を備えた福祉用具の取扱い」「令和7年度介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討結果」について報告・協議が行われた。
- ▶ 「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の結果」では、第32回介護報酬改定検証・研究委員会で報告された下記4つの調査結果について共有が行われた。
 - (1) 高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業
 - (2) 令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業
 - (3) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業
 - (4) 介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業
- ▶ やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱いについては、人員基準欠如減算の見直しについて、下記内容が示された。本措置は、令和8年6月からの施行に向けて手続きが進められる予定。

人員基準欠如減算

- 通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、**介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減額（原則3割減算）**を行う。
- ただし、診療報酬での見直しと足並みを揃え、**突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合（※）は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予**する。 ※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【介護老人福祉施設における適用の例】

（規定イメージ） ※実際の規定は診療報酬と同様の規定にすることを想定。

- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）の規定に基づき、以下に該当する場合に3割の減算となる。
 - ①介護職員、看護職員について、人員基準上必要とされる員数から、
 - 1) 1割を超えて減少した場合は、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算され、
 - 2) 1割の範囲内で減少した場合は、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。 } ※翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
 - ②ケアマネジャーについて、人員欠如した月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで減算（※）される。
- ただし、突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情による人員欠如が生じた場合、公共職業安定所等の活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所又は施設にあっては、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図ることを前提とした上で、1年に1回に限り、3か月を超えない期間（人員欠如発生月の属する月の翌々月まで）は、介護給付費の減額を猶予する。（介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。）



◇第 254 回(2026.2.16)

- ▶ 2月16日、厚生労働省は第254回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和8年度介護事業経営実態調査の実施」「科学的介護情報システム(LIFE)」について報告・協議が行われた。
- ▶ 「令和8年度介護事業経営実態調査の実施」については、令和8年5月に調査を実施し、令和8年10月頃に公表予定であることが示された。
- ▶ 「科学的介護情報システム(LIFE)」については、「科学的介護情報システム(LIFE)のあり方」検討会のとりまとめが報告された。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

社保審-介護給付費分科会
第254回 (R8.2.16) 資料 2

「科学的介護情報システム (LIFE) のあり方」検討会とりまとめ (概要)

趣旨・目的

介護サービスの質について、科学的手法に基づく分析を進め、活用していくことを目指すとともに、介護施設・事業所において質の高いケアを提供していくため、令和3年度に科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence, LIFE) の運用が開始され、令和3年度介護報酬改定において、LIFEへデータを提出し、必要な情報を活用するLIFE関連加算が創設された。令和6年度改定で、データ提出頻度、フィードバック、アウトカム評価等の見直しを行い、見直しを反映した新システムへの移行が実施された。昨年4月時点で、施設サービスの約7割、通所・居宅サービスの約5割でLIFE関連加算が算定され、データの蓄積が進むとともに、事業所へのフィードバックの提供も行われている。

このように、LIFEの利用が一定程度進んでいる現状の中で浮かび上がった課題等を踏まえ、本検討会で今後のLIFEの見直しに向けた検討を行った。

構成員等

○：座長、◇：副座長

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------------------|
| ○秋下 雅弘 東京都健康長寿医療センター 理事長兼センター長 | 西村 一弘 公益財団法人 日本栄養士会 常任理事 |
| 江澤 和彦 公益社団法人 日本医師会 常任理事 | 野尻 晋一 一般社団法人 全国デイ・ケア協会 副会長 |
| 久留 善武 一般社団法人 シルバーサービス振興会 常務理事 | 野村 圭介 公益社団法人 日本歯科医師会 常任理事 |
| 武田 卓也 大阪人間科学大学 社会福祉科 教授 | 東 憲太郎 公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長 |
| 田母神裕美 公益社団法人 日本看護協会 常任理事 | 古谷 忠之 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 特別養護老人ホーム経営委員会 委員長 |
| 中尾 一久 一般社団法人 日本慢性期医療協会 副会長 | ○松田 晋哉 福岡国際医療福祉大学 看護学部 教授 |

主な議論事項

- ・ LIFEの活用が一定程度進んだ中で、エビデンスの基盤という観点から、LIFEに含まれる項目やフィードバックについてどのように考えるのか。
- ・ 現場での介護サービスの質改善という観点から、LIFEに含まれる項目やフィードバックについてどのように考えるのか。
- ・ ケアの質の維持・改善という目的に資するものとするとともに、現場の負担を軽減するという事についてどのように考えるか。
- ・ 訪問系サービスについて、LIFEの対象としてどのように考えるか。

開催状況

- (第1回) 2025年 9月1日 LIFEの経緯、現状と課題・論点
(第2回) 2025年 10月22日 LIFEの目的、フィードバック、加算構造
(第3回) 2025年 11月19日 LIFE関連加算の項目整理の方針、LIFEの対象範囲
(第4回) 2026年 1月26日 とりまとめに向けた議論

1

「科学的介護情報システム（LIFE）のあり方」検討会とりまとめ（概要）

LIFEの目的

- LIFEの目的は、以下の3つの経路を通じて、最終的に利用者に対するケアの質を改善することであると整理。
 - 利用者フィードバックを活用し、利用者への介護の質向上につなげる経路
 - 事業所フィードバックを活用し、事業所の介護の質、利用者の介護の質向上につなげる経路
 - 研究等により提出されたデータを分析し、LIFEの見直しや、事業所、利用者の介護の質向上につなげる経路

フィードバック

- 利用者フィードバックについては、個々の利用者のケアを改善するにあたって有用なものとなるよう取り組んでいくべき。また、LIFEにより標準化されたデータを介護現場で活用することも含めて、利用者のケア改善となるよう、LIFEデータの活用を考えていくべき。
- 事業所フィードバックについては、事業所単位のケアを改善するにあたって有用なものとなるよう取り組んでいくべき。具体的には、重点的な分野について、取組の参考となる具体的な指針を示す等、現場での活用を支援すべき。

LIFE関連加算の加算構造

- LIFE関連加算の加算構造として、現在の科学的介護推進体制加算を、分野横断的に基礎的な情報を収集する1階層目の加算、科学的介護推進体制加算以外のLIFE関連加算を、科学的介護推進体制加算を算定した上で算定する2階層目の加算と整理すべき。

LIFE関連加算の見直しの観点

- LIFE関連加算の見直しについては下記の観点から整理を行っていくべき。
 - フィードバックや研究に活用する観点からの有用性
 - アセスメントや入力する上での負担

LIFEの対象範囲

- 訪問系サービス、通所系サービスにおいては、ひとりの利用者に複数事業所が介入することや、小規模事業所が多いこと等を踏まえ、令和9年度介護報酬改定に向けたLIFE関連加算の新たな導入は慎重に検討すべき。また、LIFEの対象であるが、算定を行っていない施設・事業所に対する対応についても検討すべき。

介護報酬改定に向けた今後の検討スケジュール（案）

	2026年 1月	2月	3月	4月頃～	秋頃～
給付費分科会		▲ 検討会とりまとめ報告			▲ 項目見直しの方向性について議論・報告 ▲ LIFE関連加算の見直しの方向性について議論・報告
「科学的介護情報システム（LIFE）のあり方」検討会	▲ 第4回 ○ 中間とりまとめ				
LIFEの提出項目等に係る作業部会				LIFE関連加算の各項目について、検討会で議論された内容に基づいて検討	介護給付費分科会の議論を踏まえて、厚生労働省にて様式・項目案のとりまとめ
改定検証調査				令和7年度改定検証調査（LIFE）	
長寿医療研究センター					新規項目募集（令和7年9月～10月）

◇第 253 回(2026.1.16)

- ▶ 1月16日、厚生労働省は第253回社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長：田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授）を開催した。
- ▶ 今回は、「令和8年度介護報酬改定に向けて（介護報酬改定案について）」、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和8年度調査）の進め方及び実施内容」について協議が行われた。
- ▶ 令和8年度介護報酬改定に向けては、改定案が示され、協議が行われた。

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

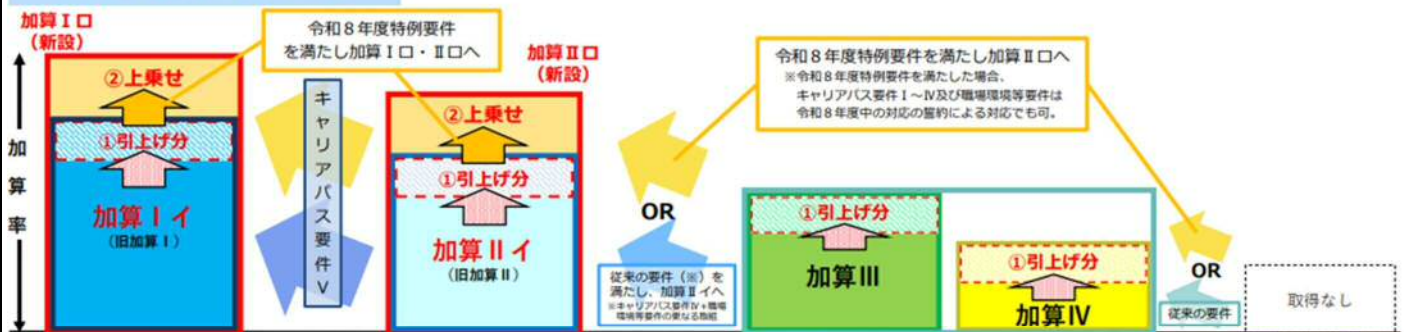
介護職員等処遇改善加算の拡充①

2

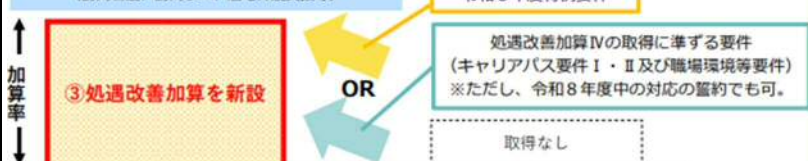
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等
 →ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
 イ) 施設サービス等
 →生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

3

介護職員等处遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等处遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等处遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等处遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等处遇改善加算の拡充③

取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

基準費用額（食費）の見直し

概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
 - 近年の食料料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。
- ※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。
 (参考) 診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置が検討されている。



ら、介護分野の処遇改善に向けた考え方の整理を行うべき

○介護保険制度全体の課題として、介護サービスの適正化や重点化、財源が限られる中で保険料や利用者等の負担も念頭に置いた介護報酬の見直しを引き続き検討していくことが求められる

- ▶ 「2. 基準費用額」については、「利用者負担への影響も勘案しつつ、在宅で生活する者との公平性の観点から必要な対応を行うことが適当」としつつ、令和8年度介護報酬改定における対応は、令和7年度介護事業経営概況調査の結果を踏まえた緊急的な対応であるとしたうえで、「引き続き、物価の上昇が居住費・食費に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行うことが求められる」としている。

社会保障審議会介護給付費分科会 介護報酬改定検証・研究委員会

◇第32回(2026.2.18)

- ▶ 2月18日、厚生労働省は第32回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(委員長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)の結果について報告・協議を行った。
- ▶ 協議では、下記4つの調査研究事業に係る調査結果概要案が示され、協議が行われた。
 - (1)高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業
 - (2)令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業
 - (3)一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業
 - (4)介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業

社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

◇第44回(2026.4.8)

- ▶ 4月8日、厚生労働省は第44回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(委員長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について協議を行った。
- ▶ 本調査は介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。
- ▶ 今回は、実施概要案および調査票案が示され、協議が行われた。
- ▶ 前回調査(令和6年度調査)からの変更点は以下のとおり。
 - 令和8年度調査では、令和8年度から介護職員等処遇改善加算の対象となった介護サービスのうち、訪問看護事業所及び訪問リハビリテーション事業所を調査対象に追加する(居宅介護支援事業所は従来から調査対象となっている)。
 - また、令和8年度介護報酬改定において、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が設けられたことを踏まえた調査項目の見直しを行う。
 - さらに、ベースアップによる賃金改善額の状況を把握するための調査項目や、令和7年度補正予算で措置した「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」による賃金改善の状況を把握するための調査項目を追加する。
 - これらのほか、令和6年度調査内容から、調査年度の修正、表現の適正化等の軽微な変更を行う。

令和8年度介護従事者処遇状況等調査の実施について（案）（比較①）

	令和6年度調査	令和8年度調査
調査対象施設・事業所	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 通所介護（地域密着型を含む） <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 通所介護（地域密着型を含む） <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護
調査対象者	調査対象施設・事業所に在籍する以下の者 <input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 看護職員 <input type="checkbox"/> 生活相談員・支援相談員 <input type="checkbox"/> 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・機能訓練指導員 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 事務職員 <input type="checkbox"/> 調理員 <input type="checkbox"/> 管理栄養士・栄養士	同左
調査の方法等	令和5年と令和6年ともに在籍している者について、各年の9月の給与等を調査	令和7年と令和8年ともに在籍している者について、各年の7月の給与等を調査
給与等の状況	給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・対象者・要件、引き上げを行わなかった理由、令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込みを調査	給与等の状況、引き上げの状況、手当の引き上げ・新設、引き上げの理由・要件、引き上げを行わなかった理由、令和7年度の賃上げ促進税制の適用状況を調査
	令和6年度調査	令和8年度調査
介護職員等処遇改善加算の届出等の状況	<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算の届出状況 <input type="checkbox"/> 加算を配分した職員の範囲 <input type="checkbox"/> 賃金改善の実施方法 <input type="checkbox"/> 加算(Ⅱ)、(Ⅲ)の届出を行わない理由 <input type="checkbox"/> 「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等 <input type="checkbox"/> 令和6年度のベースアップによる賃金の増加率 <input type="checkbox"/> 令和7年度への加算額の繰越 <input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由	<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算の届出状況 <input type="checkbox"/> 加算を配分した職員の範囲 <input type="checkbox"/> 賃金改善の実施方法 <input type="checkbox"/> 加算(Ⅰ)ロ又は(Ⅱ)ロを算定できた理由 <input type="checkbox"/> 加算(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)の届出を行わない理由 <input type="checkbox"/> 「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の内容等 <input type="checkbox"/> 令和8年度のベースアップによる賃金改善額 （項目削除） <input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由
令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況	二	<input type="checkbox"/> 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の申請状況 <input type="checkbox"/> 当該事業により交付された補助金の総額 <input type="checkbox"/> 賃金改善に充てた金額と対象人数 <input type="checkbox"/> 賃金改善の実施方法と実施時期 <input type="checkbox"/> 職場環境改善に充てた金額 <input type="checkbox"/> 賃金改善に充てた金額を配分した職員の範囲 <input type="checkbox"/> 当該事業の申請を行わない理由
給与等の引き上げ以外の処遇改善状況	入職促進に向けた取組、資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援・多様な働き方の推進、腰痛を含む心身の健康管理、生産性向上のための業務改善の取組、やりがい・働きがいの醸成について、取組状況を調査	同左
従事者の状況	性別、年齢、職種、勤続開始日、勤務形態、職位、実労働時間・日数、資格の取得状況、決まって支給する給与、一時金	同左

◇第 43 回(2026.1.29)

- ▶ 1月29日、厚生労働省は第43回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(委員長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催し、令和8年度介護事業経営実態調査の実施について協議を行った。
- ▶ 今回は、調査時期について令和8年5月に調査、令和8年10月に結果を公表し、介護給付費分科会に結果を報告する案が示された。また、各調査票案が示され、協議が行われた。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 134 回(2026.3.9)

- ▶ 3月9日に、厚生労働省は、第134回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「部会長の選出」「基本指針」等について協議を行った。
- ▶ 部会長の選出では、新たに野口晴子早稲田大学政治経済学術院教授が部会長に選出された。
- ▶ 基本指針については、2027年度から始まる第10期介護保険事業計画の基本指針について、下記のとおり基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項が示された。

第10期介護保険事業(支援)計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業(支援)計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施**し、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示等**により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ **地域の類型(中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等)**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応(人材確保や生産性向上等の施策、**特例介護サービスの新たな類型の活用**等)について議論。
- ・ **医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等**を踏まえたサービス提供体制の構築。

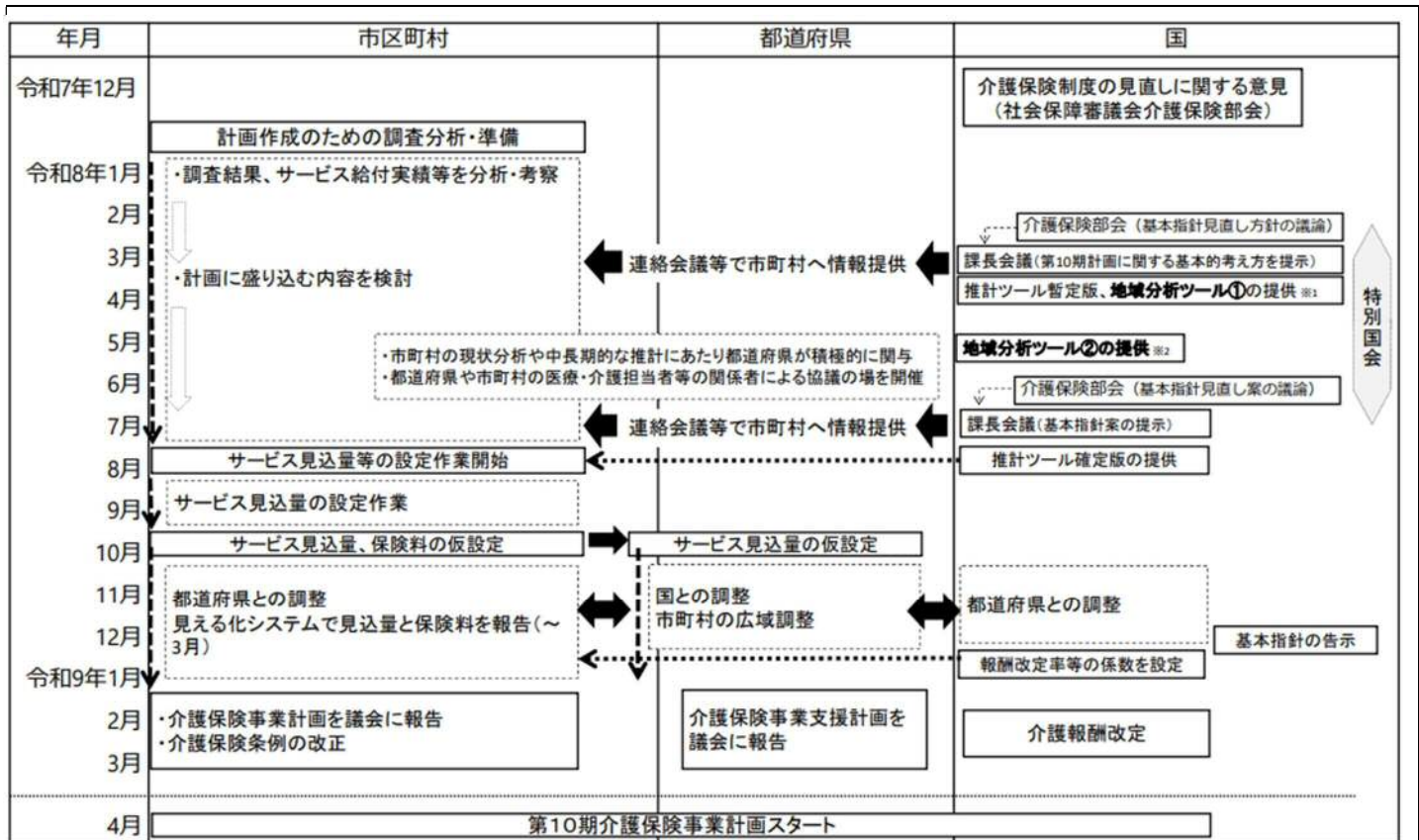
○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の**多様なサービス・活動の充実**に向け、**多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等**を推進。
- ② **頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築**し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② **テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

- ▶ また、今後のスケジュールとして下記のとおり示された。



※1 500mメッシュ別人口データ(年代別、2050年まで5年刻み)を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

◇第133回(2025.12.25)

- ▶ 12月25日に、厚生労働省は、第133回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、介護保険制度の見直しに関する意見を取りまとめた。
- ▶ 取りまとめられた意見では、中山間・人口減少地域における特例介護サービスの枠組みの拡張や、事業継続に向けた介護事業者の連携強化に向けた仕組みの創設について、今後詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目が示されている。
- ▶ また、保険料の負担については、「被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う」とされている。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

介護保険制度の見直しに関する意見（概要）

（令和7年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）

- 2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じることも踏まえ、早急な対応が求められる。
- このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要。
- 福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要。

I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

★：今後、詳細の要件や報酬設定等について介護給付費分科会等で議論することとされている項目

1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制

- 地域の類型の考え方
 - ・計画策定プロセスにおいて、該当する地域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間で議論を行うことが必要である
- 中山間・人口減少地域（サービス需要が減少する地域）
 - ・サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける
 - ・特別地域加算の対象地域を基本としつつ、高齢者人口の減少に着目した地域の範囲について国において一定の基準を示す（市町村内の一部エリアを特定することも可能）★
 - ・対象地域は、計画策定プロセスにおいて市町村の意向を確認し、都道府県が決定する
- 大都市部（2040年にかけてサービス需要が増加し続ける地域）
- 一般市等（2040年までの間にサービス需要が増加から減少に転じる地域）
 - ・高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められる

- 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み
 - ・特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とする★

- 介護サービスを事業として実施する仕組み
 - ・中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける

- 介護事業者の連携強化
 - ・地域の法人・事業所が一定期間にわたり事業継続する役割を担い、複数事業所間の連携を促進し、業務効率化等の取組を推進する仕組みを設け、必要な支援を行う★

- 既存施設の有効活用
 - ・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充する

- 調整交付金の在り方
 - ・より精緻な調整を行う観点から、年齢区分を3区分から7区分に変更する

3. 大都市部・一般市等における対応

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合
 - ・夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する
 - ※多様なニーズに対応したサービスを提供するため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいの充実（Ⅱ3）、テクノロジーの活用支援（Ⅲ2）等の取組を併せて推進する

1

II 地域包括ケアシステムの深化

1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

- ・2040年に向けて、可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて地域包括ケアシステムを深化させることが必要である

2. 医療・介護連携の推進

- 医療と介護の協議の場等
 - ・総合確保方針に基づく協議の場を再編成するとともに、2040年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論する体制を構築する

3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援

- 有料老人ホームにおける安全性及び質の確保
 - ・中重度の要介護者等を入居対象とする有料老人ホームについて登録制といった事前規制を導入する
 - ・あわせて、更新制や一定の場合に更新を拒否する仕組みを導入する
 - ・事業廃止や停止等の場合の関係者との連絡調整を義務付ける
- 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択
 - ・契約書や重要事項説明書の契約前の書面説明・交付を義務付ける
- 入居者紹介事業の透明性及質の確保
 - ・公益社団法人等が優良事業者を認定する仕組みを創設する
- いわゆる「囲い込み」対策の在り方等
 - ・介護事業所と提携する有料老人ホームにおいて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制を確保する
 - ・住まい事業と介護サービス等事業の会計を分離独立させる
- 住まいと生活の一体的支援
 - ・改正セーフティネット法も踏まえ、居住施策との連携を促進する

4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

- 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・都道府県の伴走支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進するとともに、総合事業の実施状況等を把握する仕組みを構築する
- 介護予防を主軸とした多機能の支援拠点
 - ・高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備する

5. 相談支援等の在り方

- 頼れる身寄りがない高齢者等への支援
 - ・ケアマネジャーの法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも多い、頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題について、地域課題として議論できるよう地域ケア会議の活用を推進する
 - ・包括的支援事業（総合相談支援事業等）において頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化する
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方
 - ・介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とする
- ケアマネジャーの資格取得要件、更新制・法定研修の見直し等
 - ・介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である国家資格を追加するとともに、実務経験年数を5年から3年に見直す
 - ・介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みを廃止し、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求め、事業者への必要な配慮を求める
- 有料老人ホームに係る相談支援
 - ・登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する★

6. 認知症施策の推進等

- ・自治体の認知症施策推進計画の策定を通じて共生社会の実現を推進する

III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援

1. 総合的な介護人材確保対策

- 人材確保のためのプラットフォーム
 - ・都道府県単位で人材確保のためのプラットフォームを構築する

2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進

- 生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等
 - ・国及び都道府県の責務として位置付ける
 - ・人材確保のためのプラットフォームの中で、生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等に向けた関係者との連携の枠組みを構築する

- ・人材確保や生産性向上による職場環境改善、経営改善支援等について、都道府県計画における位置付けを明確化する
- ・国・都道府県においてテクノロジーの更なる活用を支援する

- 事業者間の連携、協働化等
 - ・バックオフィス業務等の間接業務の効率化等を進める

- 科学的介護の推進
 - ・国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化する

2

IV 多様なニーズに対応した介護保険の整備、制度の持続可能性の確保

1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方

- 中長期的な推計、2040年に向けた地域課題への対応
 - ・2040年に向けた中長期的な推計を計画の記載事項に追加する
 - ・地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う

2. 給付と負担

- 1号保険料負担の在り方
 - ・被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行う
- 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準
 - ・能力に応じた負担と、現役世代を含めた保険料負担の上昇を抑える観点から、「一定以上所得」の判断基準の見直しについて検討する必要がある。検討に当たっては、介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者の方々が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等に加えて、令和8年度に見込まれる医療保険制度における給付と負担の見直し、現在補足給付について行われている預貯金等の把握に係る事務の状況等を踏まえ、本学会で継続検討し、第10期介護保険事業計画期間の開始（令和9年度～）の前までに、結論を得る
 - ・「現役並み所得」の判断基準については、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行う
- 補足給付に関する給付の在り方
 - ・第3段階②の負担限度額の上乗せを行う（令和8年度～）
 - ・第3段階①と②をそれぞれ2つ（ア・イ）に区分し、第3段階①・②イの負担限度額の上乗せを行う（令和9年度～）
- 多床室の室料負担
 - ・在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において検討を行う★
- ケアマネジメントに関する給付の在り方
 - ・住宅型有料老人ホームの入居者に関して、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホームの入居者に係る新たな相談支援の類型（Ⅱ5）に対して利用者負担を求めるところが考えられるところ、丁寧に検討を行う

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

- ・多様なサービス・活動の整備の進捗状況、従前相当サービス等における専門職の役割、専門職によるサービスと地域の支え合いの仕組みの連携の実施状況など、検討に必要なデータを多角的に収集・分析しつつ、市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行う

○被保険者範囲・受給者範囲

- ・介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討を行う

○金融所得、金融資産の反映の在り方

- ・金融所得の保険料や窓口負担等への反映については、後期高齢者医療制度での対応状況も踏まえつつ、将来的な導入について、制度面・運用面等の総合的な観点から、引き続き検討を行う
- ・金融資産の反映の在り方については、政府として預貯金等へのマイナンバーの付番を推進し、その状況を踏まえ、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、引き続き検討を行う

○高額介護サービス費の在り方

- ・制度の運用状況を踏まえ、引き続き検討を行う

3. その他の課題

○介護被保険者証の事務・運用

- ・65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付に変更する
- ・電子資格確認を導入する
- ・資格喪失時等の返還義務を一部免除する
- ・65歳到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行う

○高齢者虐待防止の推進

- ・高齢者住まいにおける高齢者虐待防止の取組を推進する

○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進

- ・全国レベルでの情報収集・分析を行い、事故発生防止に有用な情報を介護現場にフィードバックする

○要介護認定

- ・申請代行が可能な者を拡大する
- ・主治医意見書の事前入手が可能である旨を明確化する

○特定福祉用品販売

- ・貸与と販売の選択制の導入に伴い利用者への継続的な関与が必要とされていることを踏まえた制度上の所要の整備を行う

○国民健康保険団体連合会の業務

- ・介護報酬に関連する補助金の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とする

3

◇第132回(2025.12.22)

- ▶ 12月22日に、厚生労働省は、第132回社会保障審議会・介護保険部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、取りまとめに向けた協議を行った。

<通知・公表>

2026年度介護保険料の推計を公表(2026.3.9)

- ▶ 3月9日、厚生労働省は第134回社会保障審議会介護保険部会において、2026年度に40歳から64歳が納付する介護保険料(事業主負担含む)の一人当たりの平均が月額6,360円(前年比158円増)となり、過去最高となるとの推計を報告した。年間では76,317円となる見込み。

要介護認定の高齢者の金銭管理に係る調査結果(2026.4)

- ▶ 地域で自立して暮らす要支援・要介護の高齢者のうち、約3割が自らの預貯金の出し入れや、公共料金等の支払いを一人でできない実態にあることが、大阪府和泉市と慶応大学等による調査で明らかになった。
- ▶ 預貯金の出し入れを一人でできない人は29.2%であり、家賃や公共料金等の支払いを一人でできない人は30.5%であった。要介護度が上がるほど割合は上昇し、要介護1ではともに約6割となった。
- ▶ また、特殊詐欺の被害に「遭ったことがある」「遭いそうになったことがある」と回答した人は計11.3%であり、そのうち22.0%は誰にも相談していなかった。

令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)(2025.11.13)

- ▶ 11月13日、厚生労働省は令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)を公表した。

▶ 主な結果は以下のとおり。

速報版

介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等^(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると、**6,130円の増(+2.5%)**となっている。
- また、**平均給与額^(※2)**については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると、**6,840円の増(+2.0%)**となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等（月給・常勤の者）	245,980円	252,110円	+6,130円
平均給与額	334,500円	341,340円	+6,840円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度とも在籍している介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	50.2%
ベースアップにより対応	42.4%
賞与等の引き上げまたは新設	40.6%
既存の各種手当の引き上げ	26.6%
各種手当の新設	20.3%

令和7年度の加算の取得状況	本調査（R7.7時点）	参考）介護給付費等実態統計 [※]
介護職員等処遇改善加算	96.8%	95.3%
① 加算Ⅰ	54.9%	42.5%
② 加算Ⅱ	28.7%	36.3%
③ 加算Ⅲ	9.2%	11.1%
④ 加算Ⅳ	4.0%	2.6%

※ 介護給付費等実態統計による特別集計（直近である令和7年3月サービス提供分）

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	68.9%
調査対象サービスの介護従事者全員	11.9%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	10.0%
調査対象サービスの介護職員全員	7.0%

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	14.9%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.0%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答） ※上位4つを掲載	
算定要件を達成できない	27.0%
事務作業が煩雑	25.7%
対象施設・事業所の制約のため困難	16.2%
届出に必要な事務を行える職員がいない	16.2%

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを掲載	
看護職員	63.0%
生活相談員・支援相談員	54.8%
事務職員	54.4%
介護支援専門員	44.0%
P・T・O・T・S・T又は機能訓練指導員	42.5%

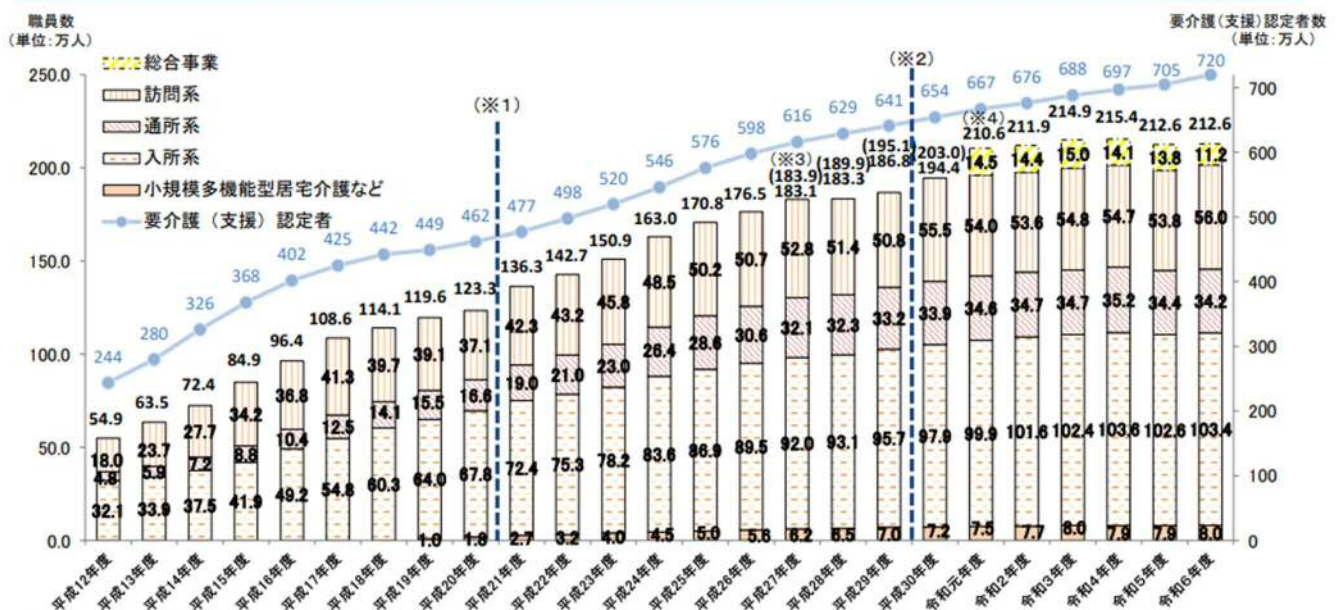
介護職員数の推移(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、厚生労働省は令和6年10月1日時点の介護職員数の推移を公表した。
- ▶ 介護職員数は、令和6年10月1日時点で、2,126,227人(対前年+487人)となった。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

介護職員数の推移

別紙

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
 【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(2025.12.25)

▶ 12月25日、厚生労働省は令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表した。

▶ 主な結果は以下のとおり。

■養介護施設従事者等(※)による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

○ 相談・通報件数は、3,633件(対前年度 192件(5.6%)増)。※過去最多で4年連続増加

虐待判断件数は、1,220件(対前年度 97件(8.6%)増)。※過去最多で4年連続増加

○ 相談・通報者の内訳は、当該施設職員(27.4%)が最も多く、当該施設管理者等(18.2%)、家族・親族(14.6%)の順。

○ 虐待の種別は、身体的虐待(51.1%)が最も多く、心理的虐待(27.7%)、介護等放棄(25.7%)、経済的虐待(10.3%)、性的虐待(3.4%)の順。

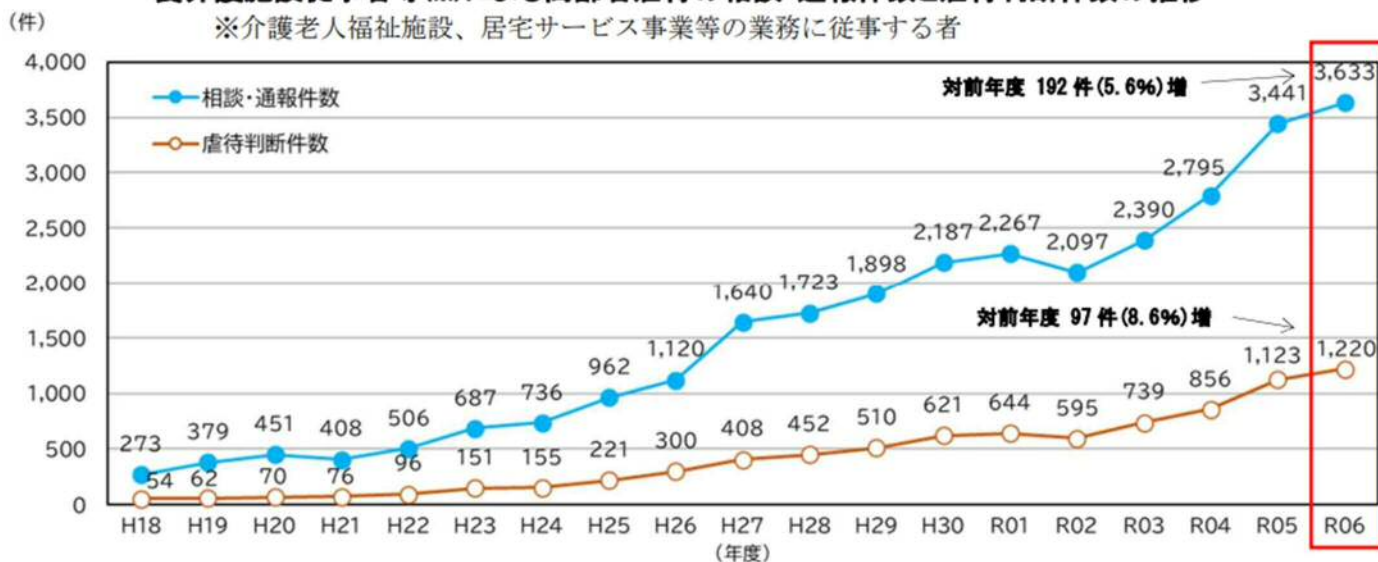
○ 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が(75.9%)で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が(64.3%)、「職員のストレス・感情コントロール」が(62.5%)の順。

○ 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム(28.9%)が最も多く、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)(28.4%)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(14.8%)の順。

○ 虐待等による死亡事例は、5件(5人)。

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



■養護者(※)による虐待 ※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

○ 相談・通報件数は、41,814件(対前年度 1,428件(3.5%)増)。※過去最多で12年連続増加
虐待判断件数は、17,133件(対前年度 33件(0.2%)増)。※横ばい傾向

○ 相談・通報者の内訳は、警察(35.6%)が最も多く、介護支援専門員(24.4%)、家族・親族(7.1%)の順。

○ 虐待の種別は、身体的虐待(64.1%)が最も多く、心理的虐待(37.2%)、介護等放棄(19.7%)、経済的虐待(16.4%)、性的虐待(0.4%)の順。

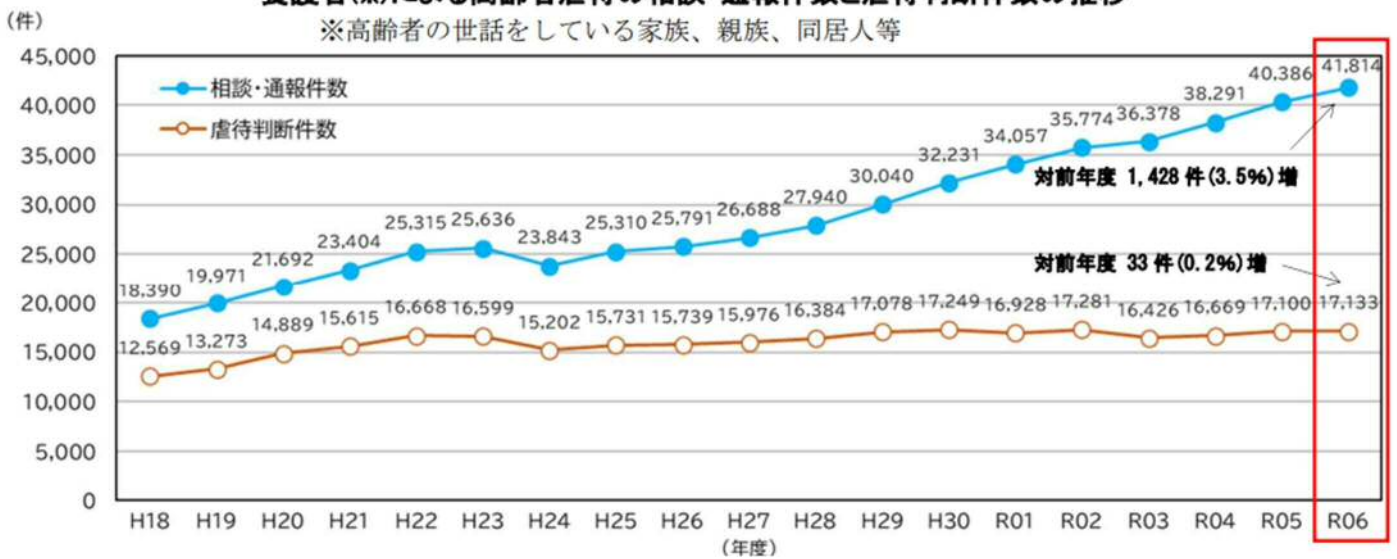
○ 虐待者の続柄は、息子(38.9%)が最も多く、夫(23.0%)、娘(19.3%)の順。

○ 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」(58.1%)が最も多く、「虐待者側の

- 要因」として「介護疲れ・介護ストレス」(57.2%)、「理解力の不足や低下」(49.6%)の順。
 ○ 虐待等による死亡事例は、26 件(26 人)。

養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

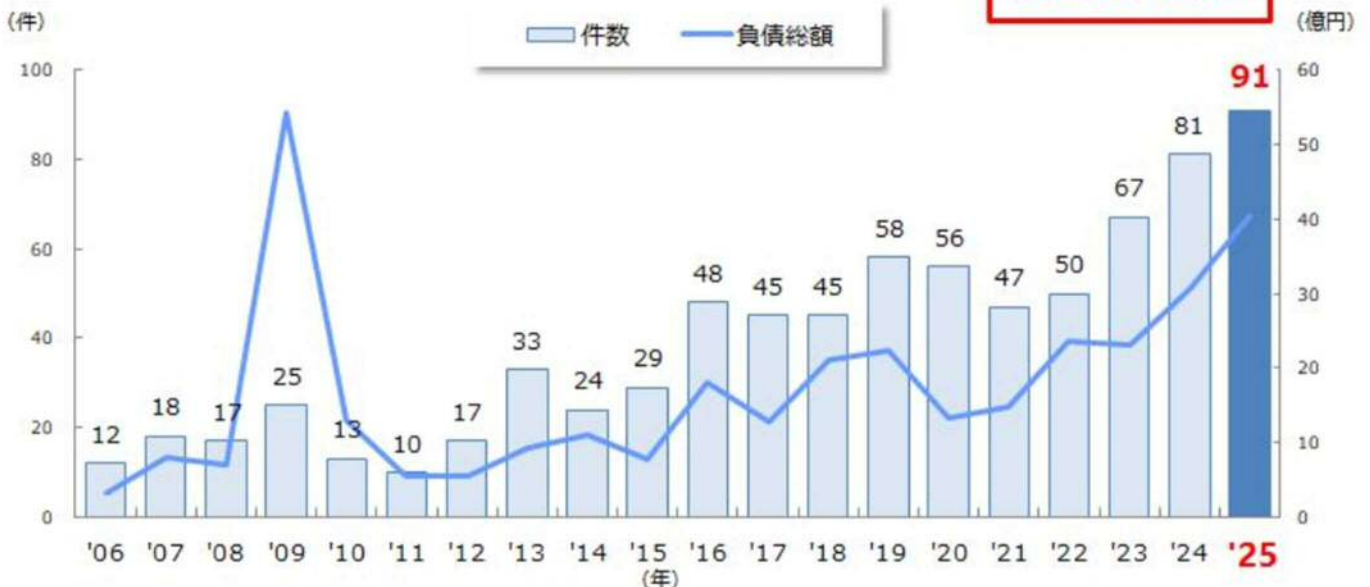


東京商工リサーチ 2025 年「訪問介護事業者」倒産動向(2026.1.8)

- ▶ 1 月 8 日、東京商工リサーチ(TSR)は 2025 年「訪問介護事業者」倒産動向を公表した。
- ▶ 訪問介護業界の倒産は 91 件(前年比 12.3%増)で介護保険制度が始まった 2000 年の調査開始以来、過去最多となった。
- ▶ 原因別では、売上不振(販売不振)が 75 件(構成比 82.4%)と 8 割超を占める。また、求人難や従業員退職など「人手不足」関連倒産は 13 件判明し、最多だった 2023 年(11 件)を上回った。

訪問介護事業の倒産 年次推移

過去最多を更新



東京商工リサーチ 2025 年「介護事業者」倒産動向(2026.1.9)

- ▶ 1 月 9 日、東京商工リサーチ(TSR)は 2025 年「介護事業者」倒産動向を公表した。
- ▶ 2025 年の介護事業者(老人福祉・介護事業)の倒産は、176 件(前年比 2.3%増)で、2 年連続で最多を更新した。
- ▶ 介護事業者の倒産原因は、売上不振(販売不振)が 140 件(構成比 79.5%)で、約 8 割を占めた。

- ▶ 倒産事業者の規模は、資本金 500 万円未満(個人企業他含む)が 128 件(同 72.7%)、負債 1 億円未満が 141 件(同 80.1%)、従業員 10 人未満が 142 件(同 80.6%)と、事業規模の小さい小・零細事業者がほとんどを占めている。

「老人福祉・介護事業」の倒産件数 (年次推移)



東京商工リサーチ調べ

6. 障害者

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 54 回(2026.3.10)

- ▶ 3月10日、厚生労働省は第54回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 今回は令和7年障害福祉サービス等経営概況調査の結果が示されるとともに、次期報酬改定に向けて、令和8年度に行う障害福祉サービス経営実態調査の実施について案が示された。
- ▶ 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果のポイントについては以下のとおり。

サービス全体の経営主体別の収支差率について①

○ 令和7年障害福祉サービス等経営概況調査のサービス全体における1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目の経営主体別については、以下のとおり。

【令和6年度】

(単位：千円)

		全体		社会福祉法人 (社会福祉協議会含む)		営利法人 (株式・合名・ 合資・合同会社)		特定非営利活動法人 (NPO)		その他の法人	
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	29,349	90.8%	40,311	88.9%	19,996	93.7%	16,915	92.7%	33,185	92.4%
	(2) 利用料収益	1,950	6.0%	3,321	7.3%	989	4.6%	828	4.5%	1,553	4.3%
	(3) 補助事業等収益	394	1.2%	717	1.6%	118	0.6%	244	1.3%	339	0.9%
	(4) その他	375	1.2%	406	0.9%	242	1.1%	238	1.3%	740	2.1%
II 事業活動費用	(1) 給与費	21,436	66.4%	31,443	69.3%	13,674	64.1%	12,291	67.4%	21,230	59.1%
	(2) 減価償却費	1,331	4.1%	2,387	5.3%	471	2.2%	493	2.7%	1,314	3.7%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 444	-1.4%	▲ 1,123	-2.5%	▲ 0	0.0%	▲ 1	0.0%	▲ 80	-0.2%
	(4) 委託費	1,265	3.9%	1,881	4.1%	553	2.6%	281	1.5%	2,181	6.1%
	(5) その他	6,657	20.6%	8,392	18.5%	5,234	24.5%	4,208	23.1%	7,491	20.9%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	3	0.0%	9	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	45	0.1%	55	0.1%	40	0.2%	27	0.1%	43	0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	236	0.7%	578	1.3%	1	0.0%	14	0.1%	81	0.2%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	523	1.6%	1,283	2.8%	16	0.1%	13	0.1%	152	0.4%
収入 (①= I + III + V)		32,307	100.0%	45,342	100.0%	21,346	100.0%	18,239	100.0%	35,900	100.0%
支出 (②= II + IV + VI)		30,813	95.4%	44,318	97.7%	19,987	93.6%	17,311	94.9%	32,331	90.1%
収支差 (③=①-②)		1,495	4.6%	1,023	2.3%	1,359	6.4%	927	5.1%	3,569	9.9%
客体数		7,263		2,798		2,642		796		1,027	

※無回答の施設・事業所は含まれない。

3

- ▶ 令和6年度のサービス全体の収支差率は4.6%と、前年度(5.0%)から0.4ポイント低下した。
- ▶ 収支差率は営利法人が6.4%、社会福祉法人が2.3%と開きがある一方、給与費率を見ると社会福祉法人が69.3%と営利法人の64.1%を大きく上回る結果となった。

施設入所支援の居室形態の収支差率について

※ 令和7年障害福祉サービス等経営状況調査と「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」(令和6年度障害者総合福祉推進事業)の特別集計

- 施設入所支援における居室形態の収支差率について、個室のみの場合の収支差率が低くなっている。
(※客体数が少ないことに留意が必要)

令和6年度決算 (千円)	施設入所支援 全体	施設入所支援 全体	施設の居室形態		
			多床室のみ	個室のみ	多床室及び個室のどちらもあり
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	100,898	87,891	102,411	104,262
	(2) 利用料収入	11,175	10,828	11,692	11,911
	(3) 補助事業等収入	2,042	1,173	2,699	1,848
	(4) その他	406	20	720	265
II 事業活動費用	(1) 給与費	71,189	64,461	78,137	73,637
	(2) 減価償却費	7,612	4,729	8,339	8,269
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,054	-2,309	-4,209	-4,254
	(4) 委託費	7,347	6,630	7,753	7,318
	(5) その他	26,294	23,397	26,208	26,662
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	18	0	54	25
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	115	0	211	91
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	1,994	784	3,097	861
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	4,916	888	6,650	4,045
収入 (① = I + III + V)		116,534	100,696	120,673	119,173
支出 (② = II + IV + VI)		113,420	97,796	123,089	115,769
収支差 (③ = ① - ②)		3,114	2,900	-2,417	3,404
収支差率		2.7%	2.9%	-2.0%	2.9%
	(物価高騰対策関連の補助金収入)	404	539	508	402
	(上記補助金収入を含めた収支差)	3,518	3,439	-1,909	3,806
	(上記補助金収入を含めた収支差率)	3.0%	3.4%	-1.6%	3.2%
客体数		336	27	49	109

施設入所支援のユニットケア実施の有無別の収支差率について

※ 令和7年障害福祉サービス等経営状況調査と「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」(令和6年度障害者総合福祉推進事業)の特別集計

- 施設入所支援におけるユニットケア実施の有無別の収支差率について、「有」の場合の収支差率が低くなっている。
(※客体数が少ないことに留意が必要)

令和6年度決算 (千円)	施設入所支援 全体	施設入所支援 全体	施設のユニットケア実施の有無	
			あり	なし
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	100,898	121,041	97,209
	(2) 利用料収入	11,175	12,872	11,480
	(3) 補助事業等収入	2,042	2,893	1,749
	(4) その他	406	690	268
II 事業活動費用	(1) 給与費	71,189	89,263	69,979
	(2) 減価償却費	7,612	11,756	7,156
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,054	-5,089	-3,687
	(4) 委託費	7,347	10,678	6,622
	(5) その他	26,294	33,223	24,509
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	18	71	19
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	115	361	75
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	1,994	986	1,538
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	4,916	6,484	3,852
収入 (① = I + III + V)		116,534	138,553	112,265
支出 (② = II + IV + VI)		113,420	146,677	108,506
収支差 (③ = ① - ②)		3,114	-8,124	3,758
収支差率		2.7%	-5.9%	3.3%
	(物価高騰対策関連の補助金収入)	404	579	425
	(上記補助金収入を含めた収支差)	3,518	-7,545	4,183
	(上記補助金収入を含めた収支差率)	3.0%	-5.4%	3.7%
客体数		336	35	151

- ▶ 施設入所支援の居室形態の収支差率については、多床室のみの補助金を含めた収支差率は3.4%に対し、個室のみの場合、補助金を含めても-1.6%という結果になった。
- ▶ ユニットケア実施の有無についても、なしの場合は補助金を含めた収支差率は3.7%という結果に対し、ありの場合は補助金を含めても-5.4%と、質の高いケアと健全な収支の両立について課題が残る結果となった。
- ▶ 共同生活援助における経営状況等調査の結果概要については以下のとおり。

(4) 事業所の収入・支出状況

- 調査対象の共同生活援助の事業収入・支出（月平均）について、令和5年度と令和6年度の状況を聞いた。事業収入と事業支出の平均から収支差（収入－支出）を見ると、令和5年度は収支差率（収支差/収入）は5.0%、令和6年度は6.1%となっており、増加傾向が見られる。事業収入及び事業支出においては、いずれも減少している傾向が見られる。
- 法人種別で見ると、営利法人で収支差率が高く、人件費率が低くなっている傾向が見られる。
- 共同生活援助利用者数の規模別で見えた場合は、令和6年度上期については、利用者数が21人以上の事業所で収支差率が高くなっている傾向が見られる。

共同生活援助の事業収入・支出（月平均）令和5年度

(単位:円)	全体 [n=302]	介護サービス包括型 [n=213]	日中サービス支援型 [n=19]	外部サービス利用型 [n=70]
事業収入	3,799,200	4,153,100	5,421,723	2,281,934
事業支出	3,610,546	3,889,484	5,036,448	2,374,747
うち、人件費	2,394,871	2,657,270	3,481,664	1,301,443
収支差率	5.0%	6.3%	7.1%	-4.1%
人件費率	63.0%	64.0%	64.2%	57.0%

共同生活援助の事業収入・支出（法人種別）令和5年度

(単位:円)	全体 [n=302]	社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) [n=128]	営利法人(株式・合名・合資・合同会社) [n=71]
事業収入	3,799,200	4,282,852	3,812,151
事業支出	3,610,546	4,082,143	3,548,438
うち、人件費	2,394,871	2,957,301	2,145,838
収支差率	5.0%	4.7%	6.9%
人件費率	63.0%	69.0%	56.3%

共同生活援助の事業収入・支出（月平均）令和6年度

(単位:円)	全体 [n=336]	介護サービス包括型 [n=241]	日中サービス支援型 [n=22]	外部サービス利用型 [n=73]
事業収入	3,432,707	3,760,398	5,371,877	1,766,471
事業支出	3,223,520	3,539,895	4,958,679	1,656,124
うち、人件費	2,152,499	2,391,157	3,560,740	940,201
収支差率	6.1%	5.9%	7.7%	6.2%
人件費率	62.7%	63.6%	66.3%	53.2%

共同生活援助の事業収入・支出（法人種別）令和6年度

(単位:円)	全体 [n=336]	社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) [n=132]	営利法人(株式・合名・合資・合同会社) [n=93]
事業収入	3,432,707	4,006,854	3,295,763
事業支出	3,223,520	3,804,022	2,986,211
うち、人件費	2,152,499	2,731,506	1,864,766
収支差率	6.1%	5.1%	9.4%
人件費率	62.7%	68.2%	56.6%

共同生活援助の事業収入・支出（利用者数規模別）令和6年度

(単位:円)	全体 [n=336]	4～6人 [n=107]	7～10人 [n=72]	11～20人 [n=81]	21～40人 [n=53]	41人以上 [n=6]
事業収入	3,432,707	1,407,449	2,630,113	3,578,058	7,011,926	10,433,913
事業支出	3,223,520	1,349,094	2,448,369	3,430,608	6,439,280	9,294,929
うち、人件費	2,152,499	891,135	1,577,880	2,230,393	4,380,667	6,468,873
収支差率	6.1%	4.1%	6.9%	4.1%	8.2%	10.9%
人件費率	62.7%	63.3%	60.0%	62.3%	62.5%	62.0%

収支差率等の記載について
(決算資料等が利用できる場合)
調査対象事業所における共同生活援助事業の決算資料等が利用できる場合は(令和5年度の年間決算データ、令和6年4月～9月の半期決算データ等)、事業収支のそれぞれ年度の1/12、半期の1/6等を算出して記載。
(決算資料等が利用できない場合)
決算資料等の利用が困難な場合は、各年9月分の収入・支出を集計して記載。

※本調査の結果については標準誤差や有意性を明らかにしているものではないため、解釈には注意を要すること。

◇第53回(2026.2.18)

- ▶ 2月18日、厚生労働省は第53回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催し、これまでの議論を踏まえ、概要が取りまとめられた。
- ▶ 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等についての概要は以下のとおり。

1(1) 処遇改善加算の拡充①

概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス
(計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)

③ 処遇改善加算を新設

令和8年度特例要件
処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件
(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)
※令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

注) 令和8年度特例要件
: ア・イのいずれか及びウを満たすこと
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(※②必須)
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。実績報告書において対応の実施を確認。

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
 - また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

7

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・ 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・ 今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

8

- ▶ 応急的な報酬単価の特例の概要については以下のとおり。

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

19

◇第 52 回(2026.1.22)

- ▶ 1月22日、厚生労働省は第52回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 今回は、令和8年度における報酬等の臨時応急的な見直しについて検討が行われ、前回意見等を踏まえた具体的な案が示された。

令和8年度における臨時応急的な見直し(案)

基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び(一人あたり総費用額: +6.0%、利用者数: +5.8%)となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっており、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

見直し内容

1. 就労移行支援体制加算の見直し
就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。
2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、想定以上に高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。
3. 応急的な報酬単価の特例
収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※(就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス)について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。(既存事業所については従前どおり)
なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域に配慮し、一定の要件の下、対象外とする措置を講じる。

(※) 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

大臣折衝事項（抄）（令和7年12月24日）

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。

※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・ 訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

第49回(202.12.4)

第49回「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」議事録～抜粋～

* 下線は追記

○全国介護事業者連盟(中川氏) 補正予算になるかと思いますが、今回、補正予算が先週金曜日に発表されたかと思いますが、介護に関しては月1人あたり1.9万円というところになります。障害福祉に関してはサービス等を含めて介護ほどの補正予算の金額には達しなかったと把握しているような状況です。また、これは令和8年度臨時報酬改定で、処遇改善加算等を含めて、またそちらも積み上げをお願いしたいというところではありますが、今回の補正予算に関しては、介護に比べるといま一つ、障害福祉は大きな予算を確保できなかったと認識しています。

○野澤アドバイザー ありがとうございます。

これは厚労省に聞きたいのですが、大体、介護と並びになるような印象があるのですけれども、今回は何でこんなようになったのですか。

○大竹障害福祉課長 ありがとうございます。

これは給付が増えているとか、そういう話が大きい背景としてある中にはなりますけれども、処遇状況調査などを見ますと、介護と比べても障害のほうは月々の給与が4.5%とか、あるいはトータルのボーナス込みの給与で5.4%とか、かなり高い伸びを示しているという状況がございますので、そのような差も踏まえて、このような措置になっていると御理解いただければと思います。

障害者政策委員会

◇第 87 回(2026.1.29)

- ▶ 1月29日、内閣府は第87回障害者政策委員会(部会長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 前回到引き続き障害者基本計画(第5次)実施状況の「各分野における障害者施策の基本的な方向」のうち、今回は下記4点について報告が行われた後、協議が行われた。
 - ⑤行政等における配慮の充実
 - ⑧教育の振興
 - ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
 - ⑪国際社会での協力・連携の推進

【第5次障害者基本計画に関する各分野における障害者施策の基本的な方向】

- ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ②安全・安心な生活環境の整備
- ③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ④防災、防犯等の推進
- ⑤行政等における配慮の充実
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑧教育の振興
- ⑨雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際社会での協力・連携の推進

社会保障審議会障害者部会

◇第 154 回(2026.1.19)

- ▶ 1月19日、厚生労働省は第154回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を第18回こども家庭審議会障害児支援部会と合同で開催し、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」と「2040年に向けた障害福祉サービスの体制」について協議が行われた。
- ▶ 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについては、これまでの協議をふまえた改正後の概要案が示され、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項と成果目標に「障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上」が新たに付け加えられた。
- ▶ また、2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制についての議論や、高次脳機能障害者支援法の成立および法の施行に関する政令について示されたこと等も踏まえて、成果目標と活動指標に下記内容が付け加えられた。

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等(続き)

- ・医療的ケア児等支援に関する協議会・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参考）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するフックストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行支援の利用者数、利用時間数 ○ 行動支援の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するフックストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 昨年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「2040検討会」という。）のとりまとめがなされたところ。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・ケアの充実のための生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- こうした課題について、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会でも議論がとりまとめられたところ。それらを踏まえつつ、障害福祉分野で必要な取組について、必要な法令上の対応も含め、以下の点を検討する。

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保
2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等
3. 地域における包括的な支援体制の構築

1

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、他分野と異なり、全体としてサービス利用は伸び続けている状況にある。一方、地域ごとに見ると、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向が見られ、また、生産年齢人口の減少により人材確保が難しくなる中で、こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題。**
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「**介護保険制度等の他制度も参考としつつ、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる**」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

- 特に今後サービス利用が減少し、従事者の確保も難しくなる中山間・人口減少地域において、ニーズに応じた障害福祉サービスの維持・確保が必要。既存の現行制度の活用も進めつつ、以下の取組を進める。（詳細は次ページ以降）
（地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み）
- ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組を前提とした上で、**配置基準の弾力化**を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、モラルハザード等に留意した上で**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**(月単位の定額払い)を選択可能とする。
（事業者の連携強化）
- ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブの付与**を検討するなど、**地域における連携を推進**する。
（地域の実情に応じた既存施設の有効活用）
- ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、**一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。

3

2. 人材確保・ケアの充実のための生産性向上等

現状・課題

- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年11月時点で3.43倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、**人材確保は喫緊の課題**である。
- 人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信、経営改善に向けた支援等、総合的な対策を進めてきている。引き続き、質の確保や経営基盤の確立を図るとともに、介護分野等の取組も参考としつつ、**医療分野や他の福祉分野など、他分野と連携できる部分は連携しながら、国・都道府県・市町村・事業者・地域の関係者等が連携し、より一層の取組を進めていく**ことが求められる。その際、全国的な取組を進めるとともに、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、**各地域の実情に応じた対策**を進める必要がある。
- また、支援者一人一人が力を発揮しつつ、協働して、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供する観点からは、障害福祉事業者における**ケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実**する必要がある。介護現場の取組も参考としつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、**障害福祉分野における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組**を明らかにしていくとともに、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上に向けた**各自治体や事業所における取組を一層推進**していくことが求められる。

今後の方向性

- 人材確保やケアの充実のための生産性向上、経営改善に向けた支援等（以下「人材確保等」という）については、専門職の確保・育成も含め、引き続き重要な課題であることから、現行の取組を引き続き推進しつつ、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、他分野とも連携しながら、以下の取組を進めてはどうか。
- ① 人材確保等については、全国的な取組とともに、各地域に応じた取組が必要であることから、**国・都道府県の責務に明確に位置づけ**、一層の取組を進める。国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析・周知を進めるとともに、各都道府県を通じて、事業所に対する支援体制の構築を進める。
- ② 人材確保等に関する事項について、**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、計画策定プロセスにおいて、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を計画的に進める。
- ③ 人材確保等の取組の地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図りつつ、**医療・福祉各分野とも連携**しながら、効果的に取組を進めていく。
- ④ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても、義務付けるとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等**を進める。その際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、**利用者の障害特性等も考慮しながら行動に至る背景や利用者の状態等も踏まえ対応すること、対応の結果により利用者の生活を阻害することがないよう慎重に対応を検討すること等に留意**する。
- ⑤ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能とする**。

3. 地域における包括的な支援体制の構築

現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、**頼れる身寄りがいない障害児者や、複合的な課題を抱える障害児者の増加等**といった課題に対応するため、**地域における包括的な支援体制を整備**することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会のとりまとめも踏まえ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、**各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たす**とともに、**基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心**となつて、**各分野との連携**を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、**地域で住民をどのように支えていくか**といった視点を持つことが必要ではないか。

- ① 頼れる身寄りがいない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、包括的支援事業（総合相談支援事業等）で相談対応等を行うことを明確化する方向性。**頼れる身寄りがいない障害児者**についても、次のように対応する。
 - ・ **（自立支援）協議会を活用**して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、**他分野の会議体との協働・連携**を進める。
 - ・ **障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化**する。
- ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、**地域で支え合う機能を強化**する。
 - ✓ 新たな仕組みのもとであっても**障害児者への支援が後退することがないように留意**することが必要。
 - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、**障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していく**ことが重要。

障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

◇とりまとめ(2025.9.24)

- ▶ 9月24日、厚生労働省は障害者の地域生活移行支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会のとりまとめを公表した。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、**障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討**を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- **施設待機者の考え方や把握**については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。**実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討**。

- 次期障害福祉計画でも**地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要**。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、**第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論**していくとともに、**具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討**。

<通知・公表>

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果(2025.11.25)

- ▶ 11月25日、厚生労働省は令和7年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果を公表した。
- ▶ 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の基本給等について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増(+4.5%)となっている。

- ▶ また、平均給与額については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増(+5.4%)となっている。
- ▶ 主な結果のポイントは以下のとおり。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等^(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると11,110円の増(+4.5%)となっている。
- また、平均給与額^(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると16,970円の増(+5.4%)となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等（月給・常勤の者）	249,620円	260,730円	+11,110円
平均給与額	316,370円	333,340円	+16,970円

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	49.8%
ベースアップにより対応	49.8%
賞与等の引き上げまたは新設	48.0%
既存の各種手当の引き上げ	18.3%
各種手当の新設	15.3%

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給付額等は含まない。）
 ※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～7月の支給金額の1/6。賞与等含む。）
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している福祉・介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89.9%	88.9% ※
① 加算Ⅰ	54.6%	43.3% ※
② 加算Ⅱ	18.7%	25.4% ※
③ 加算Ⅲ	13.1%	14.0% ※
④ 加算Ⅳ	3.5%	2.7% ※

※ 国保連データ（令和7年3月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	11.7%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	24.9%
届出に必要な事務を行える職員がいない	13.8%
算定要件を達成できない	12.9%
対象施設・事業所の制約のため困難	10.7%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	61.6%
調査対象サービスの従事者全員	9.6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8.5%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位5つを掲載	
サービス管理責任者等	80.7%
事務員	39.2%
看護職員	29.8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20.7%
理学療法士・作業療法士・機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.5%

【出典】令和7年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

3

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント（ベアによる賃金改善）

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所において、ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を明確に分けて把握している施設・事業所は2,201施設・事業所であり（回答施設・事業所の46.8%）、それらの施設・事業所におけるベースアップによる賃金改善額の平均額は6,380円であり、それらの施設・事業所における福祉・介護職員の基本給等を用いてベースアップ率を計算すると、2.5%となっている。

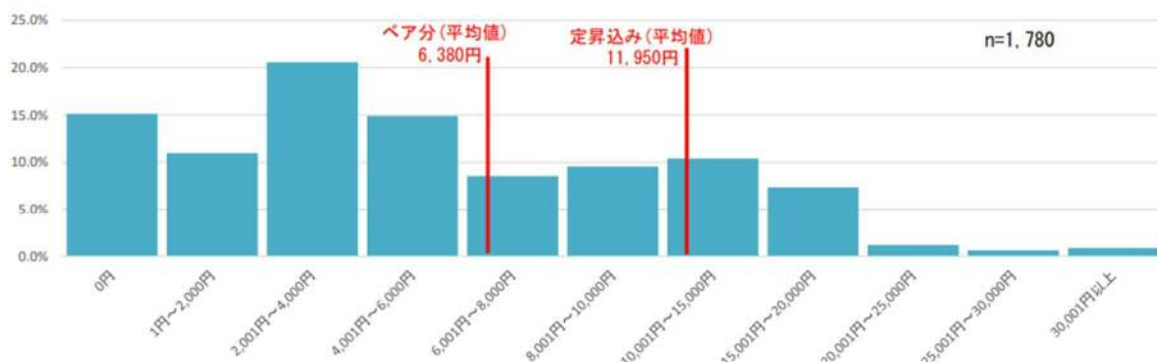
令和7年度に行ったベースアップによる賃金改善の状況

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所	5,145(令和6年) 5,250(令和7年)	11,110円(4.5%)

	施設・事業所数	定昇込み賃上げ額・率	ベア分
ベアによる賃金改善額と定昇による賃金改善額を分けて把握している施設・事業所	2,201(令和7年)	11,950円(4.8%)	6,380円(2.5%)

※ ベア分は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所の平均額であることに留意（福祉・介護職員に限っていない）

ベースアップによる賃金改善額の分布



※ 「ベースアップによる賃金改善額と定期昇給による賃金改善額を分けて把握している」と回答した施設・事業所の集計

【出典】令和7年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

4

障害者雇用状況の集計結果(2025.12.19)

- ▶ 12月19日、厚生労働省は令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を公表した。
- ▶ 障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けている。
- ▶ 今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、集計したものである。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は70万4,610.0人、

対前年差2万7,148.5人増加、対前年比4.0%増加

- ・実雇用率2.41%、前年同率(※小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇)

○法定雇用率達成企業の割合は46.0%、前年同率

<公的機関> (同2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%)

○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。※()は前年の値。

- ・国 : 雇用障害者数 1万595.5人(1万428.0人)、
実雇用率 3.04%(3.07%)
- ・都道府県 : 雇用障害者数 1万1,375.0人(1万1,030.5人)、
実雇用率 3.03%(3.05%)
- ・市町村 : 雇用障害者数 3万9,142.0人(3万7,433.5人)、
実雇用率 2.69%(2.75%)
- ・教育委員会 : 雇用障害者数 1万8,550.5人(1万7,719.0人)、
実雇用率 2.31%(2.43%)

<独立行政法人など> (同2.8%)

○雇用障害者数は対前年で上回る。※()は前年の値。

- ・雇用障害者数1万4,120.0人(1万3,419.0人)、実雇用率 2.67%(2.85%)

令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)(2025.12.24)

- ▶ 12月24日、厚生労働省は令和6年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

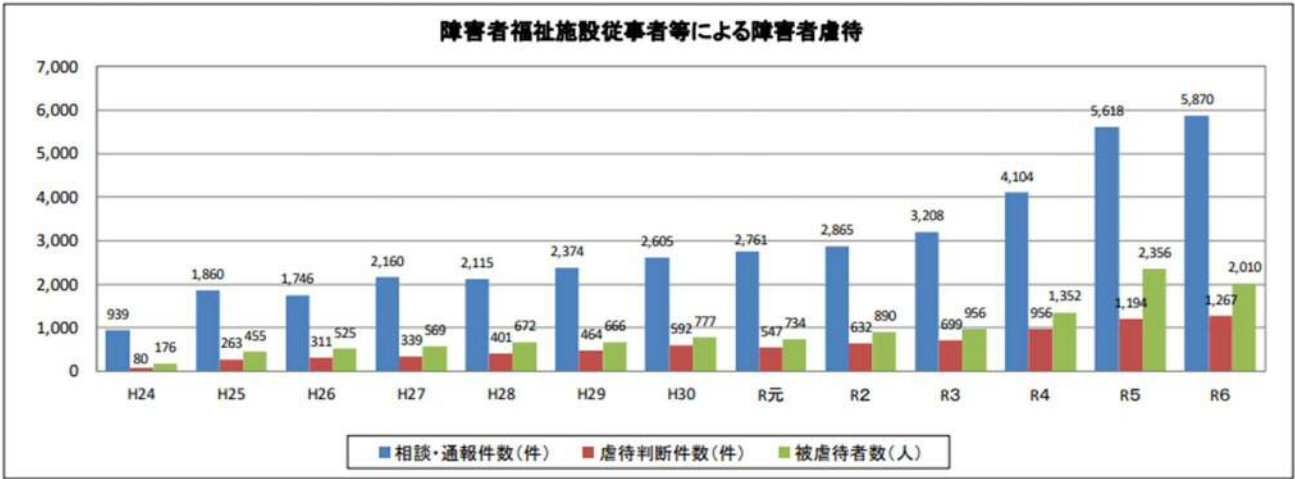
2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみデータ

7. 子ども・家庭福祉

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第 14 回(2026.3.18)

- ▶ 3月18日、こども家庭庁は第14回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(分科会長:鈴木みゆき國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「こどもまんなか実行計画 2026 の策定」「公定価格の地域区分」「保育所・幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入」「保育現場におけるハラスメント防止対策の推進」「財産処分の要件の見直し」「規制改革実施計画を踏まえた対応(保育所における付加的保育・付加的サービス)」について報告・協議が行われた。
- ▶ こどもまんなか実行計画 2026 の策定については、これまでの検討経過および実行計画 2025 の実施状況について報告が行われるとともに、実行計画 2026 原案作成に向けた方針案として下記が示された。

「こどもまんなか実行計画2026」の原案作成に向けた方針(案)

「こどもまんなか実行計画2026」の原案の作成に当たっては、こどもや若者のウェルビーイングの実現を第一として、主に、下記の要素を考慮しながら、いくつかの柱を立てつつ、少子化・デジタル化・国際化・ライフスタイルの多様化等社会構造の変化などにも配慮しながら、これまでの基本政策部会等の意見も参考に、各府省庁における重点的なこども施策を取りまとめてはどうか。

- ◎切れ目のない健やかな育ちの環境の提供・教育等の推進(切れ目のない保健・医療の確保、多様な遊びや体験、質の高い幼児教育・保育の推進、居場所づくり等を含む)
- ◎貧困、ひとり親家庭、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど様々な困難に直面するこども・若者、子育て家庭支援への推進
- ◎障害児・医療的ケア児等の特性に応じたインクルージョンの推進、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ◎結婚・出産・子育ての希望を叶える少子化対策の推進
- ◎若い世代の生きづらさを解消し、それぞれの選択を応援する、若者政策の推進
- ◎「こどもとともに成長する企業」等をはじめとした民間企業との連携、官民連携の取組の推進
- ◎いまを生きるこどもの安心・安全の確保、こどもの権利擁護
- ◎こどもの意見反映・社会参画、こども政策の基盤となる取組の推進

- ▶ 公定価格の地域区分については、現状と今後の検討の方向性として下記のとおり示された。

3. 検討の方向性（案）

- 地域区分は、保育所等の公定価格（人件費部分）の積算は、公務員の給与水準に準拠していること、国として統一かつ客観的なルールに基づくことが必要であることから、まずは、公務員の地域手当（令和6年人事院勧告）に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けることが考えられる。
- 補正ルールについては、
 - ① 従来設けてきた隣接する地域の状況を踏まえた補正ルールは引き続き設けつつ（※）、
 （※）令和6年度介護報酬改定で、介護保険制度に設けられ、公定価格に未反映の補正ルールがあるため、当該ルールも併せて反映する方向で検討する。
 - ② 令和6年人事院勧告に準拠した際に県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大するという課題を踏まえ、他の自治体への通勤者率の高さなどを勘案した補正ルールを新たに検討すること、
 が考えられる。
- 具体的なルールの設定方法は、令和9年度に向けた公定価格の見直し内容や、見直しに係る財源の確保にも留意しつつ予算編成過程において検討していく。

4. スケジュール（案）

令和8年 3月	子ども・子育て支援等分科会において検討の方向性案の提示及び議論
4月～	検討に必要なデータ等を市町村に照会
↓	照会結果等を踏まえ、自治体等と調整
12月頃	改定案のセット
令和9年 4月	施行

- ▶ 保育現場におけるハラスメント防止対策の推進については、今後の対応方針として下記のとおり示された。

【今後の対応方針】

保育現場においても、職場環境改善を進める上で、ハラスメント対策の取組を講じることは重要であるため、

- 令和7年度中に、現場の対応に資する現時点の関係情報（※）について周知を行う。

（※）カスタマーハラスメントの防止のため事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要なものとして厚生労働省から示された指針

- ・ 保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援の取組（※令和7年度より「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」において補助）
- ・ 「保育所等における在園児の保護者への子育て支援」の手引きにおいて示した「理不尽な要求等を繰り返す保護者への対応に関する留意点」

- 令和8年度中に、先行している他分野の取組を参考としつつ、保育現場におけるハラスメント対策に係る課題の洗い出しを行い、その結果を踏まえ、ガイドラインや研修資材等（※）を作成し、周知するとともに、制度的な対応の在り方についても検討する。

（※）令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業により、①保育現場における労働者の就業環境保護に係るガイドライン、②管理者・職員向けの研修資材、③周知・啓発用配布資材を作成予定。

- ▶ 財産処分の要件の見直しについては、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組促進に向け、下記のとおり対応案が示された。

- 「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月20日公表）においては、「人口減少地域における保育機能の確保・強化」として、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進していくこととしている。
- また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめ（令和7年7月25日）では、介護分野、障害福祉分野、保育分野の「福祉サービス共通課題への対応」の中で、「地域の実情に応じた既存施設の有効活用等」として、補助金等の交付を受けて取得等した施設等に係る財産処分について柔軟な対応の検討を行っていく必要があるとされたところ。

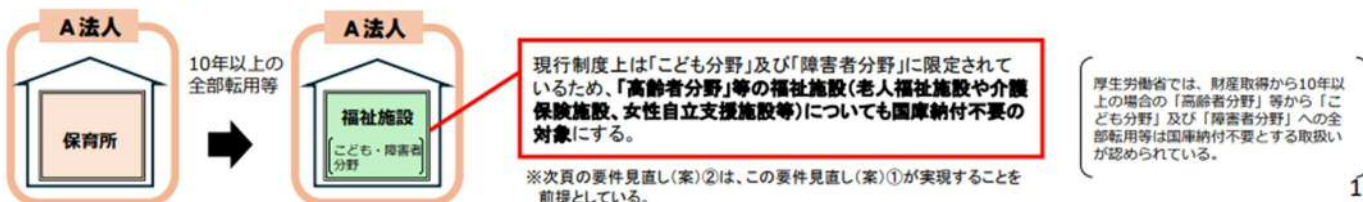
- （前略）財産取得から10年未満の場合に関して、
 - ・一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
 - ・一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上での廃止に限る。）等
 について、補助金の国庫返納を不要とすることなど、より柔軟な仕組みを検討することが考えられる。

（※）例えば、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会においては、上記検討会とりまとめも踏まえ、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）がとりまとめられたところであり、今後の介護保険制度の見直しの内容の具体化を図る中で、中山間・人口減少地域における対象地域の範囲と併せて、上記の特例の詳細等について検討していくこととしている。

- こうした中で、こども家庭庁においても、以下のとおり保育をはじめとする児童福祉施設等に係る財産処分の要件の見直し（国庫納付に係る特例）に向けた検討及び対応を進めていく。

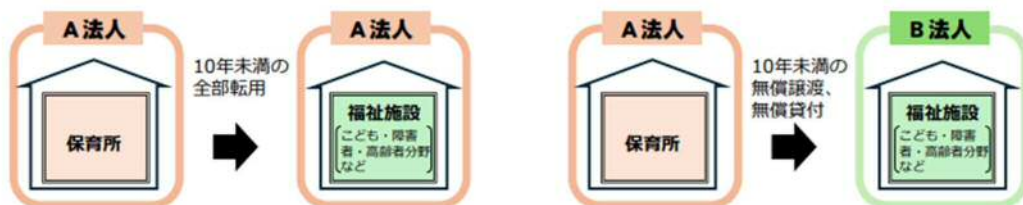
財産処分の要件見直し（案）① 「高齢者分野」等への全部転用、無償譲渡、無償貸付

- 財産取得から10年以上の施設等について、現行制度上は「こども分野」及び「障害者分野」への全部転用、無償譲渡、無償貸付を行う場合の国庫納付を不要とする特例が設けられているが、福祉施設共通の課題に対応する観点から「高齢者分野」等の福祉施設についても同様に国庫納付を不要とする。



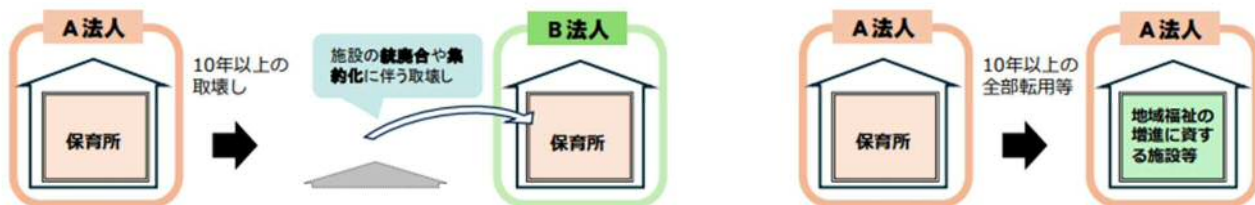
財産処分の要件見直し（案）② 10年未満の全部転用、無償譲渡、無償貸付

- 人口減少地域において、財産取得から10年未満の施設等について、（1）地方自治体と事業者、関係者、住民との合意形成を図った上で、（2）地方自治体の計画（子ども・子育て支援事業計画など）に位置づけることを条件に、他の福祉施設（こども・障害者・高齢者分野など）への全部転用、無償譲渡、無償貸付を行う場合の国庫納付を不要とする。



財産処分の要件見直し（案）③ 10年以上の取壊し、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等

- 人口減少地域において、財産取得から10年以上の施設等について、上記の要件見直し（案）②の（1）及び（2）を条件に、施設の統廃合や集約化に伴う取壊しや、地域福祉の増進に資する施設等への全部転用等を行う場合の国庫納付を不要とする。



➔ 上記の財産処分の要件見直し（案）①～③について、厚生労働省とも連携しながら、今後詳細等について検討していく（②・③については、介護施設等に係る財産処分の国庫納付に係る特例の検討状況も注視）。

- ▶ 規制改革実施計画を踏まえた対応（保育所における付加的保育・付加的サービス）については、令和7年6月に閣議決定された規制改革実施計画をふまえ、保育所における付加的サービスの円滑化に関する対応として下記のとおり示された。

付加的保育・付加的サービスについて (通知でお示しする予定の内容(詳細は別紙1・2参照))

こどもまんが
こども家庭庁

付加的保育・付加的サービスの定義

○付加的保育：

外部事業者の関与の下で通常の保育に加えて実施される、こども健全な心身の発達に資する特別保育活動であり、**保育所と保護者間で契約し、上乗せ徴収で実施されるもの** ※自治体の補助等により、上乗せ徴収が実施されないものを含む。

○付加的サービス：

保護者とサービス提供者事業者が直接契約を結んで提供される、通常の保育とは別枠の追加的なサービス



付加的保育

○付加的保育の実施について

・付加的保育については、特定教育・保育の質の向上に特に必要と認められる対価として、**市町村との協議を経て「上乗せ徴収」により保育所の判断で実施可能**。
 ・保育所が提供する保育の一部であるため、家庭の状況によらず、原則として、**対象となる児童に等しく参加の機会が保障される必要がある**。

○付加的保育を実施する場合の留意事項等について

- 1) **内容**：保育所保育指針の基本原則を逸脱しない範囲で、健全な心身の発達に資する内容。
- 2) **配置基準**：付加的保育に参加する児童を含め、配置基準を満たした保育体制を確保し、**保育士の目的の届く場所で実施すること**。
- 3) **児童の安全管理**：事故発生時の責任は原則として保育所にあるため、児童の安全管理を徹底すること。**付加的保育に対応した安全計画を策定し、外部事業者との緊急的な対応が求められる場面での役割分担等について明確にすること**。
- 4) **保育の指導計画への位置付け**：保育所が提供する保育の一部として、**ねらい、活動内容、保育士等の援助、配慮事項、家庭との連携等を検討した上で、指導計画に位置付けること**。
- 5) **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならない頻度とし、**原則として保育時間内に実施すること**。
- 6) **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整等による職員への過度な負担を避けるよう配慮すること。
- 7) **費用徴収の有無及び料金設定**：市町村との協議の上で**上乗せ徴収は可能だが**、保護者の経済的負担を十分に考慮した上で検討すること。
- 8) **保護者の選択**：原則として全ての児童に等しく参加の機会が保障されていることが求められるが、**上乗せ徴収を行う場合は保護者に選択の余地があるため、利用が必須であるかのような誤解を与えないこと**。利用を望まない保護者がいる場合は、付加的サービスの形態での実施を検討するなど、保育所が提供する保育に影響が出ないよう配慮すること。
- 9) **保護者への説明及び同意取得**：保育所は①園児募集時、②入園時、③上乗せ徴収の開始前の各段階において適切に対応すること。④ではここdeサー手等を活用し周知し、②、③では実施内容、保育全体に位置付ける意義、実施場所、実施時間、事故時の責任の所在、費用、費用内訳、任意利用であること等を書面を用いて説明し、**同意を得ること**。
- 10) **不参加児童への対応**：(全ての児童の参加が原則だが、やむを得ない事情で)参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮し、**参加する児童・しない児童のどちらに対しても当該保育所の全体的な計画に基づく保育が行われるよう、適切に対応すること**。
- 11) **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は事前協議で上記①～⑩を確認し実施可否を検討すること。指導監督で①～⑩の状況を確認し、遵守されていない場合には速やかに行政指導を行うこと。

付加的サービス

○付加的サービスの実施について

・保護者とサービス提供者事業者間の直接契約による付加的サービスの実施は法令上禁止されず、**保育所保育指針を踏まえたこどもの健全な心身の発達に資する内容であれば、保育所の判断で実施可能であり、市町村との協議は不要**。

○付加的サービスを実施する場合の留意事項等について

- 1) **内容**：保育所保育指針を踏まえた健全な心身の発達に資する内容。
- 2) **配置基準**：付加的サービス自体に保育所の配置基準は直接適用されないが、**保育所全体として必要な保育体制は継続して確保すること**。保育所として、事前にサービス提供者事業者の実施体制については十分に確認すること。
- 3) **児童の安全管理**：事故発生時の責任は原則としてサービス提供者事業者にあるが、書面等で明確にしておくことが望ましい。保育所もサービス提供者事業者の安全管理体制を十分に確認すること。また、緊急的な対応が必要な場面における役割分担等について、外部事業者とあらかじめ相談しておくことは重要。特定の重大事故(死亡、意識不明、治療30日以上)の負傷等)は市町村へ報告し、市町村は都道府県等へ報告すること。
- 4) **保育の指導計画への位置付け**：**指導計画に位置付ける必要はない**。
- 5) **実施頻度、実施時間**：児童に過度な負担とならないよう配慮し、**原則として標準的な保育時間外に実施すること**。
- 6) **保育所職員の負担**：保護者への説明や事業者との調整など、職員に過度な負担とならないよう配慮すること。
- 7) **料金設定**：保護者に過度の経済的負担とならないよう配慮すること。
- 8) **保護者の選択**：**利用は任意であり、必須であるかのような誤解を与えないよう留意すること**。
- 9) **保護者への説明及び同意取得**：契約主体であるサービス提供者事業者だけでなく、**保育所としても実施体制等を明確にできるよう、実施内容、場所、時間、事故時の責任、費用、費用内訳、任意利用であること等について書面で説明することが重要**。
- 10) **不参加児童への対応**：**参加しない児童が疎外感や劣等感を抱かないよう配慮する**など、参加する児童・しない児童のそれぞれに対し適切に対応すること。例えば、降園時間帯に実施する場合は、実施場所を分け、別々の活動を行う等の対応が考えられる。
- 11) **保育所における付加的保育の実施に当たっての市町村の対応**：市町村は付加的サービスを提供する事業者についての直接の指導監督権限は有していないが、保育所に対しては有しているため、①～⑩が遵守されていない場合は保育所に対し速やかに行政指導を行うこと。

※幼児保育推進法(認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所)についても、上記に準じた取扱いとすること。ただし、付加的保育における上乗せ徴収に当たっての市町村との事前協議は、特例の必要がないことに留意。

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第 20 回(2026.3.30)

- ▶ 3月30日、こども家庭庁は、第20回こども家庭審議会 基本政策部会(部会長:松田茂樹中京大学現代社会学部教授)を開催し、こどもまんなか実行計画 2026 骨子案について協議を行った。
- ▶ 実行計画 2026 骨子案では、基本的な方向性として下記内容に沿って施策を推進していくとしている。
 - (1)こどもと保護者を含む子育て当事者等の幸せな状態(ウェルビーイング)の実現
 - (2)こどもの安心・安全の確保
 - (3)分野横断的な取組による逆境的小児期体験(ACEs)の低減と肯定的体験(PCEs)の増加の推進
 - (4)地域社会への包容(インクルージョン)の推進と切れ目ない支援
 - (5)社会構造・環境の変化を踏まえた若者政策
 - (6)企業等と連携した社会・職場環境等の変革
 - (7)提供体制と質の確保、持続可能性の確保
 - (8)こどもや利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し
 - (9)自治体との連携の強化
 - (10)さらなる省力化・簡素化・DXによる自治体等負担軽減

◇第 19 回(2026.2.20)

- ▶ 2月20日、こども家庭庁は、第19回こども家庭審議会 基本政策部会(部会長:松田茂樹中京大学現代社会学部教授)を開催し、「こども施策における EBPM に関する取組」「こどもまんなか実行計画 2025 の検証・評価」「こどもまんなか実行計画 2026 の原案作成に向けた方針等」について協議を行った。
- ▶ こども施策における EBPM に関する取組については、令和 8 年度の取組みとして下記が示された。

EBPMに関する現状と今後の取組

今までの取組

1. 担当課室のEBPM業務への支援

- ・専門人材を内部で雇用し、相談支援を行う「施策立案応援窓口」を本格稼働
- ・アンケート調査の設計、データ分析、エビデンス収集等の伴走支援

2. 職員に対する研修

- ・職員のスキル向上のため、文献レビュー研修、データ分析研修を実施

3. 分析業務の委託

- ・出生動向に関する主要指標の変動要因について、計量モデルを用いた分析業務を委託

外部からの指摘・助言

- 研究者との連携強化
- 施策の効果検証にあたっては、エビデンスレベルの高い手法(DIDやRDD)を期待している
- 分析にあたっては、先行研究のレビューをしっかりと実施すること

R8年度の取組

外部研究による検証や内部の体制強化

- ・外部研究者によるこども家庭庁科研費でのEBPM推進(複数の事業のロジックモデルやKPIの見直し・検証等)
- ・「施策立案応援窓口」の活用を推進
- ・職員向けの研修を引き続き実施

- ▶ こどもまんなか実行計画 2025 の検証・評価については、こどもまんなか実行計画 2025(第1章)の実施状況について報告が行われた。
- ▶ こどもまんなか実行計画 2026 の原案作成に向けた方針等については、「こどもまんなか実行計画 2026」の原案作成に向けた方針(案)が下記のとおり示され、協議が行われた。

「こどもまんなか実行計画 2026」の原案作成に向けた方針（案）

「こどもまんなか実行計画 2026」の原案の作成に当たっては、こどもや若者のウェルビーイングの実現を第一として、主に、下記の要素を考慮しながら、いくつかの柱を立てつつ、少子化・デジタル化・国際化・ライフスタイルの多様化等社会構造の変化などにも配慮しながら、これまでの基本政策部会等の意見も参考に、各府省庁における重点的なこども施策を取りまとめてはどうか。

- ◎切れ目のない健やかな育ちの環境の提供・教育等の推進（切れ目のない保健・医療の確保、多様な遊びや体験、質の高い幼児教育・保育の推進、居場所づくり等を含む）
- ◎貧困、ひとり親家庭、虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど様々な困難に直面するこども・若者、子育て家庭支援への推進
- ◎障害児・医療的ケア児等の特性に応じたインクルージョンの推進、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ◎若い世代の生きづらさを解消し、それぞれの選択を応援する、若者政策の推進
- ◎「こどもとともに成長する企業」等をはじめとした民間企業との連携、官民連携の取組の推進
- ◎いまを生きるこどもの安心・安全の確保、こどもの権利擁護
- ◎こどもの意見反映・社会参画、こども政策の基盤となる取組の推進

こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第 13 回(2026.3.27)

- ▶ 3月27日、こども家庭庁は、第13回こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかもののみち代表理事)を開催し、「令和7年度とりまとめ及びそれに基づく『こどもまんなか実行計画 2026』への記載」「非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究の報告」「来年度の審議の進め方」について協議を行った。
- ▶ 令和7年度とりまとめ及びそれに基づく『こどもまんなか実行計画 2026』への記載については、こどもまんなか実行計画 2026 の策定に向けて「1. こども・若者★いけんぷらすの充実」「2. 審議会等のこども・若者委員の登用促進」「3. 自治体での更なる取組の促進」の3点について意見書を取りまとめた。
- ▶ 非常時におけるこども・若者の意見反映等の在り方に関する調査研究の報告では、調査研究の進捗について報告されるとともに、成果物として「調査研究報告書」「行政職員向けの取組ポイント」「『こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン』改定案」を予定していることが示された。
- ▶ 来年度の審議の進め方については、審議事項として下記5点が示され、協議が行われた。
 - 地方自治体の取組の更なる促進
 - 声が聴かれにくいこども・若者の意見を聴く取組の促進

- 意見反映や社会参画の意識の醸成
- 意見反映の評価の在り方の検討
- 国の取組の更なる充実

子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第14回(2026.2.24~3.5)※持ち回りメール審議

- ▶ 第14回子ども家庭庁の子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会が持ち回りメール審議にて開催され、「こどもまんなか実行計画2026」の策定について審議が行われた。
- ▶ 審議では、こどもまんなか実行計画2026の構成案が下記のとおり示された。

こどもまんなか実行計画2026 構成案について

こどもまんなか
子ども家庭庁

今後、「こどもまんなか実行計画」では「こども版骨太の方針」としてのより実効的な意味を持たせていくため、これまで当該年度における約400のこども施策を網羅的に記述したもものから、政府全体として特に重点的に取り組むべきこども政策の重点施策を示すものの方針転換する。

こどもまんなか実行計画2025

第1章 「こどもまんなか実行計画2025」のポイントと目指す方向性

- 1 「こどもまんなか実行計画」について
- 2 「こどもまんなか実行計画2024」からの1年間
- 3 「こどもまんなか実行計画2025」の「目指す方向性について」
 - (1) 困難に直面するこども・若者への支援
 - (2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進
 - (3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

第2章 こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - (8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の促進
- 2 ライフステージ別の重要事項
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
 - (1) 子育てや教育に関する負担軽減 (2) 地域子育て支援等
 - (3) 共働き・共育での推進等 (4) ひとり親家庭への支援

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
 - (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 等
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
 - (1) EBPM (2) 人材の確保・育成・支援
 - (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化 等
- 3 施策の推進体制等
 - (1) 国における推進体制 (2) 数値目標と指標の設定 等

こどもまんなか実行計画2026

第1章 「こどもまんなか実行計画2026」のポイントと目指す方向性

内容を一層充実 (こども政策の重点施策)

※令和8年度に実施予定の施策を網羅的に記載したのではなく、令和9年度概算要求に向けてこども施策の重点を示すような計画にしてい

※工程表は廃止、指標は引き続き作成

第2章 こども施策に関する重要事項

第3章 こども施策を推進するために必要な事項

秋頃を目途に 参考資料として作成予定

※こども大綱の章ごとに、その年度に実施する予定としている各府省庁の施策一覧を参考資料として整理

子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会

◇第7回(2026.3.12)

- ▶ 3月12日、第7回子ども家庭庁の子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「保育の計画及び評価」「保育所、認定こども園等における 家庭・地域との連携・協働・支援の充実」について協議が行われた。
- ▶ 保育の計画及び評価については、下記のとおり現状と課題および改善・充実に向けた論点案が示され、協議が行われた。

現状と課題

- 前回の保育所保育指針の改定では、「保育の計画及び評価」についても総則で示すとともに、改定前の保育所保育指針における「保育課程の編成」については、「全体的な計画の作成」とし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領との構造的な整合性を図ったところ。
- これまでも、保育に当たっては、乳幼児の実態に即して計画を作成・実践し、その計画と実践を振り返って評価し、結果を次の計画に反映させていくことが、保育の質を高める上で重要とされてきた。一方で、こうした乳幼児理解に基づく一連の過程に沿った保育実践には、園によってばらつきがある。
- また、現行の保育所保育指針では、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、乳幼児の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な乳幼児の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならないと記載されているところ。
- 一方で、長期的・短期的な指導計画をどのくらいの単位で作成しているかは、施設類型、あるいは各園によってばらつきがあるとともに、保育士、保育教諭等は、保育の計画や記録、保護者へのお便りなど、日常的に多くの書類を作成しており、これらの書類作成業務が負担となっているとの指摘がある。
- こうした中、作成に時間や労力を要する書類を単に削減することのみを目的とした場合、保育実践の記録として不十分となったり、計画が形骸化したりするなど、保育の質の低下につながるおそれがあることにも留意が必要である。

改善・充実に向けた論点（案）

補足イメージ

- 設置者や施設類型を問わず、園生活全体を通した乳幼児の育ちや学びを支えるために、現行の3要領・指針における全体的な計画や指導計画等の内容や位置付け、記録、評価及び改善の一連の流れについて、更なる整合性を図るべきではないか。
- 特に、3歳以上児の保育に当たっては、現行においても、幼児の実態を踏まえ、発達を援助することを意図した主体的な遊びを中心とする活動の時間を設定したり、環境の構成・再構成を工夫したりするなど、5つの領域のねらいと内容を意識的に保育の計画等に位置付けているが、これらをより明確にし、保育実践の質の向上を図っていくことが重要ではないか。
- 現行の保育所保育指針では、保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならないとされているが、その前提として、一人一人の乳幼児理解を踏まえた保育実践の充実を図っていくことが重要ではないか。
- 幼児教育施設※における評価は、優劣や順位を決めるためのものではなく、乳幼児の姿の変容とその背景を振り返り、保育実践の改善につなげるためのものであることを重視すべきではないか。
※幼児教育施設：幼稚園、保育所、認定こども園
- また、園の評価に当たっては、保育の質の確保・向上を図るため、日々の保育の振り返りや職員間の対話を土台としつつ、保護者、地域住民、地域の専門機関、外部の有識者等の多様な立場からの視点を取り入れることも重要ではないか。
- 保育の記録は、評価の重要な材料であると同時に、保育を振り返る過程において活かすことが重要である。記録の形式は文章に限らず、写真や動画、図など多様であり、その活用にあたっては、内容の分かりやすさや整理の仕方、共有方法の工夫が必要ではないか。

- ▶ 保育所、認定こども園等における家庭・地域との連携・協働・支援の充実については、下記のとおり改善・充実に向けた論点案が示され、協議が行われた。

改善・充実に向けた論点（案）

0歳児～

- ◆ 現行の保育所保育指針等においては、保育所、認定こども園等における保護者に対する子育て支援は、乳幼児の健やかな育ちの実現や保護者の養育力の向上に寄与するよう、保護者と連携することが重要であるとされている。
- ◆ また、保育所、認定こども園等は、保育士や看護師、栄養士等※の専門性を有する職員が配置され、乳幼児が日常的に通う環境であるという特性を生かし、園児の保護者はもとより、地域の保護者等においても、乳幼児の成長に気付き、子育ての喜びを実感できるように支援するとともに、地域の公的施設として関係機関と連携しながら、継続的な子育て支援を行うことが求められている。これら_{※保育所等において、看護師、栄養士等は法令上は必須となっていない}のことを踏まえて、以下の事項について一層の改善・充実を図ってはどうか。

① 乳幼児の育ちと学びを支えるための保護者との連携の充実

- 保育士、保育教諭等と保護者が日々のやり取りを通じて園児の姿や保育について理解や情報を共有することは、保護者の安心感や子育てへの自信を支えながら、養育力の向上を図るとともに、保育士、保育教諭等による乳幼児理解の深化や保育の質の向上にも資することから、保護者との連携を一層充実させ、保護者と保育士、保育教諭等がパートナーとして、共に乳幼児の育ちと学びを支えていくことが重要ではないか。
- そのためには、環境を通して乳幼児の健やかな育ちを支え、促していくという保育所保育等の基本について、保護者に対する一層の普及・啓発を行い、理解の共有を図ることや、保護者が保育に関わる活動に積極的に参加できるような取組を進めることが重要ではないか。

② 保護者への個別の支援における専門職・専門機関との連携及び協働の充実

- 保護者一人一人を尊重し、相互の信頼関係を築くとともに、日常の保育に関連した様々な機会を活用し、乳幼児の日々の様子の伝達や収集、保育所保育等の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図ることを保護者への支援の基盤としつつ、より個別の支援が必要な場合には、施設長・園長のリーダーシップの下で園内での体制を整えるとともに、専門職や専門機関との適切な連携及び協働を促進していくことが重要ではないか。

③ 地域の実情に応じた子育て支援体制の充実

- 地域の保護者等への子育て支援については、こども家庭センター等の関係機関と連携及び協働を図りつつ、保護者からの相談に応じるとともに、情報提供等を積極的に行うことにより、地域全体で多様な保育・子育て支援ニーズを受け止める体制の一層の充実を図ることが重要ではないか。
- その際、地域の実情に応じて、市町村が、保育所・認定こども園等の規模や有する機能等を考慮した上で、各施設の役割分担を明確にすることが重要ではないか。_{補足イメージ}

◇第6回(2026.2.24)

- ▶ 2月24日、第6回こども家庭庁のこども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「幼児教育におけるICTの活用の在り方」「特別な配慮を必要とする乳幼児への指導・支援の充実」について協議が行われた。
- ▶ 幼児教育におけるICTの活用の在り方については、下記のとおり論点案が示され、協議が行われた。

🔦 幼児教育におけるICTの活用の方向性と懸念・留意点の検討に向けた論点(案)

◆ 小学校以上においては、児童生徒の端末や通信ネットワーク、周辺機器、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトウェア等の要素で構成されるデジタル学習基盤を前提に、各教科等の授業改善のための効果的活用や情報活用能力の抜本的向上に向けて検討が進められている。また、家庭や社会においても、パソコンやタブレット等は日常的に使用されているとともに、幼少期からの長時間使用による心身への影響等への懸念も指摘されている。こうしたICT活用の懸念も踏まえ、要領・指針での示し方について、どのように考えるか。

◆ ICTの活用に当たっては、乳幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、乳幼児の直接的・具体的な体験の充実を図る道具として活用することとしてはどうか。
その際、乳幼児の直接的・具体的な体験を阻害する活用としないよう、どのような点に留意する必要があるか。

(主な留意点の例)

- ・乳幼児の発達や活動のねらいに応じていない活用
- ・乳幼児の発達にとって望ましくない活用
- ・ICTの操作の習得を目的とした活動
- ・乳幼児を一方向的に指導するための道具としての活用
- ・ICTに指導を委ねるような活用 など

※幼児教育における「情報活用能力」の整理について
・教育課程企画特別部会においては、「情報活用能力」について「情報技術の活用」に絞って示す方針が示されており、また、情報活用能力を構成する要素を、「①情報技術の活用」「②情報技術の適切な取扱い」「③情報技術の特性の理解」と整理し、それを踏まえ情報・技術WGで議論を進めているところ。
・乳幼児の発達を踏まえ、幼児教育においては、これら①～③について、ICTを活用する際に体験するものである一方、資質・能力としての育成は目的としないこととする。

◆ 障害のある乳幼児への指導において、ICTは、効果的に活用できるツールであると考えられる。障害の状態など、一人一人の実態に応じた配慮において、ICTを適切に活用することが求められるのではないか。

(活用のイメージ例)

- ・触覚が過敏で、虫に直接触れない幼児に対して、タブレット端末で撮影した虫の映像を使って、質感や細かい点まで見ることができるようになる。
- ・特定のことに強い関心をもつ幼児に対して、インターネットを使って専門的な内容が分かるサイトへアクセスするなどして、より詳細に調べることができるようにする。
- ・直接他者とコミュニケーションをとることが困難な幼児に対して、タブレット端末上で、あらかじめ登録してある言葉を読み上げるソフトを使って、友達や先生にしたいことや気持ちを伝えることができるようにする。

自分で見やすい大きさに拡大して昆虫を観察(視覚障害)



歌遊びの歌詞や表現を手話付き動画で視覚的に確認(聴覚障害)



写真や動画で一日の活動を振り返り、主体的な行動につながる(知的障害)



初めての活動に不安がある幼児が見通しをもてるように、友達の活動の動画を活用(発達障害)



🔦 障害のある乳幼児への指導・支援の充実に向けた論点(案)

1. 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の提供に関する方向性

● 文部科学省・厚生労働省・内閣府(現在の担当はこども家庭庁)においては、令和5年3月に、合理的配慮の提供も含め、障害のある乳幼児等への指導に当たっての基本的な考え方や具体的な事例を解説した資料「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」[【参考資料①】](#)を作成したところ。また、様々な研修動画等[【参考資料②】](#)を作成・HPに掲載している。各自治体・幼児教育施設が、研修で活用したり指導の充実の参考にしたりしやすくなるよう、一覧性のある分かりやすい情報提供・周知を図るべきではないか。

● 今後、本資料・研修動画等も参考に、各幼児教育施設が障害のある乳幼児への指導の充実を図るに当たっては、「基礎的環境整備」の充実を促していくこと、また、「合理的配慮」の提供が確実に行われるよう、3要領・指針等において明示していくことが必要ではないか。

- その際、次のことに留意すべきではないか。
 - ✓ 指導内容や指導方法の工夫に加えて、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行うこと。
 - ✓ 幼児教育施設と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、以下のような点を含め、合理的配慮の提供を進めるための考え方を分かりやすく示していくこと。
 - ・過重な負担の基本的な考え方(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、施設規模や自治体の財政規模、といった観点)
 - ・ICT等のデジタル環境 [資料1のP2](#)を含む基礎的環境整備との関係 など

「基礎的環境整備」には、施設・設備の整備や人的支援等のハード面だけでなく、ソフト面の環境整備も含まれることから、幼児教育施設における「基礎的環境整備」の充実にあたっては、以下のような幼児教育の基本を大切にしているか、といった視点が重要。

★ 一人一人の発達の特性(その子らしい見方、考え方、感じ方、関わり方など)を理解し、その特性やその子が抱えている発達の課題※に応じた指導をすることは、幼児教育の基本

※発達の課題…その時期の多くの幼児が示す発達の姿に含ませて設定されている課題のことではなく、一人一人の発達の姿を見つめることにより見出されるそれぞれの課題。

★ 集団の生活の中で、互いに影響し合うことを通して一人一人の発達が促されていくことから、障害のあるなしではなく、一人一人の発達の特性を生かした集団を作り出すことが大切

★ 一人一人の興味・関心、思いや願いを大切に遊びが展開されるよう援助していくことが重要

多様性の包摂につながる

2. 園内体制の充実に関する方向性

- 園が有する幼児教育の専門性と地域の機関が有する障害等の専門性が相まって、一人一人の実態に応じた指導の充実が図られるよう、幼児教育センターによる支援や特別支援学校のセンター的機能の活用、児童発達支援センターを始めとする、医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携を一層促進すべきではないか。
- こうした地域の関係機関との連携促進を図りながら、いずれの施設類型の幼児教育施設においても、障害のある乳幼児に対する個別の支援計画や指導計画 **補足イメージ②** の作成や活用を一層推進するとともに、個別の支援計画に「合理的配慮」の内容を記載することにより、園内での共通理解と小学校への引継ぎを図ることが必要ではないか。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 21 回(2026.2.17)

- ▶ 2月17日、こども家庭庁は、第21回こども家庭審議会 こどもの居場所部会を開催し、現代社会における若者の位置づけに関するヒアリング、第2期こどもの居場所部会中間的整理の骨子案について協議を行った。
- ▶ 現代社会における若者の位置づけに関するヒアリングでは、宮本みち子千葉大学名誉教授、安藤智子筑波大学教授からヒアリングが行われた。
- ▶ 第2期こどもの居場所部会中間的整理の骨子案については、下記のとおり方針案及び構成案が示され、協議が行われた。

中間的整理について

【現状】

- 「こどもの居場所づくり」において、「若者」も対象とされているはずだが、実態としては若者を対象とした取組はあまり進められていない。

【背景】

- 居場所づくりに限らず、若者を対象としたユニバーサルな（特定の課題の解決を志向しない）支援に対する、社会全体の認識が低いことが指摘される。

【目的】

- 上記のような、若者をめぐる現状と背景に基づき、若者のユニバーサルな居場所づくりの意義及び、具体的な取組方について周知すること。
- 若者のユニバーサルな居場所づくりへの理解が深まることで、全国の自治体において、若者世代になっても切れ目なく居場所を見つけることのできる環境の整備につなげる。

【若者の定義】

- 「こどもの居場所づくりに関する指針」の記述を踏まえ、この中間的整理において言及する「若者」とは、思春期及び青年期（中学生年代からおおむね30歳未満）にある者のこととする。

中間的整理 構成案

- ・ 若者のユニバーサルな居場所づくりの意義及び、具体的な取組方について周知するために、中間的整理の構成を以下のように作成した。
- ・ 第20回こどもの居場所部会においてお示しした構成案から、以下について修正を行った。
 - A1の追加：**若者の現代的な位置づけ等の検討**
 - Bの追加：**若者の居場所づくりで目指すゴールの提示**

- A) 若者のユニバーサルな居場所の意義・特徴・課題
 1. 現代社会における若者の位置づけや、若者が抱える課題
 2. 若者のユニバーサルな居場所の必要性
- B) 「若者の居場所づくり」によって目指すもの（方針）
- C) 方針の具体化のための取組
 1. 自治体向けのガイド
 2. 実践者向けのガイド
- D) 発展的な取組に向けて
 1. オンラインの活用
 2. 先進事例等

こども家庭審議会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第131回(2026.3.16)

- ▶ 3月16日、こども家庭庁は、第131回こども家庭審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催した(資料は非公表)。

◇第130回(2026.2.2)

- ▶ 2月2日、こども家庭庁は、第130回こども家庭審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催した(資料は非公表)。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

◇報告書(2026.4.10)

- ▶ 4月10日、こども家庭庁は今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書を公表した。
- ▶ 本検討会は、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うことを目的に設置され、7回にわたり検討が行われた。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～ (令和8年4月)

本検討会開催の背景

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、ケアニーズの高いこども(※)をはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

(※)強度行動障害の状態にあるこども、医療的ケアが必要なこども、虐待体験や心的外傷等により特に心理的な支援が必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つこども等

1. はじめに

こども基本法制定、こども家庭庁創設、こども大綱策定など、こども施策全体が大きく転換する中で、障害児入所施設では強度行動障害、医療的ケア、被虐待児など利用児童の状態像が多様化・複雑化している。そのため、社会的養護との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割を再整理し、今後の方向性を明確にする。

2. 障害児入所施設の現状(令和7年4月時点)

	福祉型	医療型
施設数	233施設	235施設
入所児童数	5,265人	2,613人
入所割合 (措置・契約)	70%・30%	33%・67%
被虐待児割合 (措置・契約)	37%・3%	38%・1%
外泊できない児童 割合(措置・契約)	68%・34%	96%・66%

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

- こども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利と尊厳を中心に据えた支援。
- こどもの声を丁寧に聴き、こどもが希望する生活が実現されるように努める。
- 安定した愛着関係、パーマネンシーが保障される生活を実現していく。
- 障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の構築。

(2) 基本的な方向性

- こどもと家族のウェルビーイングの保障(家庭的養育、家族支援の推進)
- こどもの権利保障(パーマネンシー保障の理念、意思表明等支援の推進)
- こどもの最大限の発達保障(育ちの支援と合理的配慮)
- 専門性の保障(専門的ケアの強化と専門性の向上)
- 質の保障(人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備)
- 包括的支援の保障(地域支援の強化・切れ目ない支援体制、他施策との連携)
- 社会的養護施策との連携の推進(社会的養護施策への後方支援の強化)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

4. (1)福祉型の課題と方向性

- 施設基準(知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児)の統一化。
- できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。
- ケアニーズの高いこどもへの支援の強化のための専門的支援の必要性と専門人材等との連携の強化。
- 社会的養護施策との連携を深め、障害のあるこどもへの専門的支援提供と相互の学び合いを推進し、里親・ファミリーホームへの支援を強化。

4. (2)医療型の課題と方向性

- 一人ひとりのニーズに応じた発達支援をおこなうため、職員の配置の在り方を検討。
- できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。サテライト型の創設を検討。
- 社会的養護施策との連携を深め、相互に障害のあるこどもへの専門的支援の提供と学び合いを推進。

4. (3)福祉型・医療型に共通する課題と方向性

- 新たな施設類型として、こどもホーム(仮称)の創設と、その運営を専門的に支援するバックアップ体制の検討。
- こどもの多様な体験と社会参加を保障するため、保育・発達支援等の柔軟な利用と、こどもの希望に沿った外出・余暇を実現する仕組みの検討。
- こどもの意思尊重と最善の利益実現のため、意見表明等支援の体制強化の推進。
- 入所しているこどもの家族支援を行える職員配置の在り方を検討。
- 生活の場が変わっても家族との関係が継続するよう家族を含めた支援を推進し、また、家族同士が支え合うピア活動を推進。
- 地域での包括的支援を実現するため、関係機関との連携強化と短期入所の充実を通じて、こどもと家族を切れ目なく支える体制を整備。

4. (4)その他の重要課題

- 福祉型障害児入所施設の名称の変更。(例:「こども発達支援ホーム」)
- 質の確保・向上に向け、自己評価と第三者評価の導入を段階的に検討。
- 契約入所と措置入所の取扱いの整理。
- 障害児入所施設における一時保護の受入体制整備と、こどもの意向を踏まえた支援の推進。
- 学校・施設の情報共有による各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援。
- 障害児入所施設における大規模災害時の対応。
- 性暴力防止・虐待防止について、複数の職員でこどもを見守ることができる体制や個別の対応が必要なこども等への支援を行うことができる体制の整備。
- 人材確保と職員の定着に向けた魅力発信・キャリア形成支援、職員支援とICT活用による業務効率化を検討。

5. こども・若者の意見反映

こども・若者ヒアリングを6施設14名に実施。
ヒアリングの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び頼ることができること、希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

6. おわりに

こども家庭庁は、施設名称の見直しやこどもホーム(仮称)の創設など制度改正が必要な事項については、児童福祉法改正などの取組を強化し、その他の事項においては、次期障害福祉サービス等報酬改定において、実現が図られるよう速やかに検討するとともに、今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策等との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。さらに、こども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も強化し、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていく必要がある。

改正医療的ケア児支援法条文案を了承(2026.4.1)

- ▶ 4月1日、「医療的ケア児者支援議員連盟」(会長:野田聖子衆議院議員)は議員立法となる改正医療的ケア児支援法条文案を了承した。
- ▶ 条文案では、支援の対象を現行の医療的ケア児およびその家族から、医療的ケア者と重症心身障害児・者およびその家族に拡大するとしている。
- ▶ また、小児期医療から成人期医療への切れ目のない医療を提供するための措置を講じることを新たに規定し、児者一貫の支援に向けた内容としている。
- ▶ 今後、国会での審議をふまえ、今国会での成立を目指している。

内密出産について考えるプロジェクトチーム

(2026.4.14)

- ▶ 4月14日、自民党の孤独・孤立対策特命委員会の「内密出産」について考えるプロジェクトチーム(PT、座長・松野博一衆議院議員)は、妊娠を他者に知られたくない女性による内密出産に関する諸外国の事例について、有識者からヒアリングを行った。
- ▶ 会議の冒頭、松野座長は4月6日に熊本市の慈恵病院と同市役所での視察をしたことについて「内密出産を自治体で対応するには限界があり、取り巻く環境改善が必要。出自を知る権利や事前の相談体制の充実、性教育等の課題が山積している。生まれてくる子供と母親の命を守り、幸せを願う現場の皆さんの思いを大切にしながら1歩ずつでも前に進める」と語り、国を挙げて環境整備を図り、母子の命を尊重する重要性について発言した。

<通知・公表>

2024年度 保育所・幼保連携型認定こども園の経営状況について(2026.3.27)

- ▶ 3月27日、福祉医療機構は2024年度保育所・幼保連携型認定こども園の経営状況を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 保育所の経営状況
 - ・ 利用率は低下するも、利用児童単価の上昇により、サービス活動増減差額比率が上昇
 - ・ 赤字施設は利用率や利用児童単価が低く、収益の確保が課題
 - ・ 過疎地域は利用率が大きく低下した一方、指定都市・特別区は横ばいで推移
 - 幼保連携型認定こども園の経営状況
 - ・ 保育所と同様、利用率は低下するも利用児童単価の上昇により、サービス活動増減差額比率が上昇
 - ・ 赤字施設は利用率が低いため収益に差があり、人件費率が黒字施設より10.8ポイント高い
 - ・ 保育所ほど地域特性による赤字施設割合の差はみられないが、過疎地域は利用率が大きく低下

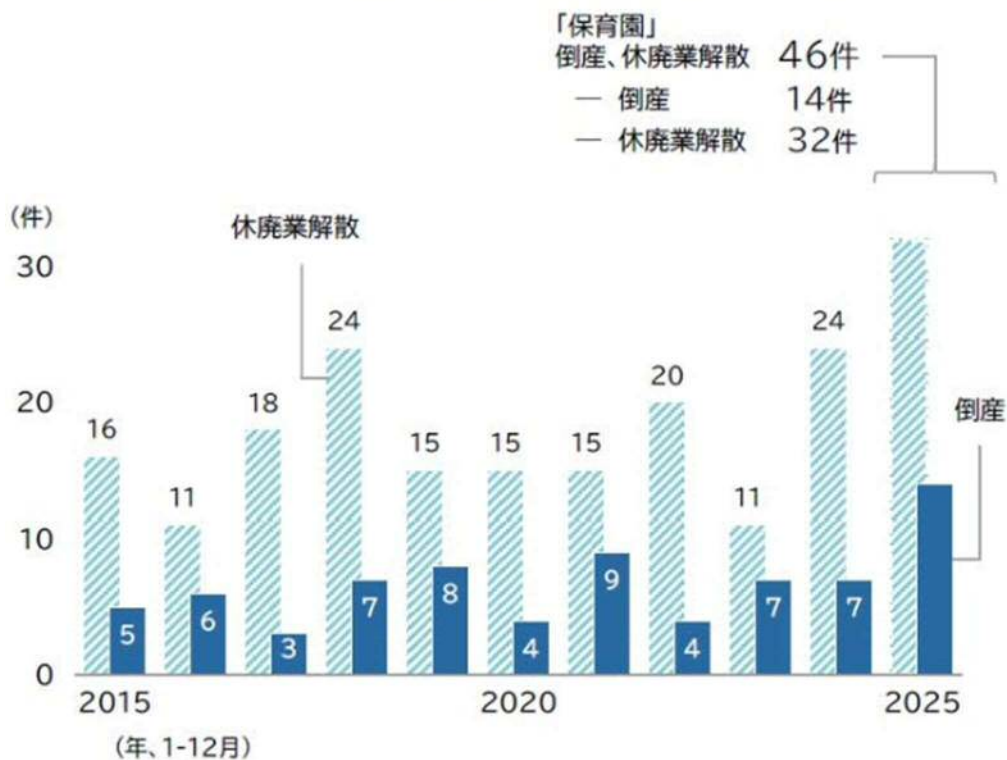
▼利用率および赤字施設割合の推移



帝国データバンク:「保育園」の倒産・休廃業解散動向(2025年)(2026.2.15)

- ▶ 2月15日、帝国データバンクは、「保育園」運営事業者の倒産動向について公表した。
- ▶ 2025年に発生した「保育園」運営事業者の倒産(負債1000万円以上、法的整理)は14件発生し、前年(7件)から倍増となった。
- ▶ また、休廃業や解散は32件(前年24件)あり、市場から退出した保育園運営事業者は計46件となった。前年(31件)に比べると15件(48.4%)の増加となり、年間で過去最多となった。

「保育園」の倒産・休廃業解散 推移



[注] 「倒産」:負債1000万円以上の法的整理
 [対象] 児童福祉事業のうち、「保育所」「託児所」の運営を行う企業

8. 地域福祉

改正民法閣議決定(2026.4.3)

- ▶ 4月3日、認知症の人らを支える成年後見制度を見直す民法の改正案が閣議決定された。
- ▶ 本改正では、本人の判断能力に応じて権限に差を設けた3類型のうち、「後見」と「保佐」を廃止し、「補助」に一本化する。また、認知症の人らが特定の事項について代理してもらえるようにする。
- ▶ これまでは、必要な範囲で制度を利用したいとのニーズに対応できないといった課題があったが、本改正により本人の必要な範囲で制度を利用することができるようになる。

親権・養育費・親子交流などに関する改正民法施行(2026.4.1)

- ▶ 4月1日、親権・養育費・親子交流などに関する改正民法が施行された。
- ▶ 本改正により、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになる(共同親権)ことや、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する責務を負うことなどが明確化される等の変更が行われる。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

民法等の一部を改正する法律の 施行期日について

令和7年11月
法務省民事局

民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の施行期日

令和8年4月1日

民法等の一部を改正する法律の概要

- ① 親の責務等に関する規律を新設
- ② 親権・監護等に関する規律の見直し
 - ・ 離婚後の親権者に関する規律を見直し
 - ・ 親権行使に関する規律を整備
 - ・ 監護の分掌に関する規律等を整備
- ③ 養育費の履行確保に向けた見直し
- ④ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
- ⑤ その他(財産分与・養子縁組に関するルール等)の見直し

養育費等に関する経過措置

- **養育費債権の先取特権** 【改正法附則第3条第1項】
 施行日前に養育費等の取決めがされた場合には、
施行日以後に生じた各期の定期金に適用される
- **法定養育費** 【改正法附則第3条第2項】
施行日前に離婚した場合等には適用されない
- **親権者変更** 【改正法附則第6条】
 施行日前にされた親権者変更の申立てについて、
 家庭裁判所が判断をする時期が施行日後となる場合には、
単独親権から共同親権への変更が可能

法制審議会民法（成年後見等関係）部会

◇第 33 回(2026.1.27)

- ▶ 1月27日、法務省は、成年後見制度の見直しに関する要綱案をまとめた。
- ▶ 今後、法制審議会総会を経て国会に民法改正案が提出される見込み。

法定後見制度の見直しの概要				令和8年1月 法務省民事局	
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度				
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている				
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況
制度	補助		保佐		後見
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止
対象者の能力	不十分			欠く常況	
制度	補助			選択可	
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特別		
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し		
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判		
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人		
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為		

- ▶ 主な変更点は以下のとおり。
 - ① 現行の3類型(後見・保佐・補助)の見直し

- ・「補助」の適用範囲を拡大し、「保佐」「後見」類型を廃止。一人ひとりに応じて個別具体的に必要な支援内容を設計する。(包括的代理権は廃止)
- ②「特定補助人」の仕組みを新設
 - ・「精神上的理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(現行の後見類型に相当)について、「特定補助人を付する処分の審判」を新設。
- ③補助開始の審判の取り消し
 - ・制度利用の必要がなくなったと家庭裁判所が認めた場合には補助開始の審判を取り消す。
- ④任意後見制度の見直し
 - ・例外的に、任意後見監督人を選任しないことができる制度を設ける。(家裁が、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるとき)

地域生活維持政策小委員会

◇第4回(2026.2.25)

- ▶ 2月25日、経済産業省は、第4回地域生活維持政策小委員会を開催した。
- ▶ 「エッセンシャルサービス」の供給の持続性確保の取組について、各関係者(株式会社福岡情報ビジネスセンター、大阪大学大学院(原田研介教授)、AVITA株式会社、my FinTech株式会社・めぶくクラウド株式会社、京都信用金庫「京信人材バンク」、株式会社日本総合研究所)にヒアリングを行った。
- ▶ また、人口減少下でのエッセンシャルサービスの持続性を確保するため、テクノロジーを活用し、高技能・高賃金な「アドバンスト・エッセンシャルサービス」へと進化させる道筋と、その基盤となる人材・組織の在り方について議論が行われた。

◇中間報告(2025.12.18)

- ▶ 12月28日、経済産業省は、地域生活維持政策小委員会の中間報告を行った。
- ▶ 概要については以下のとおり。

産業構造審議会 地域経済産業分科会 地域生活維持政策小委員会 中間報告概要 エッセンシャルサービス産業政策-エッセンシャルサービスの供給の持続性確保に向けた制度検討-

令和7年12月18日

背景・政策的意義

- 人口減少下において、少子高齢化に伴う構造的な人手不足が我が国経済が直面する最大の構造的課題の一つ。労働集約的な対人サービス産業の中でも、人々の生活に不可欠な物品及び役務を提供するエッセンシャルサービス(ES)で先鋭化。ES供給不足は全国的な問題であるが、過疎化が進み需要密度が低下している地方で先行。
※食品等の生活必需品の小売、交通(バス、タクシー等)、運送、カンソリスタンド、自動車整備その他の生活の維持に必要なサービス
- 特に私的主体が担うESは、市場経済の下で事業の持続性が成り立たなければ撤退を余儀なくされる状態にあり、構造的な人手不足の環境でますます事業継続が困難となることから、産業政策の手法を用いた政策的措置を講じていく必要がある。
- ESは経済全体の基盤であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれ。当該地域の人的資源の喪失は、工場等の産業資本の機能不全や国内投資・立地促進の制約を生じさせることで、マクロ経済へ甚大な影響を及ぼし得る(2040年の経済成長の将来見通しにおける実質GDP750兆円を約16兆円~最大約76兆円下押しのおそれ)。
- マクロ経済運営の観点からも、ESの供給の持続性確保は経済産業政策として取り組むべき重要な政策課題。



ES供給事業の社会的認知度の向上等

- ESの供給は、人々の生活維持に不可欠なものであり、また、産業の担い手を支えるものとして産業競争力の強化を下支えするエコシステムであり、公益性の高い事業活動。ES供給事業のこうした位置づけの社会的認知度を高めるためには、国がその意義を制度的に位置づけて対外的に明らかにする仕組みを講ずることが有効。その結果、企業間連携や官民連携の促進、生活圏及び商圏における住民理解の醸成等につながる。
- 制度的措置の立案・運用に当たっては、ESに関する制度・事業所管省庁や地域社会に関わる関係府省庁との連携が不可欠。

事業の採算性向上

- 需給両面から厳しい事業環境にあるES供給事業の継続のためには、事業採算性を確保するための創意工夫が必要。具体的には、事業運営の効率化として、①業務効率化・省力化(DX導入、共同調達、標準化、バックオフィス共通化等)、②広域化(商圏拡大に伴うサプライチェーンの合理化、既存インフラの活用)、③多角化(多種ES事業展開、ES以外の収益事業)の手法が考えられる。上記の手法は、事業主体の合理化(事業承継、会社設立、合併等の組織再編)を通じて実現されることも。
- こうした取組を後押しするため、ESを対象に含む各種補助金の弾力的運用のほか、伝統的な産業政策である資金供給の円滑化のための金融支援(信用補充制度、日本政策金融公庫等による低利融資制度、中小企業基盤整備機構や食品等持続的供給推進機構(食料システム機構)による債務保証制度、中小企業投資育成制度等)を「ES供給の持続性確保」というミッション志向で活用することが有効。
- 提供するESは地域の需給状況やニーズに合わせる。フルスペックでなくてもよい。
- 課題の本質は生活必需品へのアクセシビリティ。ネットワークを構築する「移動(モビリティ)」の重要性に着目し、人・モノだけでなく情報やエネルギーの移動も含めた一体的な設計を行うことが有用。
- 地域の内生性に触発された取組は、それ自体がコミュニティを形成するものとして意義を有する。ESビジネスはコミュニケーションと活気をもたらす。コミュニティによる互酬性の経済がESの持続性確保において有効に働く可能性。

多様な主体の参画の促進

(1) 多様なES供給主体に対する支援

- 様々な事業環境におけるES需要を満たすためには、株式会社等の企業のほか、生協、農協等の協同組合、公益法人、NPO等の中間団体の参画を促進することが重要。
- 中間団体の参画を促進するには、事業協同組合等の設立要件の緩和、消費生活協同組合の員外利用に係る手続の簡素化、労働者協同組合の資金制約の緩和・事業承継の円滑化、地方公務員が参画する場合における手続の円滑化等の措置が有効。
- 自社の短期的な利益だけでなく地域経済の中長期的な利益を見据えてES供給事業を担う地域密着型企業が重要な役割を担う。

(2) ES供給主体の取組を支援する体制の整備

- 事業者の取組を後押しするため、地域の社会経済・産業を下支えする社会インフラとしての責務を自認する諸団体(商工団体、地域金融機関、協同組合連合会(生協等)、郵便局、ES関連産業・産能団体等)がES供給事業者の支援に参画する枠組みを構築することが重要。
- 地方公共団体がこうした団体の参画を募り、各者の知見やノウハウを共有する場の設定も有用。複数の地方公共団体が共同して設定することもあり得る。

今後の政策検討

来年の小委員会において、制度的措置の具体化に関する検討と併せて、DX技術等の活用による業務効率化、ES人材の役割の多角化、都道府県及び市町村による主体的な事業環境整備等との連動、関連予算・支援体制との連携、税制措置、必要な規制見直し等の議論を深めていく。

令和7年孤立死数の公表

- ▶ 4月14日、警察庁は令和7年の警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者の数を公表した。
- ▶ 令和7年に自宅において死亡した一人暮らしの者の数は76,941人で、このうち内閣府の孤独・孤立対策推進室において孤立死の目安としている死後経過日数8日以上は22,222人であった。
- ▶ また、上記死後経過日数8日以上のうち、65歳以上の割合は71.6%であった。

令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選結果公表(2026.1.16)

- ▶ 1月16日、厚生労働省は、令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選結果を公表した
- ▶ 改選結果については以下のとおり。

改選結果

定数：240,971人 ※ 令和4年（前回改選時）240,547人

委嘱数：220,880人 ※ 令和4年（前回改選時）225,356人

充足率：91.7% ※ 令和4年（前回改選時）93.7%

うち新任委員 69,207人 (31.3%)

再任委員 151,673人 (68.7%)

- ▶ 全国民生委員児童委員連合会は、今回の結果を受けて、1月19日に全民児連としての見解とともに、今後の対応を整理し、ホームページに「令和7年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果について」を公表した。

令和7年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果について ～抜粋～

今般、令和7年12月に実施されました民生委員・児童委員(以下、民生委員)の全国一斉改選の結果が厚生労働省より公表されました。

全国民生委員児童委員連合会(以下、全民児連)として、この結果を極めて深刻な事態と受け止めており、引き続き「なりて確保」の課題への対応を図っていく所存です。

1. 改選結果

今回の民生委員の一斉改選において、全国の定数 240,971 人に対し、充足率は 91.7%となりました。これは、前回の令和4年12月改選時の充足率 93.7%と比較して 2.0 ポイントの低下となり、欠員数は約 2 万人に達しています。

民生委員の充足率は、一貫して低下傾向にありましたが、この傾向はより加速していることがわかりました。地域共生社会の実現が喫緊の課題とされる現代において、その土台を支える民生委員制度の持続可能性が危ぶまれる事態となっています。

一方、新任委員の割合は 31.3%ですが、都道府県・指定都市ごとに見れば6割近くに及ぶところもあり、地域差が顕著です。新任委員の割合が高すぎると、地域の支援力が低下することも懸念されます。

II. なりて確保の課題の背景

- ① 高齢者単独世帯の増加や生活課題の複雑化
- ② 高齢就業者等の増加
- ③ 地域関係の希薄化
- ④ 活動の見えにくさ

III. 民生委員制度を持続させるために

令和 9(2027)年に民生委員制度創設 110 周年の節目を迎える今、全民児連は、制度の持続可能性の観点から、なりてを確保し、無理なく委員活動を継続できる環境を整え、誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくりをめざします。民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受ける特別職の地方公務員であり、その確保は、本来、国および地方自治体が責任と主体性を持って取り組むべき課題です。その認識のもと、以下の取り組みについて、国、地方自治体、そして各地の民児協の関係者と連携し、取り組んでいきます。

- ① 活動環境の整備と負担軽減の徹底
- ② 働きながら活動できる環境づくりの促進
- ③ 広報活動の強化
- ④ 行政主体の選任活動の促進と柔軟な選任要件の運用、支援体制の強化

9. 生活困窮・生活保護

社会保障審議会生活保護基準部会

◇第 56 回(2026.4.14)

- ▶ 4月14日に、厚生労働省は、第56回社会保障審議会生活保護基準部会(部会長:岩村正彦 東京大学名誉教授)を開催し、令和8年における生活保護基準の検証作業の進め方について協議を行った。
- ▶ 会議では、検証や検討課題および進め方のスケジュール案が下記のとおり示された。

生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証や検討課題の議論等（詳細は次頁以降）を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。

1 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

- (1) 水準（高さ）の検証
- (2) 年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

※ 令和6年全国家計構造調査のデータの取扱いを含む。

2 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

令和6年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

3 消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する方法の検討

※ 生活扶助基準と比較する低所得者の所得階層は年収階級第1・十分位が適当かどうかの確認を含む。

4 その他の扶助・加算の検証

その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

※ 具体的な生活保護基準については、本部会での上記検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行うが、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行う。

今後の生活保護基準部会のスケジュール（案）

		議 題
令和8年	4月	○基準検証の進め方（本資料）
	5月・6月	○生活扶助基準の水準の検証、基準体系の検証等に係る具体的な論点、作業内容について議論 ※ 令和6年全国家計構造調査の特別集計結果がない段階での議論
	7月以降	○以下について、データによる分析結果等を踏まえ、順次議論 ・生活扶助基準の水準の検証 ・生活扶助基準の体系の検証 ・調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法 ・消費実態による検証を補完する方法 ・その他の扶助・加算の検討 ↓ ○とりまとめに向けた議論 ↓
	年内	○報告書とりまとめ

※1 本スケジュール（案）は、今後の議論の状況等を踏まえ、変更があり得る。

※2 検証に用いる令和6年全国家計構造調査の調査票情報は、令和7年12月に同調査の家計収支に関する結果が公表され、二次利用が可能となっているが、検証に必要なデータの整理に一定の期間を要する。家計資産・負債に関する結果の公表予定は、令和8年夏頃となっているため、前回と同様の検証を行うことができるのは、令和8年夏以降となる。

2025 年生活保護申請件数を公表(2026.3.4)

- ▶ 3月4日、厚生労働省は2025年生活保護申請件数を公表した。
- ▶ 2025年の保護申請件数は、前年比0.18%増の25万6,438件で微増した。増加は6年連続で、現行の調査手法になった13年以降では最多。
- ▶ 2025年12月時点で生活保護を利用している世帯は、前年同月よりも5,749世帯少ない164万6,424世帯。高齢者世帯が54.9%を占め、このうち9割超が単身世帯だった。
- ▶ 高齢者世帯を除くと、障害者・傷病者世帯は25.5%、母子世帯は3.6%だった。

10. 人材確保等

事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(2026年2月26日公布)

- ▶ 2月26日、厚生労働省は、「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和8年厚生労働省告示第51号)を公布した。
- ▶ 令和8年10月1日からの施行に向け、カスタマーハラスメント(以下、カスハラ)防止指針が示され、事業主には新たな雇用管理上の措置が義務付けられている。
- ▶ 主な概要については以下のとおり。

令和7年改正労働施策総合推進法 カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付け(令和8年10月1日施行)

事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和8年2月26日公布)

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設(駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等)の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

(今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。)

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃(暴行、傷害等)
- ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等)
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

(太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容(※)を、労働者に周知する(※) 管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

12

令和7年賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金(2026.4.10)

- ▶ 4月10日、厚生労働省は賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金を公表した。
- ▶ 令和7年介護職員の賃金は31.4万円で前年より1.1万円上昇した。一方、令和7年全産業平均は39.6万円であり、賃金格差は8.2万円(前年8.3万円)と横ばいとなっている。

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

春季生活闘争 第3回回答集計結果公表（2026.4.3）

- ▶ 4月3日、連合は春季生活闘争 第3回回答集計結果を公表した。
- ▶ 平均賃金方式で回答を引き出したベースアップと定期昇給を合わせた2,311組合の加重平均(規模計)は16,892円・5.09%であった(昨年同時期比466円減・0.33ポイント減)。300人未満の中小組合(1,332組合)は、13,960円・5.00%と、金額では昨年同時期を上回った(同600円増・±0ポイント)。全体も中小組合も5%台の高水準が続いている。

「令和7(2025)年賃金構造基本統計調査」結果公表(2026.3.24)

- ▶ 3月24日、厚生労働省は令和7年賃金構造基本統計調査の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - 1 一般労働者(短時間労働者以外の常用労働者)の賃金(月額)
 - 男女計 340,600円(前年比3.1%増)(年齢44.4歳、勤続年数12.7年)
 - 男性 373,400円(同2.8%増)(年齢45.2歳、勤続年数14.2年)
 - 女性 285,900円(同3.9%増)(年齢43.2歳、勤続年数10.4年)
 - ※ 男女間賃金格差(男=100)76.6(前年差0.8ポイント上昇)は、比較可能な昭和51(1976)年以降で、格差が最も縮小
 - 2 短時間労働者(注2)の賃金(1時間当たり)
 - 男女計 1,518円(前年比2.8%増)(年齢46.2歳、勤続年数6.5年)
 - 男性 1,769円(同4.1%増)(年齢43.0歳、勤続年数5.4年)
 - 女性 1,418円(同2.2%増)(年齢47.5歳、勤続年数7.0年)

地域働き方・職場改革等推進会議

◇第3回(2026.3.19)

- ▶ 3月19日、第3回地域働き方・職場改革等推進会議が開催され、地域働き方・職場改革等の取組状況等について報告・協議が行われた。
- ▶ 地域働き方・職場改革等の取組状況については、下記内容が示された。

取組参加自治体(令和7年度:68自治体)に対するこれまでの支援状況

- 若者や女性にとって「働きやすさ」と「働きがい」のある魅力ある職場づくりに向け、自治体が地元企業等に呼びかけて、地域社会のアンコンシャス・バイアスや「働き方の課題」を解決していく取組を推進する「地域働き方・職場改革」を令和7年度から始動(*)。
- 関係府省が連携して自治体間のネットワークづくりを促進し、参加自治体が「面」としてつながり成否両方の経験等を共有することで、地域の取組を加速。また、国による伴走支援として、ノウハウ提供、助言等を実施。

(*) 今後3～5年程度、地方公共団体相互の経験・知見を共有し連携しながら、成果・成功体験の蓄積を進め、全国的な波及を目指していくこととしている(「地方創生に関する総合戦略」(令和7年12月23日閣議決定))。

自治体間のネットワークづくり促進

●自治体向け勉強会の開催(月1回程度)

- ・有識者、先行自治体によるレクチャー
- ・自治体間の意見交換(失敗例・工夫例等を少人数グループで情報交換。政府職員、有識者も参加)

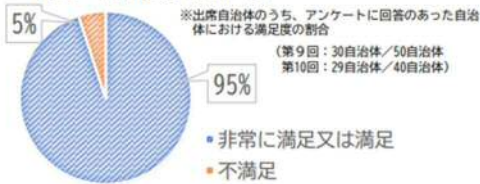
ノウハウ提供

- 先行自治体の経験や有識者の知見を踏まえたガイドブック(標準手順例)とツールの提供(意識調査の具体例や、各種分析ツール、研修素材等を含む)

助言等

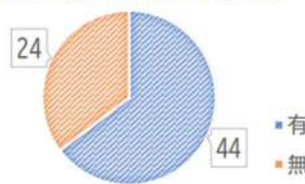
- 都道府県労働局等による助言・支援
 - ・制度改正内容の周知、参加企業の掘り起こしへの協力、「働き方改革推進支援センター」等へのつなぎ等
- 取組参加自治体を対象とした個別ヒアリングを通じた助言等
- 自治体の取組に係るフォローアップ調査の実施、結果の共有
- 各種情報共有(関連施策情報、働き方・職場改革等のワークショップ等を実施するための有識者情報等)

【参考1】自治体向け勉強会の満足度
(第9・10回勉強会の平均)



出典: 参考1は各勉強会の事後アンケート、参考2は取組参加自治体向けフォローアップ調査(令和7年10月実施)

【参考2】国の交付金等の活用状況
(自治体が申請主体のもの、自治体数)



【参考3】令和7年度の参加自治体
(24県・44市町村)



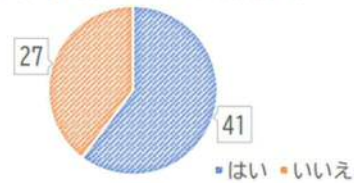
68自治体の地域における取組状況①：取組内容

- 68自治体の取組内容は、概ね、①男女間賃金差異の是正に向けた対応、②両立支援、③女性の健康課題への対応、④固定的な性別役割分担意識等の解消に大別される。
- 取組自治体の約6割が一事業所として自ら庁内の改革に取り組んでいる。

【参考1】これまで又は今後の取組内容(主な分野、複数回答可)

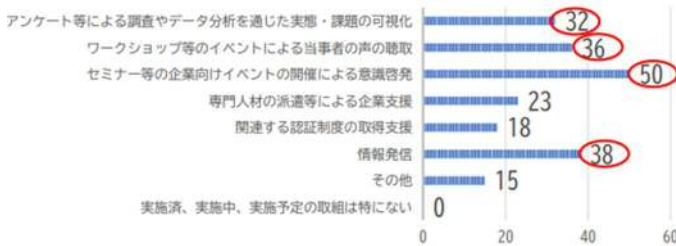
男女間賃金差異の是正に向けた職場の雇用管理上の問題への対応	25自治体
仕事と育児・介護等との両立支援	29自治体
企業における女性の健康課題への対応(特に中小企業を対象とした取組実施)	52自治体(45自治体)
女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消	56自治体

【参考2】庁内の改革状況(自治体数)



- 具体的な取組内容としては、実態・課題の可視化、当事者の声の聴取、企業を対象とした啓発、情報発信などが多い。一部自治体は、財政的・人的制約や庁内・関係者の理解不足等を課題として掲げている。

【参考3】令和7年度に行う取組(複数回答可、自治体数)



【参考4】全体的な取組の達成度合い(自治体数)



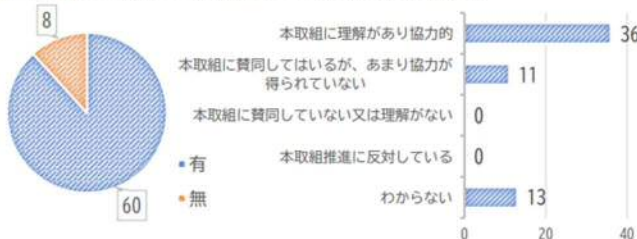
出典: 参考1は自治体向けアンケート、参考2~4は取組参加自治体向けフォローアップ調査(令和7年10月実施)

68自治体の地域における取組状況②：関係者との連携、若者・女性の参画

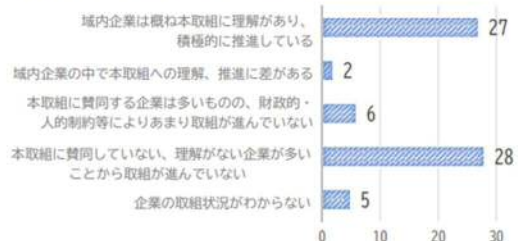
- 取組の推進に当たっては、企業のトップ層を含め、効果的に地域の関係者を巻き込んでいくことや、当事者である若者や女性の声を聴取し、取組に反映していくことが重要だが、課題も存在。

- 経済団体等、企業：多くの自治体が経済団体等と連携しているが、あまり協力を得られていない自治体も存在。企業レベルでは、賛同や理解が得られず取組が進んでいない自治体が多い。
- 都道府県労働局：多くの自治体が連携しているが、実際の連携に当たって課題を抱えている自治体も存在。
- 若者・女性の声：イベントの集客や調査の回答率を課題とする自治体や、声を聴取していない自治体も存在。

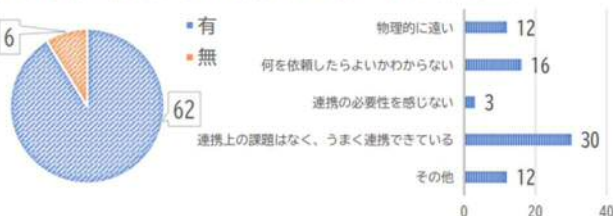
【参考1】経済団体等との連携状況、うち協力状況(自治体数)



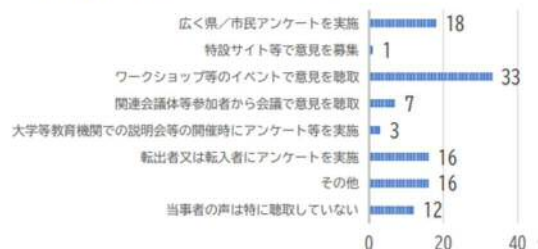
【参考2】域内企業の参画度合い(自治体数)



【参考3】都道府県労働局との連携状況、連携上の課題(自治体数)



【参考4】若者や女性の声の聴取方法(自治体数)



出典: 取組参加自治体向けフォローアップ調査(令和7年10月実施)

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第 90 回(2026.3.26)

- ▶ 3月26日、厚生労働省は、第90回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催した。
- ▶ 今回は、厚生労働省案からの諮問のあった雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱、短時間・有期雇用労働者対策基本方針(案)について協議を行ったほか、同一労働同一賃金部会における厚生労働省からの諮問への答申の報告、家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に向けた検討状況について報告が行われた。
- ▶ 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱については、雇用保険法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づく各種助成金等について、両立支援等助成金の対象事業主の範囲拡大等の制度見直しや新設が示された。
- ▶ 短時間・有期雇用労働者対策基本方針(案)については、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項について示した「短時間・有期雇用労働者対策基本方針案要綱」が示され、協議が行われた。
- ▶ 同一労働同一賃金部会における厚生労働省からの諮問への答申の報告では、令和8年3月2日付で厚生労働省から諮問のあった派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案要綱等について、「おおむね妥当」と回答した。
- ▶ 家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に向けた検討状況については、家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進に関する関係府省連絡会議の開催状況や今後の予定について報告が行われた。

労働政策審議会 職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会

◇第 30 回(2026.3.2)

- ▶ 3月2日、厚生労働省は第30回労働政策審議会(職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会)(部会長:守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授)を開催した。
- ▶ 今回は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱等について諮問が行われた。

<通知・公表>

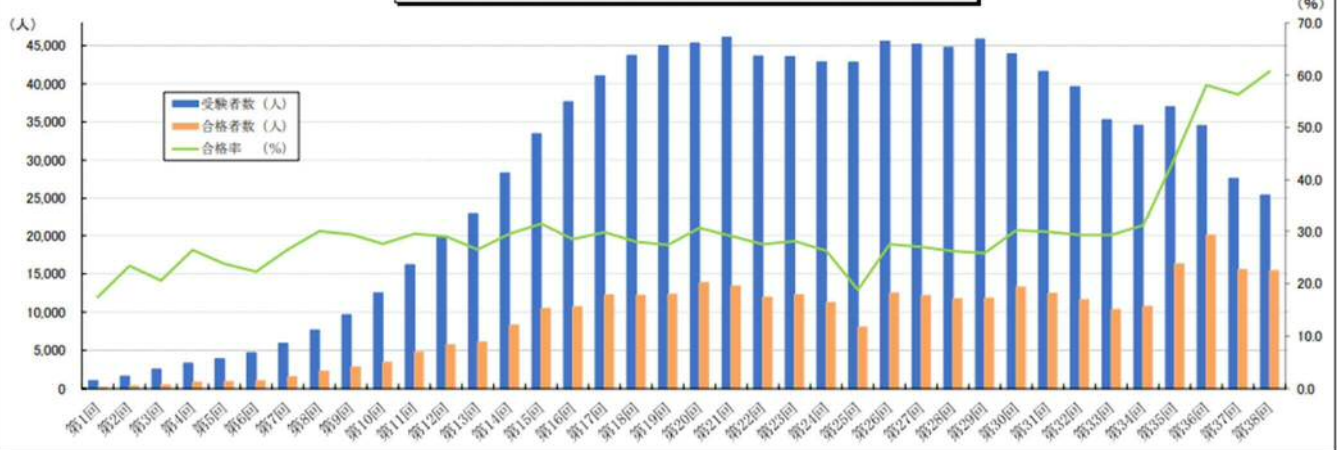
第 38 回社会福祉士国家試験合格発表(2026.3.3)

- ▶ 3月3日、厚生労働省は、第38回社会福祉士国家試験の結果等を公表した。
- ▶ 今回の受験者数 25,430 人に対し、合格者数は 15,438 人、合格率 60.7%となった。
- ▶ 合格率は過去最高を記録した一方で、受験者数は第35回から減少が続いており、同回と比較して 11,544 人の大幅減となっている。
- ▶ 詳細は以下のとおり。

(内訳)

	新卒			既卒		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
① 福祉系大学等ルート (福祉系大学等)	7,590 人	5,950 人	78.4%	6,389 人	2,693 人	42.2%
② 福祉系大学等ルート (福祉系短大等+実務経験)	—	—	—	1,040 人	404 人	38.8%
③ 短期養成施設等ルート	770 人	545 人	70.8%	897 人	350 人	39.0%
④ 一般養成施設等ルート	4,790 人	3,915 人	81.7%	3,954 人	1,581 人	40.0%

社会福祉士国家試験の受験者・合格者・合格率の推移



	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回
受験者数 (人)	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022	45,324	46,099
合格者数 (人)	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,832	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345	13,865	13,436
合格率 (%)	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4	30.6	29.1
	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回				
受験者数 (人)	43,631	43,568	42,882	42,841	45,578	45,187	44,764	45,849	43,937	41,639	39,629	35,287	34,563	36,974	34,539	27,616	25,430				
合格者数 (人)	11,989	12,255	11,282	8,058	12,540	12,181	11,735	11,828	13,288	12,456	11,612	10,333	10,742	16,338	20,050	15,561	15,438				
合格率 (%)	27.5	28.1	26.3	18.8	27.5	27.0	26.2	25.8	30.2	29.9	29.3	29.3	31.1	44.2	58.1	56.3	60.7				

*累計 受験者数 1,106,334人 合格者数 342,045人 合格率 30.9%

2025年毎月勤労統計調査(速報)(2026.2.9)

- ▶ 2月9日、厚生労働省は、毎月勤労統計調査2025年分結果速報を公表した。
- ▶ 調査結果のポイントは以下のとおり。

【調査結果のポイント】 ※1 ()内は前年比を示す。

※2 断りのない限り事業所規模5人以上の結果。

1 名目賃金（一人平均）

(1) 就業形態計

・現金給与総額〔規模5人以上〕	355,919円	(2.3%増)	※5年連続プラス
〔規模30人以上〕	407,854円	(2.5%増)	※5年連続プラス
・きまって支給する給与	287,436円	(2.0%増)	※5年連続プラス
・所定内給与	267,551円	(2.0%増)	※6年連続プラス
・特別に支払われた給与	68,483円	(3.8%増)	※4年連続プラス

(2) 一般労働者

・現金給与総額	465,895円	(2.9%増)	※5年連続プラス
・所定内給与	340,657円	(2.5%増)	※5年連続プラス、過去最高の伸び

(3) パートタイム労働者

・時間当たり給与（所定内給与）	1,394円	(3.8%増)	※過去最高水準
-----------------	--------	---------	---------

2 実質賃金指数（2020（令和2）年平均=100）

○消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化したもの

・現金給与総額〔規模5人以上〕	98.0	(1.3%減)	※4年連続マイナス
-----------------	------	---------	-----------

（参考）消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年比3.7%上昇

○消費者物価指数（総合）で実質化したもの

・現金給与総額	99.8	(0.8%減)	※2年ぶりのマイナス
---------	------	---------	------------

（参考）消費者物価指数（総合）の前年比3.2%上昇

- ▶ 医療・福祉の就業形態計における現物給与総額については317,809円(前年比2.3%増)となったが、全体平均と比較すると38,110円下回る結果となった。

11. 予算

令和 8 年度予算成立(2026.4.6)

- ▶ 4月6日、令和8年度予算が政府案のとおり成立した。
- ▶ 一般会計総額は122兆円となり、過去最大となった。

令和 8 年度予算のポイント

R7補正での対応に続き、切れ目無く、「強い経済」を実現する予算
複数年度を取組、歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算を増額

経済・物価動向等の反映

- **社会保障関係費**：「高齢化による増加分」に+0.52兆円を加算
診療報酬改定+3.09%（2年平均）、年金スライド+2.0%等
- **非社会保障関係費**：物価上昇・公務員人件費増の反映（+0.51兆円）
- 物価上昇に合わせた官公需や公的制度の点検・見直しの推進

財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策の推進

- **防衛力強化**：防衛力整備計画（R9当初8.9兆円）に基づく対応
対象経費 8.8兆円（R7当初比+0.3兆円）
- **こども・子育て**：R10までに**3.6兆円の加速化プラン**の推進
国・地方 3.2兆円（R7当初比+0.2兆円）
- **GX**：10年150兆円超の官民投資実現に向けた**20兆円の先行投資**
特会 0.7兆円（R7当初比+0.1兆円）* 半導体を除くベース
- **半導体**：2030年度までに**10兆円以上の公的支援（基盤強化フレーム）**
特会 1.2兆円（R7当初比+0.9兆円）

新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じた重要施策の充実

- **いわゆる教育無償化（高校・小学校給食）**の実現
国・地方 0.7兆円（R7当初比+0.6兆円）
- **外国人施策等**（手数料等引上げ+予算増（R7当初比+1,320億円））
- オーツーリズム対策、出入国在留管理適正化、領事活動強化等
- 補正計上が常態化している関連施策の当初予算化
- **農業構造転換集中対策** 494億円（R7当初比+250億円）
- 5年2.5兆円（国費1.3兆円）の対策のため、補正に加え当初予算を増額
- **重要物資等確保対応** R7当初比+280億円
（今後、半導体に続き、危機管理投資（経済安全保障上の重要分野）の新たな枠組みを検討）
- **国大運営費交付金** R7当初比+188億円 ○ **科研費** 同+101億円

歳出構造の平時化に向けたその他の取組

- **診療報酬改定におけるR9分の取扱い**
- 改定率・予算措置をR8分から上乗せ。物価等が見通しと乖離し経営に支障が生じた場合等は更に調整
- **NEXIの財務基盤強化のための交付国債発行**
* 日米戦略的投資イニシアティブ対応

予算全体のメリハリ付けに向けた歳出抑制の取組

- **社会保障改革**
- OTC類似薬等を含む薬剤自己負担の見直し
- 高額療養費制度の見直し
- 診療報酬改定内の効率化・適正化等
- **執行状況等を踏まえた補助金見直し**
- 地域未来交付金 R7当初比▲400億円
- 地域脱炭素推進交付金 同▲115億円 * 特会込み等
* R7補正でも基金国庫返納等の対応。今後も取組を継続

財政規律への配慮

- **新規国債発行30兆円未満**（29.6兆円）
- R7当初（17年ぶり）に続き2年連続
* 公債依存度24.2%。R7当初（24.9%・27年ぶり30%未満）よりも低下
- **一般会計当初予算のPB黒字化**（+1.3兆円）
- H10当初以来28年ぶり
* 国・地方PB(SNA)では、R7補正後歳出の繰越分等も勘案
- **地方財政における財源確保**
- 当分の間税率・環境性能割廃止に伴う特例交付金措置に際し、同額相当の地方交付税を減額（▲0.7兆円）することで、安易に赤字国債発行に頼らずに対応
- 地方財政に配慮し、交付税特会の借入金残高のうち0.7兆円を一般会計に承継

各歳出分野の特徴①（社会保障）

- **社会保障関係費**は39.1兆円（+0.76兆円）。改革努力の継続により、「高齢化による増加分」に相当する伸びに、「経済・物価動向等への的確な対応分」を加算しつつ、R8・R9を通じて現役世代の**社会保障負担率が上昇しない**よう取り組む。
- **R8診療報酬改定**は、データに基づく施設類型ごとの費用構造を踏まえたきめ細やかな物価対応やR8・R9にベア**3.2%を実現できる賃上げ**対応を実施し、**経済・物価動向等に的確に対応**。物価・賃上げ対応にあたり、施設類型ごとの**メリハリある配分**をはっきりとわかる形で実現するとともに、R8・R9の改定率をそれぞれ定め、**段階的にきめ細かく対応**。* 改定率：【診療】3.09%（R8:2.41%、R9:3.77%）
- **R8介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定**により、現場で働く幅広い職種の方々の待遇改善として、R8に**月1万円の賃上げ**が実現する措置を実施。あわせて、**協働化等に取り組む事業者に対する上乗せ措置**を実施。* 改定率：【介護】2.03%、【障害】1.84%
- 制度の持続可能性を確保し、現役世代の保険料負担を抑えていくための**医療・介護保険制度改革**を実施。**OTC類似薬など保険給付としての必要性が低い医薬品**について、患者の状況や負担能力に配慮しつつ、**別途の負担を求める仕組み**を導入（R9.3〜）。長期療養者や低所得者への十分な配慮を前提に**高額療養費制度を見直し**（R8.8〜段階実施）。
- 「こども未来戦略」の加速化プラン（3.6兆円）を着実に実施。**こども誰でも通園制度**の給付化、フリーランス等の方の**育児期間中の年金保険料免除**を実施。歳出改革等による**社会保険負担軽減効果**の範囲内で**支援金制度**を導入。

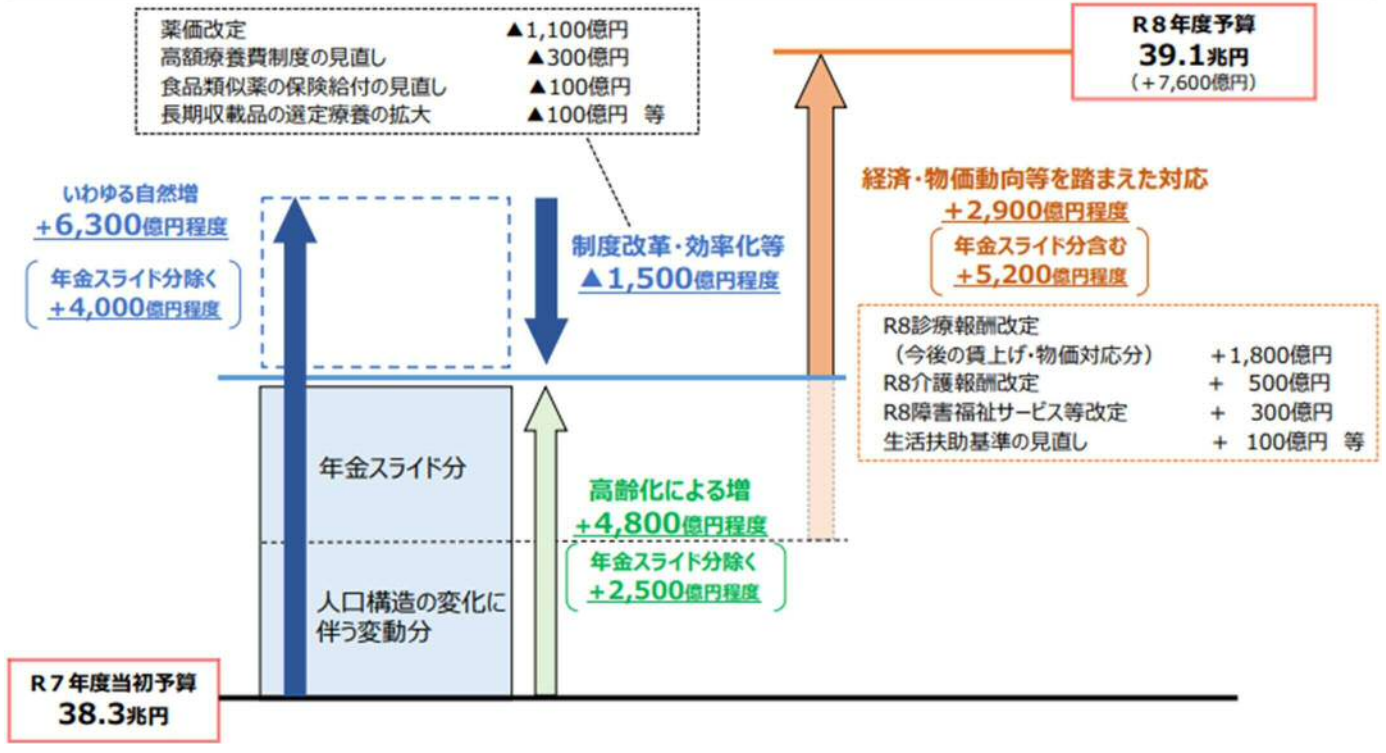
経済・物価動向等への対応

- 医療**
- ・R8診療報酬改定は、日本経済の新たなステージへの移行が明確になる中での最初の診療報酬改定。保険料負担の抑制努力を行いつつ、経済・物価動向等への的確な対応として、賃上げ措置及び物価対応を実施。
 - ・**賃上げ措置**については、医療機関等における**賃上げ余力の回復・確保**を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にすべく、賃上げ対応拡充時の特例的な対応を図るとともに、今後の着実な賃上げにつなげるための措置を講じた上で**医療従事者のペア3.2%**（看護補助者・事務職員は**5.7%**）を実現する措置を実施。
 - ・**物価対応**については、物価対応本格導入時の特例的な対応として高度機能医療を担う病院向けの措置を講じるとともに、医療機関の**施設類型ごとの費用構造を踏まえ、データに基づくきめ細やかな対応**を実施。また、食費・光熱水費の上昇に対応する措置を実施。（食費：1食あたり40円、光熱水費：1日あたり60円）
- 介護・障害福祉**
- ・R8介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定は、3年に1度のR9改定を待たずに、**期中改定**として実施。
 - ・介護分野においては、**介護職員**（139万人）から**介護従事者**（244万人）に**対象を拡大**し、幅広く**月1.0万円の賃上げ**を実現する措置を実施。さらに、生産性向上や協働化に取り組む事業者で働く**介護職員**を対象に、**月0.7万円の上乗せ措置**を実施。
*合計で、介護職員について最大月1.9万円の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
 - ・あわせて、介護保険施設等における**食費の基準費用額を引上げ**（1日あたり100円）。
 - ・障害福祉分野においては、**福祉・介護職員**（68万人）から**障害福祉従事者**（103万人）に**対象を拡大**し、幅広く**月1.0万円の賃上げ**を実現する措置を実施。さらに、生産性向上や協働化に取り組む事業者で働く**福祉・介護職員**を対象に、**月0.3万円の上乗せ措置**を実施。
*合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- 保育**
- ・R元の3～5歳児無償化実現時から据え置かれていた**認可外保育施設などの施設等利用給付**について**給付の上限額を引き上げ**（認可外保育施設（0～2歳児）は月45,700円（+3,700円））、**延べ約60万人の保護者負担を軽減**。等
- 生活保護**
- ・R5から臨時・特例的に生活扶助基準に上乗せしている**特例加算**（現行：一人当たり月額1,500円）について、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して**1,000円引上げ（R8.10～：同2,500円）**。等

3

令和8年度社会保障関係費の全体像

- R8年度の社会保障関係費は、前年度（38.3兆円）から+7,600億円の39.1兆円。骨太2025を踏まえて、これまでの歳出改革努力を継続し、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめた上で、経済・物価動向等を踏まえた対応による増加分を加算。



12. 災害対策

「防災庁設置法案」「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定（2026.3.6）

- ▶ 3月6日、「防災庁設置法案」「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出され、4月14日に審議入りした。
- ▶ 主な概要は以下のとおり。

防災庁設置法案 及び 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要

趣旨

防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。また、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害の復旧及び災害からの復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加するほか、関係法律の規定の整備等を行う。

概要

① 防災庁設置法案

1. 内閣に防災庁を設置（第2条）

2. 防災庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務：第4条第1項）

- ・ 防災の施策に関する基本的な方針及び計画、大規模な災害への対処に関する企画立案・総合調整、関係行政機関が講ずる施策の実施の推進 等

(2) 分担管理事務（自ら実施する事務：第4条第2項）

- ・ 中央防災会議、災害対策本部等の防災に関する組織の設置及び運営
- ・ 国・地方公共団体・民間事業者等が防災計画等に基づき実施する事前防災の推進
- ・ 被災者や被災自治体の支援
- ・ 千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震等への対策 等

3. 防災庁の組織

- (1) 防災庁の長及び主任の大臣を内閣総理大臣とし、防災庁の事務を統括する防災大臣を置く。内閣補助事務を遂行するため、**防災大臣に、関係行政機関の長に対する勸告権を付与し、当該勸告権に基づく勸告を受けた際の関係行政機関の長における尊重義務を規定**する。（第6条～第8条）
- (2) 副大臣及び大臣政務官一人に加え、防災庁の庁務を整理し、各部局等の事務を監督する事務次官一人を置く。（第9条、第10条、第12条）
- (3) 防災に関する重要事項等を審議するとともに、重要政策等を推進する**中央防災会議を内閣府から防災庁に移管**する。（第14条）
- (4) 研修及び研究を行う文教研修施設（防災大学校(仮称)）を置くことを可能とする。（第15条）
- (5) 地方機関として防災局を置く。（第16条）

②防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

1. 災害対策基本法の一部改正

- (1) 科学的なリスク評価に基づく事前防災、被災者の良好な生活環境の確保を災害対策の基本理念に追加する。(災対法第2条の2)
- (2) 災害からの復旧及び復興を推進するための本部の規定を追加する。(災対法第2章新第4節)

2. 日本海溝・千島海溝地震法、南海トラフ地震法の一部改正

- (1) リスク評価の結果、人口動態の変化、技術の進展等に応じた基本計画の見直し義務を新設する。(海溝地震法第4条新第5項、南トラ法第4条新第6項)
- (2) 地方防災会議等が策定する推進計画の実効性を一層確保するため、国からの必要な情報の提供、助言等の援助を行う規定を追加する。(海溝地震法新第5条の2、南トラ法新第6条の2)

3. 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正

施行期日

令和8年中において政令で定める日（防災局に関する規定については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日）

国土強靱化推進会議

◇第18回(2026.2.24)

- ▶ 2月24日、内閣官房は第18回国土強靱化推進会議を開催し、「日本成長戦略に関する動向」「有識者ヒアリング」「防災・国土強靱化分野の成長戦略の検討」について報告・協議を行った。
- ▶ 防災・国土強靱化分野の成長戦略の検討については、検討テーマ案として下記が示され、協議が行われた。

検討テーマ（案）

- **防災・国土強靱化は、成長戦略の肝としての「危機管理投資」**であり、大規模災害時に、人命を守るだけでなく、ライフラインの強靱化などを通じて被害を最小限に抑制するなど、強い経済を下支えしていくための投資であり、**実効性を確保する取組を推進する必要がある**。
- さらに、**施工の自動化、デジタル等新技術の活用、防災産業の振興などは海外展開も含め、成長投資としても期待される取組**である。

<危機管理投資としての取組>

①官民の国土強靱化投資による力強い経済成長の実現

－ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進、民間部門のインフラ対策などへの民間投資の支援 －

<成長投資として期待される取組>

②施工自動化、AIやドローンなどデジタル等新技術を活用した取組の推進

③建設業、防災産業の振興、地域の防災力強化

防災・国土強靱化分野でご議論いただきたい事項

1月22日 第1回戦略分野分科会

- 戦略17分野における「官民投資ロードマップ」を策定するに当たり、検討いただきたい内容を提示。
- 2月をめどに開催予定である第2回戦略分野分科会において、担当省庁から、「主要な製品・技術等」を明らかにした上で、先行する主要な製品・技術等に関する戦略の考え方について報告するよう指示。

<防災・国土強靱化分野の成長投資に関わる状況>

- 近年、デジタル等新技术を活用した災害予測・把握や、避難生活の環境改善等の分野で新技术・サービスが数多く誕生。こうした**防災技術・産業の成長は、国内の担い手不足等の課題がある中で防災・国土強靱化の取組を推進するために不可欠。**
- また、世界的にも災害が頻発化・大規模化する中、災害大国であり災害対応へのノウハウ・技術を蓄積してきた**我が国の防災技術・産業は、成長産業となるポテンシャルを有し、国際協力における重要なコンテンツとなりうる。**

<ご議論いただきたい事項>

- 防災・国土強靱化の分野で、**今後の成長分野として期待される技術・サービス・仕組みは何か、どのように官民投資を進めていくべきか。**
- 防災技術について、実装を進めるために、どのように進めるか。**
- 海外展開について、どのように進めるか。**

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会

◇成果報告会(2026.3.26)

- ▶3月26日、災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会 成果報告会が開催された。
- ▶報告会では、検討会報告書について下記のとおり概要が示された後、意見交換が行われた。

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会報告書（概要）

令和8年3月19日公表

検討会では、過去の災害で現場経験を持つ有識者の知見を基に、制度運用上の障壁や平時の準備、連携体制を議論し、厚生労働省の後方支援強化と被災自治体の対応力向上に向けた課題と方向性を示した。

現状・課題

1. 発災時において、国・自治体・現場の情報が分断され、混乱が生じる
2. 保健医療福祉調整本部の立ち上げ・運営が都道府県で大きく異なり、初動が遅れる
3. 保健医療福祉調整本部の運営を支援するDHEATや保健師等チームについて、災害対応経験ある職員が不足している
4. 平時からの災害福祉支援の体制整備に係る法制化が未整備であり、福祉分野の初動が遅れる
5. 各システムの入力項目のばらつき、操作方法を活用者が十分熟知できていないことから、最大限の活用に至っていない
6. 災害長期化時には、災害対応職員が疲弊・メンタルヘルス不調を来し、人的リソースの枯渇が生じることで、災害復旧作業の停滞にも直結する

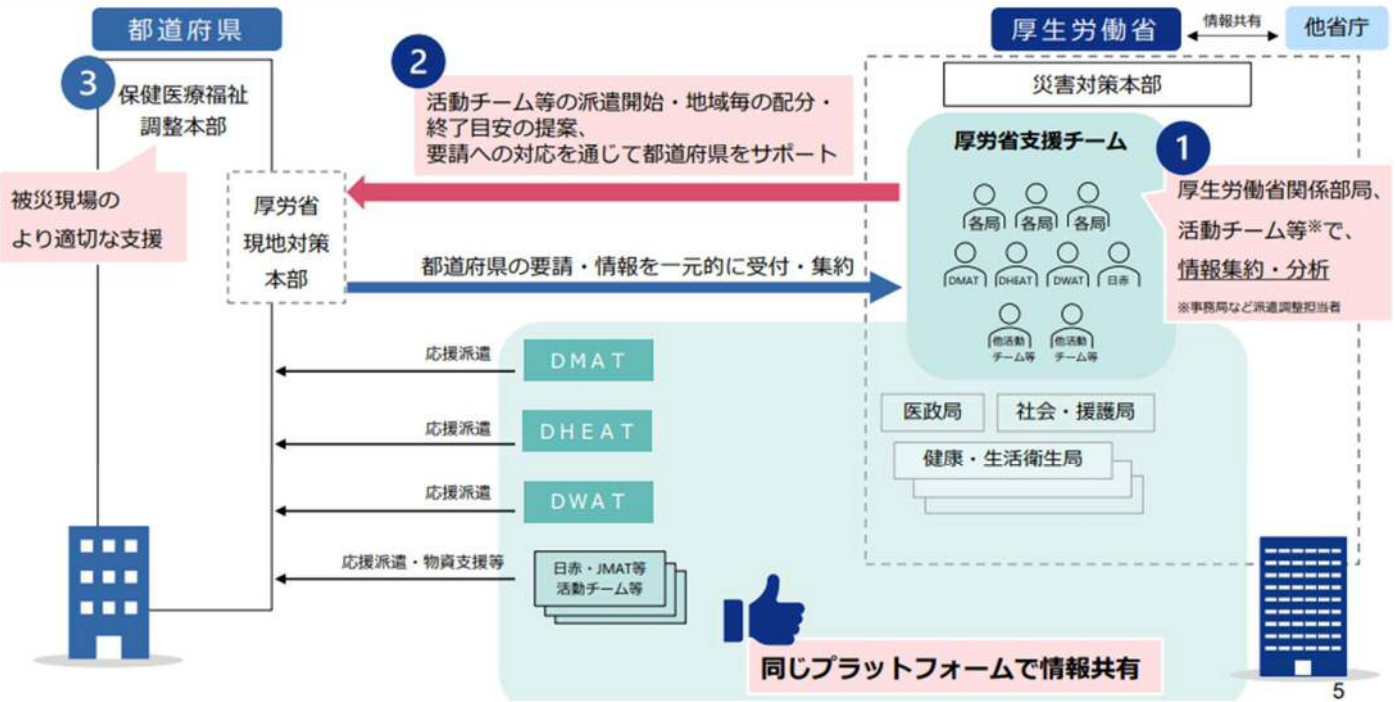
今後の方向性

1. 厚生労働省に**厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームを設置し、情報を一元化するとともに総合調整を行う**
2. 厚生労働省が、都道府県で活用可能な組織図、レイアウト図などの立ち上げ・運営に**必要な様式を提示するとともに、都道府県における訓練・研修の支援を行う**
3. 全国的にDHEAT、保健師等チームに係る人材の**育成を行うために、実践的な訓練・研修を強化する**
4. 平時からの**災害福祉支援の体制整備に係る法制化を進めるとともに、DWATの初動チーム・調整チーム（調整機能）の養成等について検討を進める**
5. **システム改修・運用ルールの整備の検討をする**
6. **交代制確立、人員確保、健康管理ツールの活用を進める**

災害時

厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割及び体制

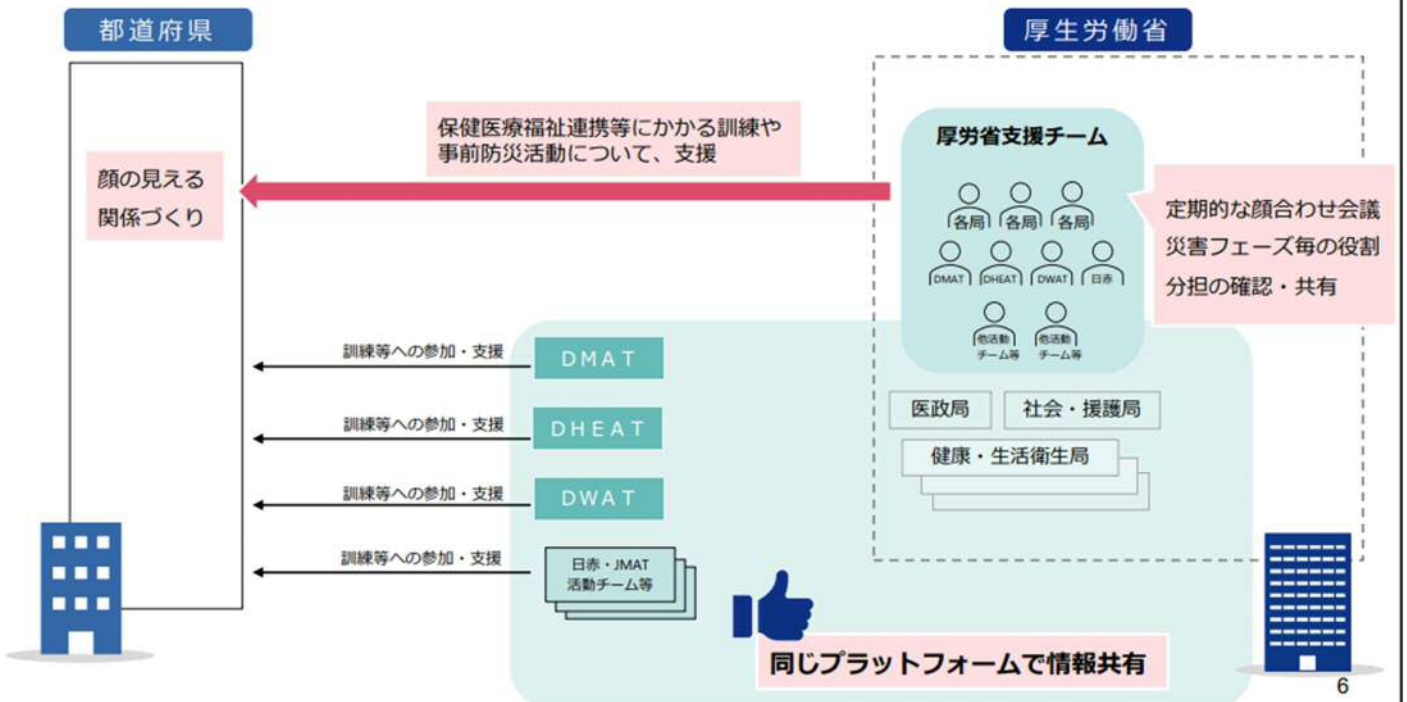
厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム(略称：厚労省支援チーム)がワンストップ窓口として、被災都道府県及び他省庁からの情報を一元的に受付・集約し、活動チーム等の派遣開始・地域毎の配分・終了目安の提案、要請への対応によって、被災都道府県の意思決定を迅速化し、厚生労働省が現場主導の柔軟な運用を支援する。



平時

厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの役割及び体制

活動チーム等との定期的な会議・訓練、自治体の訓練支援、オンライン連絡網整備などを通じて「顔の見える関係」づくりを推進し、災害発生時の機動的な初動・連絡体制を構築する。



◇第3回(2026.2.24)

▶ 2月24日、厚生労働省は第3回災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会を開催した。

- ▶ 今回は「災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会報告書(案)」について協議が行われた。
- ▶ 報告書案では、下記事項について整理されている。
 - 第1 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チームの設置
 - (1) 厚労省支援チームの役割
 - (2) 厚労省支援チームの体制
 - 第2 被災自治体の対応力向上のための施策
 - 1. 都道府県における保健医療福祉調整本部の機能強化
 - 2. DHEAT・保健師等チームの運用
 - 3. 福祉的支援体制の強化
 - 4. 災害支援システム(災害時情報共有システム・D24H等)の改善
 - 5. 災害対応職員の健康管理
- ▶ 「3. 福祉的支援体制の強化」において、今後の方向性として下記のとおり示された。
 - ・社会保障審議会福祉部会報告書(令和7年12月18日とりまとめ)を踏まえ、平時から福祉分野と防災分野の連携が促進されるよう必要な措置を講ずるとともに、DWATについて法制化も含め平時からの体制整備を検討していくことが重要である。
 - ・また、検討にあたっては、DWATの全国的な事務局体制の強化や、DWATの初動チーム・調整チーム(調整機能)の養成、医療分野で診療記録の様式が標準化されていることを参考に、福祉分野の災害時の支援記録について関係団体を含めた様式の標準化、被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援等事業との連携、DWAT以外の福祉専門職による支援活動との連携等、本検討会で指摘が挙げられた点についてもあわせて検討していくことが必要である。
 - ・なお、自治体の体制を検討するにあたっては、市町村の福祉部門における情報調整について、日赤やJMATが支援を行っている例があることから、そうした支援を求める事も想定される。

東日本大震災から15年(2026.3.11)

- ▶ 3月11日、東日本大震災から15年を迎えた。
- ▶ 高市総理は、福島県福島市で開催された東日本大震災追悼復興祈念式に参列し黙祷、追悼の辞を述べた後、献花を行った。

13. その他

2025 年人口動態統計(速報値)(2026.2.26)

- ▶ 2月26日、厚生労働省は、2025年人口動態統計(速報値)を公表した。
- ▶ 2025年に生まれた外国人を含むこどもの数は70万5,809人となり、10年連続で最少を更新した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】(令和7年1月～12月速報の累計)

- ・出生数は、705,809人で10年連続減少(対前年15,179人減少△2.1%)
- ・死亡数は、1,605,654人で減少(同13,030人減少△0.8%)
- ・自然増減数は、△899,845人で18年連続減少(同2,149人減少)
- ・死産数は、16,101胎で増加(同70胎増加0.4%)
- ・婚姻件数は、505,656組で増加(同5,657組増加1.1%)
- ・離婚件数は、182,969組で減少(同6,983組減少△3.7%)

社会保障・社会福祉制度の動向 **未定稿**

政策企画部

	~2023年度 (~令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	2027年度 (令和9)	2028年度 (令和10)
社会保障全般	R2.12 全世代型社会保障検討会議「最終報告」(菅政権) R3.11 全世代型社会保障構築会議・公的価格評価検討委員会 R4.05 「報告書」とりまとめ R5.12 「改革工程」とりまとめ (岸田政権)	04.医療、介護、障害福祉等報酬のトリプル改定 06「骨太の方針2024」閣議決定 → 社会保障改革の方向性が提示 全世代型社会保障の推進 高齢化による自然増の範囲内に歳出抑制を目指す方針	10.20 自民党・維新 連立政権合意書 11.17「社会保障改革の推進について」 (内閣総理大臣指示) ・給付付き税額控除の制度設計 ・「国民会議」の設置 等 11.21「強い経済」を実現する総合経済対策 閣議決定 R8.02.26 第1回社会保障国民会議 03.同 給付付き税額控除等に関する実務者会議(1~3回) 03.24 同 有識者会議(第1回)	「社会保障改革元年」(R7.11.27 経財諮会議 04.02 第2回有識者会議(社会保障国民会議) 05.財政審「建議」 夏前:社会保障国民会議「中間とりまとめ」 ・給付付き税額控除 ・食料品の消費税率ゼロ ↓(反映) 06.「骨太の方針」 年内:生活保護基準部会報告書とりまとめ (生活扶助基準の水準、体系の検証等)		
子ども・子育て	R4.4 R5.4 こども基本法施行 R5.12 「こども大綱」 R5.12 「こども未来戦略」 「加速化プラン」(3か年) → 予算規模:3.6兆円	(集中期間) 06.子ども・子育て支援法等一部改正 児童手当、誰でも通園制度、等	大学等授業料・入学料無償化(多子) 出産・子育て応援交付金 児童手当拡充 保育士配置基準改善(1歳 5:1) 等 06.「こどもまんなか実行計画2025」	4.子ども・子育て支援金制度施行 「こども誰でも通園制度」給付開始 ★退職手当共済の掛金、公費助成結論 (保育所等) 4.民法等改正法施行(共同親権、法定養育費制度、等)		(段階的な完成をめざす)
社会的養護	R4.児童福祉法等改正 子育て世帯に対する包括的支援体制の強化	04.こども家庭SW認定資格施行 →04.施行	「社会的養育推進計画」(後期)			(~R11)
介護・高齢者	「介護保険制度の見直しに関する意見」 (R4.12)	04.報酬改定(+1.59) 9.3 高齢社会対策大綱(閣議決定) 12 認知症施策推進基本計画 (~R11年度)	07.「2040 検討会」とりまとめ R7 補正予算 12.「介護保険制度の見直しに関する意見」 (介護保険部会)	(介護保険法等の改正) ★6 臨時報酬改定(処遇改善) 給付費分科会 ★8 食費基準費用額見直し(1日100円引上)	市町村保険料改定 第10期介護保険事業計画 制度改正の施行 令和9年度報酬改定	(~R11)
障害	R3.6 障害者差別解消法 改正 R5.3 障害者差別解消法に基づく基本方針	04.報酬改定(+1.12) 04~ 改正障害者差別解消法により、民間事業者に合理的配慮を義務付け	09. 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する検討会」とりまとめ 12. 高次脳機能障害支援法 成立 R7 補正予算	↑次期計画策定の検討 「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書 ★6 臨時報酬改定	第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画	(~R12)
地域共生社会		04.困難女性支援新法 施行 04.孤独・孤立対策推進法 施行 06.「重点計画」決定 「地域共生社会の在り方検討会議」→ 06.改正住宅セーフティネット法施行	4.1 困窮法改正法施行 →5.28 「中間とりまとめ」 12.社保審福祉部会「報告書」	4/3 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定 → 国会提出 (R4~)第二期成年後見制度利用促進基本計画	→4. 改正法一部施行	? 身寄りのない高齢者支援
処遇改善 物価高騰対策		★処遇改善加算の一本化 介)+1.59%のうち、処遇改善分 +0.98% 障)改定率の外枠で処遇改善加算の 一本化の効果等を合わせれば+1.5% を上回る水準	「医療・介護等支援パッケージ」(補正) (~R8.5)	介護)+2.03 介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.2万円込み)が実現 障害)+1.84 福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現		
関連事項		衆議院総選挙(10月27日)	05「全社協福祉ビジョン2025」 05.「災害対策基本法等の一部を改正する法律」 03.「人口問題白書」(未来を選択する会議)	「第1次国土強靱化実施中期計画」 10.1 カスタマーハラスメント防止措置 義務化 11. 防災庁設置		~ R12年度
内閣等		~10/1 岸田内閣 →石破内閣	10/21~ 高市内閣			

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 82 号」No.1 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>